

---



# 2018年度 成年後見制度利用促進フォーラム

～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～

---

平成30年度 厚生労働省 社会福祉推進事業

「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける  
中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業」

● 開催日 ●

2019年2月20日（水） 10：30～17：00

● 会 場 ●

KFCホール

（東京都墨田区横綱1丁目6番1号KFCビル3階）

● 企 画 ●

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会

（事務局：公益社団法人日本社会福祉士会）



平成30年度 厚生労働省 社会福祉推進事業  
「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける  
中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業」

**2018年度 成年後見制度利用促進フォーラム  
～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～**

**■ 開 催 趣 旨**

成年後見制度利用促進基本計画を受け、各地において権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関設置に向けて、既存の支援の見なおしや体制整備に向けた取り組みが進められています。一方、各地で中核機関の設置を進めるにあたり、自治体や中核機関職員の支援力養成が急務となっています。

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）は、平成30年度厚生労働省社会福祉推進事業として、地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能について、権利擁護センター等への調査に基づき、自治体・中核機関職員に向けた「支援ガイドライン」と「研修プログラム」を開発しています。この度、調査研究成果を報告するとともに、中核機関の支援機能を担う人材育成をテーマに、成年後見制度利用促進フォーラムを開催いたします。

企画：成年後見制度利用促進支援機能検討委員会  
（事務局：公益社団法人 日本社会福祉士会）

## ■ プ ロ グ ラ ム

| 時 間   | 内 容   | 登 壇 者  |
|-------|---|--|
| 10:00 | 受付開始  |  |
| 10:30 | 開会挨拶<br>挨拶  | 西島 善久氏（日本社会福祉士会）<br>梶野 友樹氏（厚生労働省 社会・援護局<br>地域福祉課 成年後見制度利用促進室）  |
| 10:40 | 趣旨説明・講演<br>中核機関の支援機能を<br>担う人材育成に向けて                           | 新井 誠 氏（中央大学教授・本委員会委員長）   |
| 11:15 | 中核機関に求められる<br>支援機能<br>～権利擁護センター等への<br>調査と「実務のための<br>手引き」について～ | 山口 光治氏（淑徳大学教授・<br>ワーキンググループ委員会委員長）<br>コメント<br>大谷 智彦氏（法務省民事局）   |
| 12:00 | 昼食休憩  |  |
| 13:00 | 中核機関の支援機能を<br>担う人材育成に向けて<br>～研修プログラムに<br>ついて～                 | 安藤 亨 氏（豊田市福祉部福祉総合相談課）<br>水島 俊彦氏（日本弁護士連合会）<br>西川 浩之氏（成年後見センター・<br>リーガルサポート）<br>白土 典子氏（いわき市内郷・好間・三和地区<br>保健福祉センター）<br>コメント<br>牧野 奈津美氏（静岡県健康福祉部<br>福祉長寿局 地域福祉課） |
| 14:00 | 診断書の改定と本人情報<br>シートの導入について                                     | 太田 章子氏（最高裁判所事務総局家庭局）<br>コメント<br>五十嵐 禎人氏（千葉大学社会精神保健教育<br>研究センター）  |

|       |  |  |
|-------|--|--|
| 14:30 | 休憩   |  |
| 14:45 | モデル研修<br>中核機関の役割<br>～権利擁護支援の<br>方針についての<br>検討・専門的判断～ | <p>星野 美子氏（日本社会福祉士会）<br/>住田 敦子氏（尾張東部成年後見センター）<br/>田邊 寿氏（伊賀市社会福祉協議会）<br/>矢澤 秀樹氏（伊那市社会福祉協議会）</p> <p>コメント<br/>高江 俊名氏（日本弁護士連合会）<br/>矢頭 範之氏（成年後見センター・<br/>リーガルサポート）<br/>齋藤 敏靖氏（日本精神保健福祉士協会）<br/>小佐波 幹雄氏（品川区社会福祉協議会<br/>品川成年後見センター）<br/>高橋 良太 氏（全国社会福祉協議会<br/>地域福祉部）<br/>川端 伸子氏（厚生労働省社会・援護局<br/>地域福祉課成年後見制度利用促進室）<br/>片桐 公彦氏（厚生労働省社会・援護局<br/>障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室）<br/>坪井 由紀子氏（厚生労働省老健局総務課<br/>認知症施策推進室）</p> |
| 16:55 | 閉会挨拶   | 鹿嶋 隆志氏（日本社会福祉士会）   |

## ■ ご参加にあたって

本日は、2018年度 成年後見制度利用促進フォーラムにご参加いただき、ありがとうございます。  
次 の 事 項 を ご 了 承 の 上、ご参加下さい。

1. 事前にお送りしている参加証を、当日名札としてご利用ください。
2. 会場内での飲食は可能です。ごみはご自身でお持ち帰りください。  
(KFC ビル内に自動販売機があります。また、近辺にコンビニエンスストアがあります。)
3. 携帯電話はマナーモードに切り替えていただき、通話はお控えください。
4. 本日は会場内が満席となる予定です。できるだけ奥のあいている座席よりご利用ください。荷物は座席に置かず、お足下もしくは受付のクロークをご利用ください。  
なお、貴重品はお手元にて管理ください。
5. 本日のフォーラムについて、動画撮影を行います。本日のフォーラムの動画と資料  
(一部)は、公益社団法人日本社会福祉士会ホームページにて4月以降に掲載を  
予定しています。なお、講義(講演)の録音・録画は固くお断りいたします。
6. 本日フォーラムの様子は主催者およびマスコミ各社等が写真撮影を行い、新聞各紙  
および、日本社会福祉士会広報誌等への掲載を行う場合がありますので、ご了承をお  
願いします。
7. 本ホールは、フォーラム終了後、翌日の事業準備の予定が入っております。  
恐れ入りますが、フォーラム終了後、速やかな会場からの退場にご協力いただきます  
よう、お願い申し上げます。
8. 社会福祉士の方は、本フォーラムをすべて受講した場合、日本社会福祉士会生涯研修  
制度の単位(生涯研修制度独自の研修・実績5時間)となります。

開 会 挨 拶

西島 善久 氏  
(公益社団法人 日本社会福祉士会 会長)



挨拶

梶野 友樹 氏  
(厚生労働省 大臣官房 参事官  
社会・援護局 地域福祉課  
成年後見制度利用促進室 室長)



---

---

## 趣旨説明・講演

### 中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて

---

---

新 井 誠 氏

(中央大学 法学部 教授

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会

本委員会 委員長)

中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 本委員会 委員長  
中央大学 教授  
新井 誠

I 成年後見法のスタート 2000年4月

1. 基本理念

- ① ノーマライゼーション
- ② 自己決定権の尊重
- ③ 身上保護の重視

2. 五大ポイント

- ① 任意後見制度の導入
  - ② 補助制度の創設
  - ③ 身上配慮義務
  - ④ 成年後見登記の新設
  - ⑤ 区市町村長の申立権
- 任意後見と法定後見  
「任意後見優先の原則」
- 成年後見の「社会化」

3. 運用実績（2017年12月末時点での利用者数）

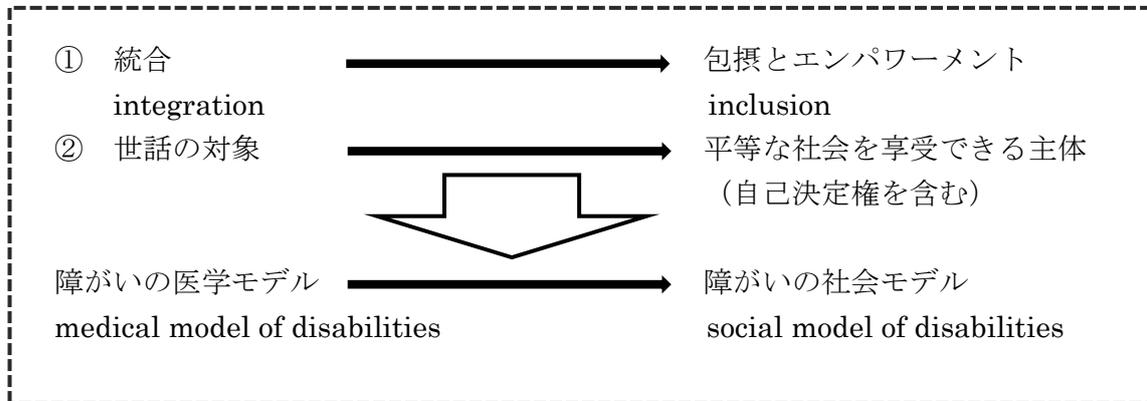
- ① 成年後見制度 210,290人
- ② 後見 165,211人
- ③ 保佐 32,970人
- ④ 補助 9,593人
- ⑤ 任意後見 2,516人

4. 運用実績の分析

- ① 利用全般の不振
- ② 任意後見契約締結率の低迷
- ③ 後見の偏重
- ④ 補助の低迷
- ⑤ 国際比較

## II 障害者権利条約 2006年12月

### 1. パラダイムの転換



### 2. 特別規定

条約 12 条

「障害者は生活のあらゆる側面において他の者との平等を基礎として法的能力を享受する」

### 3. 条約と自己決定権

伝統的な考え方 = 代理意思決定  
Substituted decision making

条約の考え方 = 支援付き意思決定  
Supported decision making

### 4. 条約への対応

#### ① 条約の要請

- (1) 任意後見優先
- (2) 自動的かつ全面的な代理意思決定は禁止  
→ 「必要最低限の介入の原則」
- (3) 代理意思決定（法定代理）は一定の条件の下でのみ許容  
→ 権利・意思・選好の尊重、利益相反禁止、適合性、期間限定  
(条約 12 条 4 項)

#### ② 日本の対応

- (1) 後見類型
  - (a) 自動的・画一的な能力制限
  - (b) 期間の制限なし
  - (c) 多数の欠格条項
  - (d) 医療行為の同意権なし

- (2) 保佐類型・補助類型
  - 二種類存置、一元化（利用促進法 11 条 7 項）
- (3) 任意後見の促進（利用促進法 11 条 5 項）
  - 信託制度の活用

### Ⅲ 横浜宣言の発出 2010 年 10 月

- 1. 第 1 回成年後見法世界会議の開催
- 2. 横浜宣言の意義
  - ① 2010 年版
  - ② 2016 年改訂版
- 3. 公的支援システムの創設
- 4. 信託制度の活用（2010 年版）

### Ⅳ 成年後見制度利用促進法の制定 2016 年 4 月

- 1. 意義
  - ① 「横浜宣言」における「日本の課題」
  - ② 公的支援システムの創設
- 2. 体制
  - ① 成年後見制度利用促進会議
  - ② 成年後見制度利用促進委員会
  - ③ 基本計画
- 3. 基本計画の閣議決定（2017 年 3 月）
  - ① 利用者がメリットを感じる制度
  - ② 地域連携ネットワーク
  - ③ 不正防止
  - ④ 新しい金融商品の開発
- 4. 基本計画のポイント
  - ① 公的支援体制の整備＝中核機関の設置
    - (1) 理念
    - (2) 具体化の方途

行政、司法、民間の支援ネットワークの構築  
＝ 基本計画の「地域連携ネットワーク」

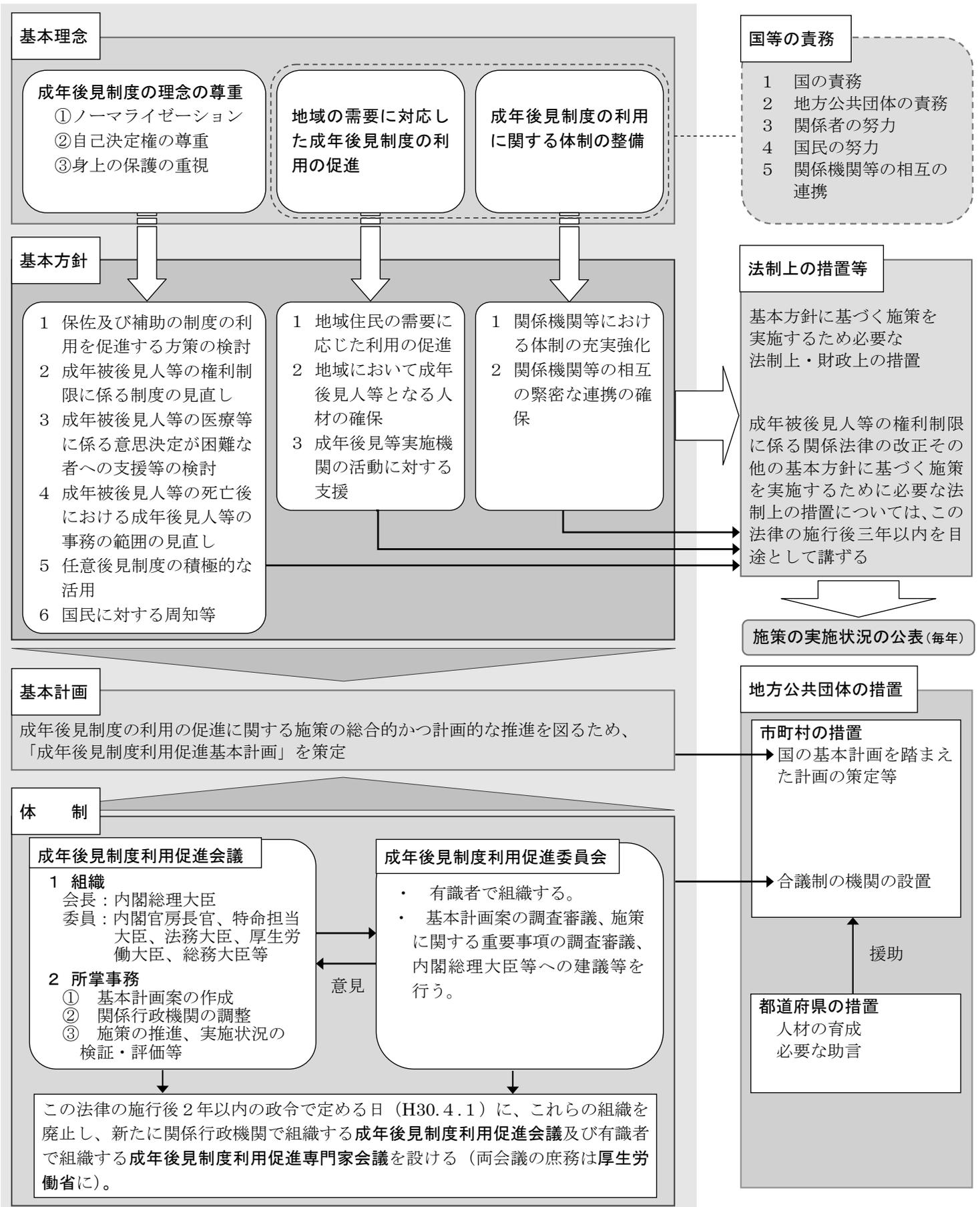
- ② 意思決定支援の促進 = 保佐・補助、任意後見の活用
  - (1) 理念
  - (2) 具体化の方途
- ③ 身上保護の重視
  - (1) 理念
  - (2) 具体化の方途
- ④不正防止の徹底

## 5. 調査研究事業

- ① 2017年度  
「地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業」 = 体制整備
- ② 2018年度  
「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける支援機能のあり方に関する調査研究事業」 = 人材育成（研修プログラム）

## 6. 展望

# 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図 ※平成28年4月8日成立、同年5月13日施行



## その他

この法律は、公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日（H28.5.13）から施行するものとする。

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業  
 地域における成年後見制度の利用に関する相談機関やネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業

# 地域における成年後見制度利用促進に向けた 体制整備のための手引き

## < 概要 >



## 成年後見制度利用促進体制整備委員会

(事務局: 公益社団法人 日本社会福祉士会)

厚生労働省 平成29年度老人保健健康増進等事業 【テーマ番号89】  
 地域における成年後見制度の利用に関する相談機関や  
 ネットワーク構築等の体制整備に関する調査研究事業 <概要>

### 【事業目的】

- ・成年後見制度利用促進策の強化のため、支援の各場面やネットワークの構築について、支援機能の担い方・手法を整理する。
- ・権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に携わる者、その他地域連携ネットワークに参画する者等が、地域における権利擁護支援のための体制づくりを進めるにあたっての指針や手引きの作成を行う。

### 【事業内容】

#### 1 成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面に関する実態調査

- (1) 成年後見支援センター等に対する支援場面毎の調査(ヒアリング調査、11機関)
- (2) 平成29年度「成年後見制度利用促進のための相談機関や地域ネットワークの構築などの体制整備」事業実施自治体へのヒアリング調査(3都道府県)
- (3) 中核機関の立ち上げに関するフォーカスグループインタビュー調査(4機関)

#### 2 手引きの開発

権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築および中核機関の設置等に関して、成年後見制度利用促進策の強化が必要な場面別に、標準的な支援機能を示すとともに、地域連携ネットワークの構築を行う際、支援機能を具体的に展開するための指針となる手引きを開発する。

#### 3 フォーラムの開催

市区町村担当者等を対象に、成年後見制度利用促進と本研究にて開発した手引きを広報・周知し、各地での中核機関の立ち上げ・支援機能の展開を推進する。  
**(2018年3月7日東京にて開催)**

#### 4 報告書のとりまとめ

1～3の結果を報告書にとりまとめ、ウェブサイトに掲載する。

### 【事業実施体制】

本委員会の設置(4回)

ワーキンググループの設置(8回)



# 地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き(概要)

## 第Ⅰ章 いま、地域連携ネットワークを住民の身近に構築していく必要性

- 1 地域共生社会の推進、個人の権利擁護として ～何のための制度か～
- 2 利用者にメリットのある制度とするために ～誰のための制度か～
- 3 地域の将来を見通した全体構想、権利擁護・成年後見利用の体制整備を

→何のための、誰のための成年後見制度利用促進なのか、背景と成年後見制度利用促進に向けた体制整備の必要性をまとめています。

## 第Ⅱ章 中核機関の役割

- 1 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関等の役割
- 2 中核機関の果たす具体的役割

→「中核機関の役割」、あるべき中核機関の姿を明らかにし、主要な概念を整理しています。  
また、中核機関を設置・運営し権利擁護支援の地域連携ネットワークが動き出すことで「期待される効果」を示しています。

## 第Ⅲ章 中核機関等の整備に向けた取組

- 1 市町村における中核機関の設置・運営
- 2 地域連携ネットワークの支援機能の整備
- 3 地域連携ネットワークの発展に向けて
- 4 都道府県の役割

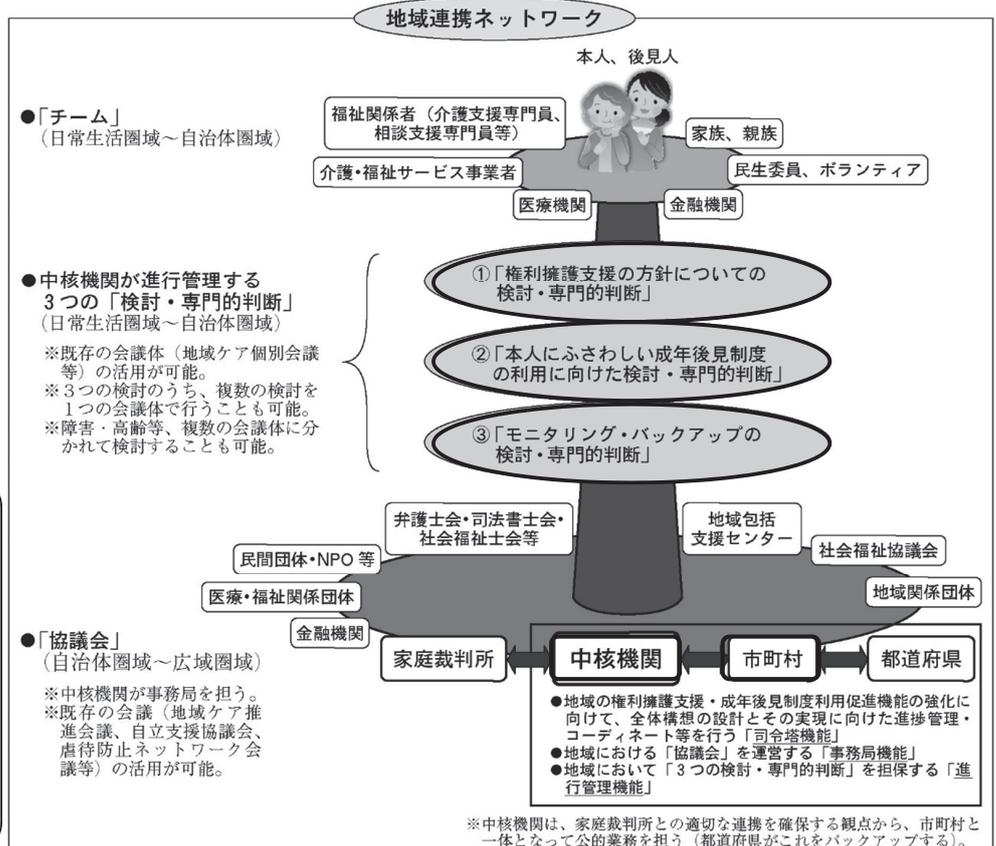
→中核機関の立ち上げ、整備に向けて、中核機関、協議会、計画策定等体制整備の流れ（フロー）、家庭裁判所と自治体の連携、都道府県の役割等について、具体的な方策、事例等を記述しています。

3



## 地域連携ネットワークにおける「チーム」、「中核機関」、「協議会」の連関イメージ （「手引き」第Ⅱ章P15より）

**中核機関の役割**  
ア：地域の権利擁護支援・成年後見利用促進機能の強化に向けて、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う「司令塔機能」  
イ：地域における「協議会」を運営する「事務局機能」  
ウ：地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」



内閣府「地域連携ネットワークのイメージ」を参考に作成。

4



# 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割(フロー図)

(「手引き」第Ⅱ章P19より)

支援の各段階と、地域において「3つの検討・専門的判断」を担保する「進行管理機能」

## (1) 広報・啓発段階

## (2) 相談受付、アセスメント、支援の検討(支援方針検討)段階

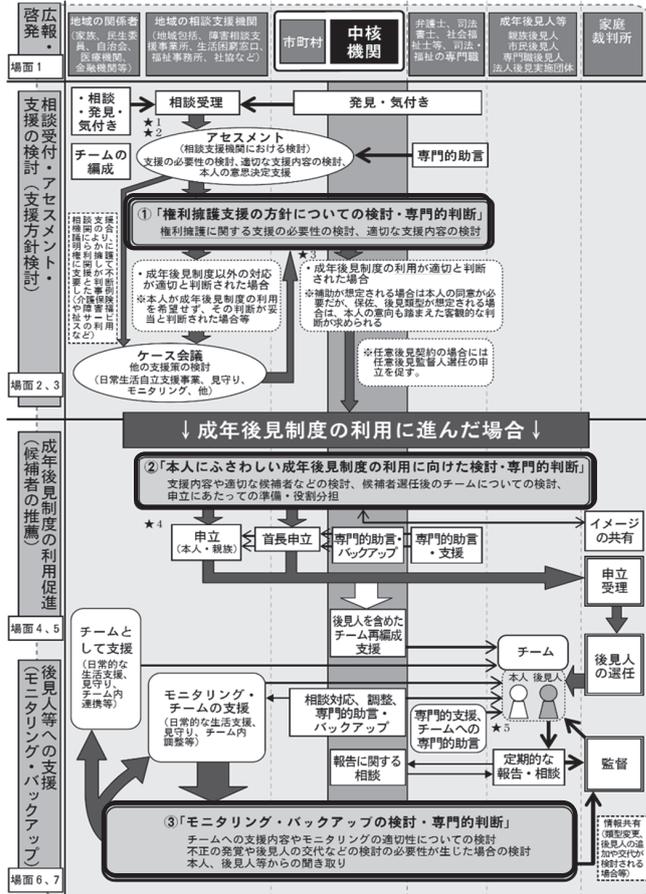
### ① 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

## (3) 成年後見制度の利用促進(候補者推薦)段階

### ② 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

## (4) 後見人等への支援(モニタリング・バックアップ)段階

### ③ モニタリング・バックアップの検討・専門的判断



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。



# 「中核機関の役割・機能と期待される効果」

(手引き第Ⅱ章P20-21より)

## ■現状の課題(例示)

(フロー図における「目詰まり」)

|                      |  |
|----------------------|--|
| 広報・啓発                | ・【本人、家族、住民等】制度が知られていない   |
|                      | ・【包括等相談窓口】制度が知られていない   |
| 相談受付                 | ・【本人、家族、住民等】成年後見制度の相談先がわからない                                       |
|                      | ・【本人、家族、住民等】相談しても、自治体や家庭裁判所にたらい回しにされる                              |
| アセスメント・支援の検討(支援方針検討) | ・【地域の相談支援機関、市町村等】権利擁護の課題に関する法的な支援の必要性がわからない                        |
|                      | ・【地域の相談支援機関、施設等】ケース検討で成年後見ニーズが判断されない(その結果、包括等適切な機関につながらない)         |
|                      | ・【社会福祉協議会等】日常生活自立支援事業や生活困窮者自立支援事業等において、利用者の判断能力が低下しても、事業を利用し続けている  |
|                      | ・【地域の相談支援機関、施設等】任意後見契約を締結している本人の判断能力が低下しても、任意後見が開始されない(監督人が選任されない) |

## ■中核機関の役割・機能

|   |
|---|
| 研修・講演会等による周知・広報                                   |
| 明確な相談窓口の設置(各自治体・中核機関) 本人・親族・施設・病院・事業所等への相談対応・相談会  |
| 相談機関における検討への専門職の派遣(法律・福祉) 権利擁護支援のアセスメント、後見ニーズの見極め |
| 検討・専門的判断1 支援方針検討 自治体支援者相談機関等方針決定・首長申立て判断等         |
| 日常生活自立支援事業からの移行、生活困窮者自立支援事業等における利用促進              |
| 任意後見発動の監督人選任のタイミングに関する助言、サポート                     |

## ■期待される効果

(フロー図における「目詰まり」がどう解消されるのか)

|  |
|--|
| ・制度を本人、家族、住民、地域の福祉関係者が理解する。<br>・本人に身近な人が発見・気付き、相談に繋がりがやすくなる。 |
| ・成年後見に関する相談窓口が明確化される。<br>・相談の機会が増える。<br>→相談が行われやすい環境が整う。     |
| ・ケース検討に専門職が参加することで法的な課題が明らかになり、成年後見制度の利用を含めたケース検討が行われる。      |
| ・相談機関関係者等が適切にケースを分析・判断し、必要な支援方針の見立てが行われるようになる                |
| ・本人の状態変化に応じて、適切な時期に成年後見制度の利用につながるようになる。                      |
| ・本人の状態変化に応じて、適切な時期に任意後見監督人選任を行うことができるようになる。                  |



# 「中核機関の役割・機能と期待される効果」

(手引き第Ⅱ章P20-21より)

## ■現状の課題(例示)

(フロー図における「目詰まり」)

## ■中核機関の役割・機能

## ■期待される効果

(フロー図における「目詰まり」がどう解消されるのか)

成年後見制度の利用促進(候補者の推薦)

|   |
|---|
| ・[本人、家族等]<br>申立書類作成のハードルが高い                                 |
| ・[自治体]<br>首長申立を行った経験がない                                     |
| ・[本人、家族、地域の相談支援<br>機関、自治体等]<br>誰を成年後見人等候補者と<br>すればよいのかわからない |
| ・[自治体等]<br>適切な成年後見人等候補者が<br>いない、少ない                         |

|   |
|---|
| 申立に関わる相談・支援                                   |
| 検討・専門的判断2 適切な候補者<br>推薦のための検討<br>(候補者・チームの見立て) |
| 市民後見人の研修等養成、<br>法人後見の担い手育成・活動<br>支援           |

|   |
|---|
| 申立者が申立を行いやすくなる。                                   |
| 成年後見制度の利用が必要なケ<br>ースについて、適切に首長申立が行<br>えるようになる。    |
| ・後見人候補者が養成され、地域<br>内の受任体制が充実する。<br>・市民への広報・啓発となる。 |

後見人等への支援(モニタリングバックアップ)

|  |
|--|
| ・[後見人等]<br>後見人一人では解決できない<br>問題が多い                        |
| ・[後見人等]<br>後見活動について不明なことを<br>相談する先がない                    |
| ・[家族、後見人等]<br>本人の状態が変化した<br>が、相談先がわからない                  |
| ・[本人、家族、地域尾相談支援<br>機関等]<br>選任された後見人の活動に<br>疑問な点があり、相談したい |
| ・[後見人等]家庭裁判所報告書の<br>書き方がわからない                            |

|                                  |
|----------------------------------|
| チーム等支援会議の調整・コーディネ<br>ット          |
| 後見人等の相談窓口の明確化・<br>バックアップ         |
| 検討・専門的判断3 モニタリング、<br>家庭裁判所との連絡調整 |
| 報告書等書類作成支援                       |

|   |
|---|
| 本人・後見人が相談し連携できる<br>チームが、身近な地域につくられる。                                  |
| 親族・市民後見人等が不明なことを<br>相談し、適切な支援を受けられる。                                  |
| 中核機関と家庭裁判所の間で連<br>携・調整が行われ、必要と判断され<br>た場合には類型変更や、後見人の<br>交代等が行われる。    |
| 家庭裁判所への報告書作成ほか、難<br>易度の高い書類作成の支援が受けら<br>れるようになる。<br>後見活動の相談・助言の機会となる。 |

7



# 地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き(ヒント・ポイント解説)



## ヒント!

- P37 何をもって「中核機関」の設置と捉えるのか
- P38 市町村社協における成年後見制度への取組状況  
～全国社会福祉協議会「成年後見にかかる実態調査」  
結果から
- P39 機能整備のエリア設定等に際して検討すべき要素
- P84 成年後見人等支援の場面における家庭裁判所との  
連携
- P93 平成29年度12月12日付局長通知で示された「市町村  
地域福祉計画」に盛り込むべき事項」
- P94 地域の実情に応じた自治体体制整備  
初動期工程の考え方 例示  
成年後見制度利用促進にかかる市町村の計画



## ポイント解説

- P53 ①中核機関の「進行政管理機能」としての「チーム」、  
「3つの検討・専門的判断」、「協議会」
- P55 ②家庭裁判所が地域連携ネットワークに入ることの  
意義、効果
- P64 ③中核機関設置に向けた各段階での家庭裁判所との  
連携について
- P82 ④候補者推薦機能の充実に向けた一歩としての、家庭  
裁判所との連携強化による首長申立等の候補者選任
- P88 ⑤市民後見人等の活用に向けた家庭裁判所との連携

8



# 地域における成年後見制度利用に向けた 体制整備のための手引き 参考事例のご紹介



## 参考事例のご紹介

- P.42 ○現状の成年後見等に関する相談機関設置の事例（考え方・プロセス・機能等）  
単独・直営 福島県いわき市の場合（いわき市役所保健福祉部保健福祉課）  
単独・社協委託 愛知県豊田市の場合 豊田市成年後見支援センター（愛知県豊田市）  
広域・社協委託 上伊那圏域の場合 上伊那成年後見センター（長野県上伊那圏域）  
広域・NPO新設 尾張東部圏域の場合 尾張東部成年後見センター（愛知県尾張東部圏域）
- P.63 ○愛知県豊田市における中核機関等設置のプロセス
- P.66 ○地域の成年後見ニーズ予測の考え方①  
～上伊那圏域成年後見センター構築検討資料 2010/9/3 より  
○地域の成年後見ニーズ予測の考え方②  
～佐渡市社会福祉協議会成年後見センターの取組より
- P.75 ○後見実施機関の活動を通じた「地域後見体制」の仕組みづくりの実践  
○出張相談によるニーズ把握のための工夫  
○多様な対象に対して制度周知を行い、地域の理解者を増やす
- P.78 ○地域の関係機関との重層的なネットワークの構築と多くの会議を通じて権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチ  
○相談窓口職員に対する研修の実施
- P.79 ○権利擁護に関する支援の必要性がないと判断した相談を、本人に適切な支援が行える地域の機関につないでいる  
○本人の状態に応じた制度利用が行えるような相談窓口体制の整備
- P.83 ○家庭裁判所に対するわかりやすい情報の整理、提供  
○市長申立案件に関する対応フロー図、会議書式の整備  
○「法人後見受任ガイドライン」を作成し、センターが法人後見を受任する基準を明確にしている
- P.86 ○市民後見人への相談対応、フォロー体制の構築  
○成年後見人等サポートの実施
- P.90 ○市民～関係者各層別の実践的研修の実施  
○支援者育成のための工夫
- P.91 ○市民後見人の育成、フォロー体制の構築
- P.95 ○市町村計画策定事例（単独計画として、他の部門別計画と一体的計画として）
- P.101 ○成年後見制度の利用を促進するための条例の制定
- P.103 ○県内自治体の取組・進捗の実態把握と情報共有に関連して  
○都道府県管内における権利擁護・成年後見ニーズ・供給体制の把握や確保策等の支援
- P.104 ○広域での協議会、中核機関の設置・運営に関する基礎自治体支援に関連して
- P.110 ○静岡県賀茂地区における広域連携の取り組みと県域機関による支援について

# 成年後見制度利用促進体制整備委員会 委員・オブザーバー構成

## 本委員会 委員

|           |  |
|-----------|--|
| 新井 誠（委員長） | 中央大学 法学部 教授<br>一般社団法人 成年後見法学会 理事長            |
| 五十嵐 禎人    | 医師（千葉大学社会精神保健教育研究センター）                       |
| 池田 恵利子    | 公益社団法人 日本社会福祉士会 参事<br>（成年後見制度利用促進特命担当）       |
| 植村 豊      | 北海道 保健福祉部 福祉局 障がい者保健福祉課 課長                   |
| 小原 秀和     | 一般社団法人 日本介護支援専門員協会 副会長                       |
| 鹿嶋 隆志     | 公益社団法人 日本社会福祉士会 理事                           |
| 高橋 良太     | 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 地域福祉部 部長                    |
| 土肥 尚子     | 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター 委員                  |
| 長谷川 和世    | 公益社団法人 認知症の人と家族の会 理事                         |
| 星野 美子     | 公益社団法人 日本社会福祉士会 理事                           |
| 矢澤 秀樹     | 社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会<br>上伊那成年後見センター 所長          |
| 矢頭 範之     | 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート<br>理事長              |
| 山崎 智美     | 公益社団法人 日本社会福祉士会 副会長<br>権利擁護センターぱあとな運営協議会 委員長 |
| 山本 繁樹     | 社会福祉法人 立川市社会福祉協議会<br>地域あんしんセンターたちかわ          |

## ワーキンググループ委員会 委員

|            |                                      |
|------------|--------------------------------------|
| 山口 光治（委員長） | 淑徳大学 副学長・<br>総合福祉学部社会福祉学科 教授         |
| 安藤 亨       | 豊田市福祉部福祉総合相談課<br>地域福祉担当主査            |
| 井上 雅哉      | 社会福祉法人 鯉ヶ沢町社会福祉協議会<br>事務局次長          |
| 鹿嶋 隆志      | 公益社団法人 日本社会福祉士会 理事                   |
| 齋藤 敏靖      | 公益社団法人日本精神保健福祉士協会<br>クローバー運営委員会 副委員長 |
| 田邊 寿       | 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会<br>地域福祉部 部長        |
| 土肥 尚子      | 日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援<br>センター 委員      |
| 西川 浩之      | 公益社団法人成年後見センター・<br>リーガルサポート 専務理事     |
| 星野 美子      | 公益社団法人日本社会福祉士会 理事                    |
| 矢澤 秀樹      | 社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会<br>上伊那成年後見センター 所長  |

## オブザーバー

|                                      |
|--------------------------------------|
| 厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室               |
| 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 |
| 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課                   |
| 内閣府 成年後見制度利用促進担当室                    |
| 法務省 民事局                              |
| 最高裁判所 事務総局 家庭局                       |

Memo



---

---

## 中核機関に求められる支援機能

### ～権利擁護センター等への調査と 「実務のための手引き(仮称)について」～

---

---

#### ○報告

山口 光治氏 (淑徳大学 教授  
成年後見制度利用促進支援機能検討委員会  
ワーキンググループ委員会 委員長)

#### ○コメント

大谷 智彦氏 (法務省 民事局 局付)

# 中核機関に求められる支援機能

～権利擁護センター等への調査と  
「実務のための手引き(仮称)」について～

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会  
ワーキング・グループ委員会 委員長  
淑徳大学 副学長 教授 山口 光治

1

平成30年度社会福祉推進事業(重点テーマ15番)

2019年2月現在

## 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける 支援機能のあり方に関する調査研究事業

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会  
(事務局 公益社団法人 日本社会福祉士会)

### 事業目的

・中核機関が地域連携ネットワークの要として機能し、支援機能を発揮するための要件を明らかにするため、支援機能に関する調査研究を行い、中核機関に配置する人材の育成のための研修プログラム、支援ツール等を開発する。

### 事業内容

中核機関の支援機能の展開にむけた調査研究と、人材の育成のための研修プログラム等の開発  
(中核機関支援)

- ・既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査(390ヶ所を対象に2018年8月に実施)
- ・ヒアリング調査(7箇所を対象に、2018年8月～11月に実施)

- ↓
- ①自治体・中核機関職員のための支援の実務において参考となる事例や支援ツール等の開発  
→「成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き(仮称)」の開発
  - ②「市町村職員・中核機関職員のための研修プログラム(基礎研修・応用研修)」の開発
  - ③「2018年度成年後見制度利用促進フォーラム～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～」の開催

### 事業実施体制

本委員会(委員10名)の設置(4回)

ワーキング・グループ委員会(委員11名)を設置(7回)

## 中核機関に求められる支援機能

～権利擁護センター等への調査と「実務のための手引き(仮称)」について～

### 1 権利擁護センター等への調査について(報告)

- (1) アンケート調査
- (2) ヒアリング調査

### 2 中核機関職員・行政担当職員に「求められる視点と5つの支援力」

### 3 「実務のための手引き(仮称)」について

(4 研修プログラムについて)

3

## 1 権利擁護センター等への調査について (調査結果暫定版より概要報告)

### (1) 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

#### 1. 調査目的

成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)に基づき、地域の成年後見制度利用促進の体制整備を中心となって推進する主体となる中核機関の職員を育成するための研修プログラムの開発、支援ツールやガイドラインの作成を目的に、中核機関の機能の一部を担っていると思われる権利擁護センター等の実務実施状況について調査を行った。

#### 2. 調査対象

全国社会福祉協議会が実施した「平成29年度成年後見制度に係る取組状況調査」により「権利擁護センター等を設置している」と回答した社会福祉協議会、中核機関が担う実務に取り組まれているNPO法人、平成29年度末時点の自治体直営の中核機関等(設置予定を含む)390カ所

#### 3. 調査方法

郵送によるアンケート調査(調査票の回収にあたっては、メール回答も可能とした)

#### 4. 調査期間

平成30年8月6日～平成30年8月31日

#### 5. 回収状況

回収数 263件、回収率 67.4% (うち有効回答数259件)

|         | 件数  | 回収率   |
|---------|-----|-------|
| 発送数     | 390 | -     |
| 回収数     | 263 | 67.4% |
| うち有効回答数 | 259 |       |

259件の人口規模別の分布

|              | 件数  | %      |
|--------------|-----|--------|
| 1万人未満        | 21  | 8.1%   |
| 1万人以上5万人未満   | 52  | 20.1%  |
| 5万人以上10万人未満  | 48  | 18.5%  |
| 10万人以上30万人未満 | 81  | 31.3%  |
| 30万人以上       | 57  | 22.0%  |
| 合計           | 259 | 100.0% |

4

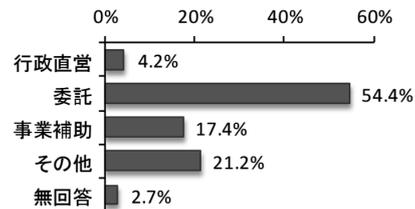
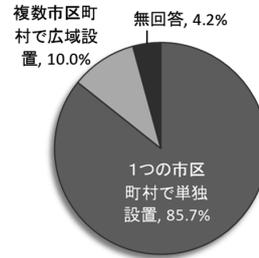
# 1 権利擁護センター等への調査について (調査結果暫定版より概要報告)

## (1) 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

### ●調査対象機関の概要

・センターの設置方法は、「1つの市区町村で単独設置」が8割強、「複数市区町村で広域設置」が約1割。

・運営方式では、「委託」が約5割と最も多く、次いで「その他※1」が約2割、「事業補助」が2割弱。委託先としては、「社会福祉協議会」が9割を超える。



※1「その他」

・委託+事業補助 (11) ・社協の単独事業 (8) ・委託+事業補助+その他 (5)  
 ・委託+その他 (3) ・共同運営等 ・市が設置した一般社団法人等

# 1 権利擁護センター等への調査について (調査結果暫定版より概要報告)

## (1) 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

### ●実施している事業

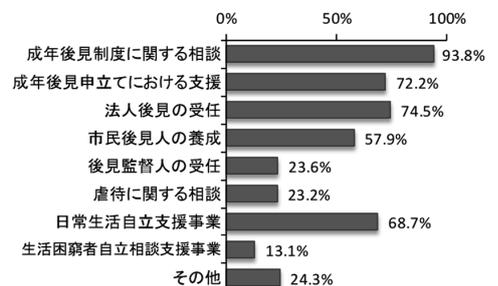
・実施している事業については「成年後見制度に関する相談」が93.8%と最も高く、次いで「法人後見の受任」が74.5%、「成年後見申立てにおける支援」が72.2%となっている。

・人口規模別にみると、も割合が高い項目は、いずれも「成年後見制度に関する相談」となっているが、2番目に割合が高い項目は、「1万人未満」では「日常生活自立支援事業」が90.5%、「30万人以上」では「市民後見人の養成」が80.7%となっており、人口規模により実施している事業の割合が異なっている。

実施している事業

(複数回答)

| 事業            | 件数  | %     |
|---------------|-----|-------|
| 成年後見制度に関する相談  | 243 | 93.8% |
| 成年後見申立てにおける支援 | 187 | 72.2% |
| 法人後見の受任       | 193 | 74.5% |
| 市民後見人の養成      | 150 | 57.9% |
| 後見監督人の受任      | 61  | 23.6% |
| 虐待に関する相談      | 60  | 23.2% |
| 日常生活自立支援事業    | 178 | 68.7% |
| 生活困窮者自立相談支援事業 | 34  | 13.1% |
| その他           | 63  | 24.3% |
| 全体            | 259 |       |



# 1 権利擁護センター等への調査について (調査結果暫定版より概要報告)

## (1) 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

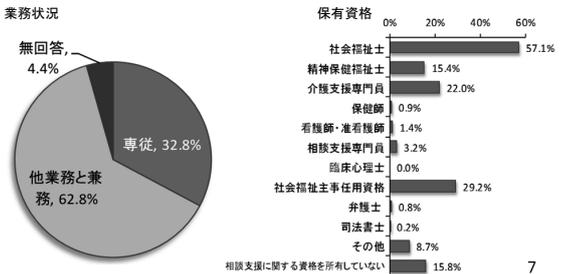
### ●調査対象機関の職員体制

- センター業務に関わる職員の人数の1カ所あたり平均人数は5.2人。人口規模別にみると、人口規模「1万人未満」では2.2人、「30万人以上」では9.0人と差がある。
- 雇用形態別では、正規職員の割合は全体では約6割。人口規模別にみると「1万人未満」では9割強、「30万人以上」では約5割であり、人口規模が大きくなるにつれ、正規職員の割合が低くなっている。
- 業務状況については、全体として「他業務と兼務」が約6割、「専従」が約3割。人口規模が小さい地域ではほぼ兼務体制となっている。
- 保有資格については、「社会福祉士」が57.1%と最も高く、次いで「社会福祉主事任用資格」が29.2%、「介護支援専門員」が22.0%となっている。

図表 職員の雇用形態別平均人数(人口規模別)

|              | 回答件数<br>(カ所) | 職員数            | 雇用形態別         |               |               |
|--------------|--------------|----------------|---------------|---------------|---------------|
|              |              |                | 正規            | 非正規<br>常勤     | 非正規<br>非常勤    |
| 全体           | 256件         | 5.2人<br>100.0% | 3.0人<br>57.1% | 1.2人<br>23.2% | 1.0人<br>19.5% |
| 1万人未満        | 20件          | 2.2人<br>100.0% | 2.1人<br>95.3% | 0.1人<br>4.7%  | 0.0人<br>0.0%  |
| 1万人以上5万人未満   | 50件          | 3.4人<br>100.0% | 2.3人<br>69.2% | 0.7人<br>21.3% | 0.3人<br>9.5%  |
| 5万人以上10万人未満  | 48件          | 4.7人<br>100.0% | 2.9人<br>62.9% | 1.0人<br>20.5% | 0.9人<br>18.2% |
| 10万人以上30万人未満 | 81件          | 4.7人<br>100.0% | 2.7人<br>57.4% | 1.3人<br>27.3% | 0.7人<br>15.3% |
| 30万人以上       | 57件          | 9.0人<br>100.0% | 4.3人<br>47.4% | 2.1人<br>23.9% | 2.6人<br>28.6% |

図表 業務状況



※回答のあったセンター256カ所の全職員数1,325人について集計

# 1 権利擁護センター等への調査について (調査結果暫定版より概要報告)

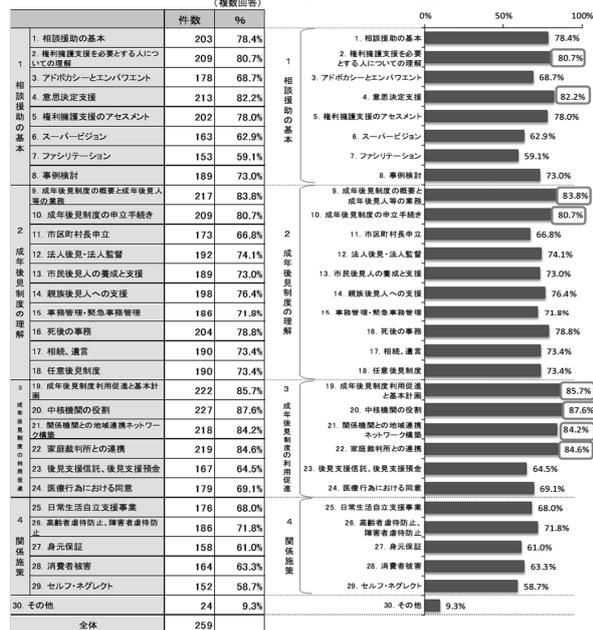
## (1) 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

### ●人材育成に当たり必要だと思う研修 (講義・演習)

- 中核機関の人材育成にあたってどのような研修が必要だと思うかをたずねたところ、「20.中核機関の役割」が87.6%と最も高く、次いで「19.成年後見制度利用促進と基本計画」が85.7%、「22.家庭裁判所との連携」が84.6%、「21.関係機関との地域連携ネットワーク構築」が84.2%となっている。

- また、「9.成年後見制度の概要と成年後見人等の業務」「4.意思決定支援」「2.権利擁護支援を必要とする人についての理解」「10.成年後見制度の申立て手続き」についてもそれぞれ8割を超えている。

人材育成に当たり必要だと思う研修 (講義・演習)

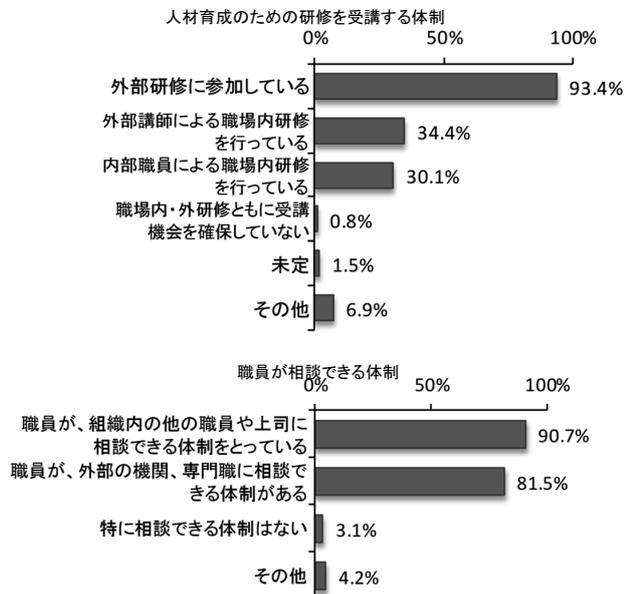


# 1 権利擁護センター等への調査について (調査結果暫定版より概要報告)

## (1) 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

### ●職員への支援

- 人材育成のための研修を受講する体制があるかについては、「外部研修に参加している」が93.4%と最も高く、次いで「外部講師による職場内研修を行っている」が34.4%、「内部職員による職場内研修を行っている」が30.1%。
- センターにおいて職員が相談できる体制を整えているかについては、「職員が、組織内の他の職員や上司に相談できる体制をとっている」が90.7%、「職員が、外部の機関、専門職に相談できる体制がある」が81.5%と、何らかの相談体制を整えている。なお、人口規模が小さくなるにつれ、職場内や外部において相談できる体制を整えている割合は低くなる傾向にある。



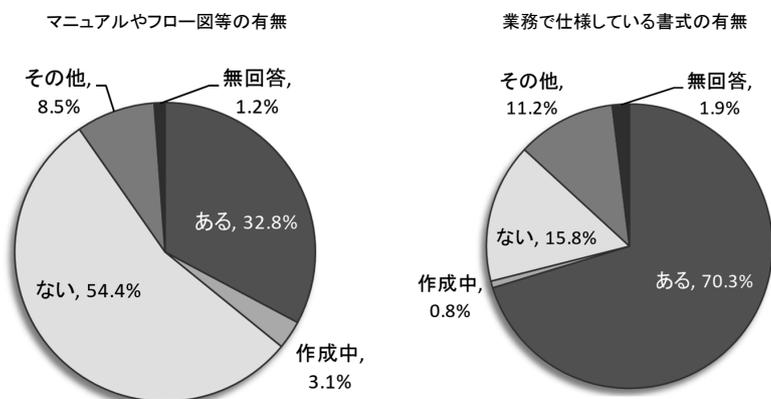
9

# 1 権利擁護センター等への調査について (調査結果暫定版より概要報告)

## (1) 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

### ●マニュアル、書式等について

- 職員が業務で仕様するマニュアルや支援の流れに関するフロー図等は、「ない」が約5割、「ある」が約3割である。
- 職員が業務で仕様している書式や帳票類等については、「ある」が約7割、「ない」が1～2割である。



10

# 1 権利擁護センター等への調査について (調査結果暫定版より概要報告)

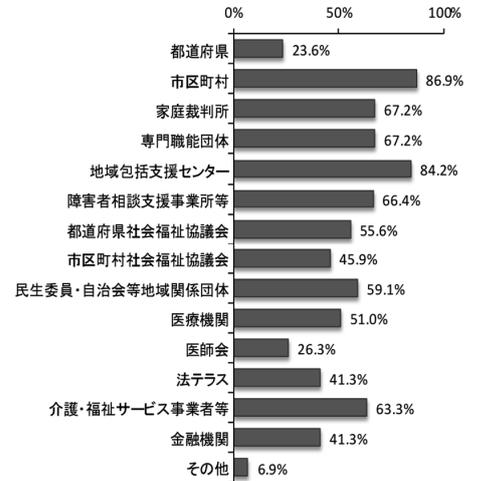
## (1) 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

### ●地域の関係機関等との連携について

成年後見制度を推進するにあたり、連携している関係機関や団体等については、「市区町村」が86.9%と最も高く、次いで「地域包括支援センター」が84.2%、「家庭裁判所」「専門職能団体」がいずれも67.2%となっている。

成年後見制度を推進するために連携している関係機関・団体 (複数回答)

|                 | 件数  | %     |
|-----------------|-----|-------|
| 都道府県            | 61  | 23.6% |
| 市区町村            | 225 | 86.9% |
| 家庭裁判所           | 174 | 67.2% |
| 専門職能団体          | 174 | 67.2% |
| 地域包括支援センター      | 218 | 84.2% |
| 障害者相談支援事業所等     | 172 | 66.4% |
| 都道府県社会福祉協議会     | 144 | 55.6% |
| 市区町村社会福祉協議会     | 119 | 45.9% |
| 民生委員・自治会等地域関係団体 | 153 | 59.1% |
| 医療機関            | 132 | 51.0% |
| 医師会             | 68  | 26.3% |
| 法テラス            | 107 | 41.3% |
| 介護・福祉サービス事業者等   | 164 | 63.3% |
| 金融機関            | 107 | 41.3% |
| その他             | 18  | 6.9%  |
| 全体              | 259 |       |



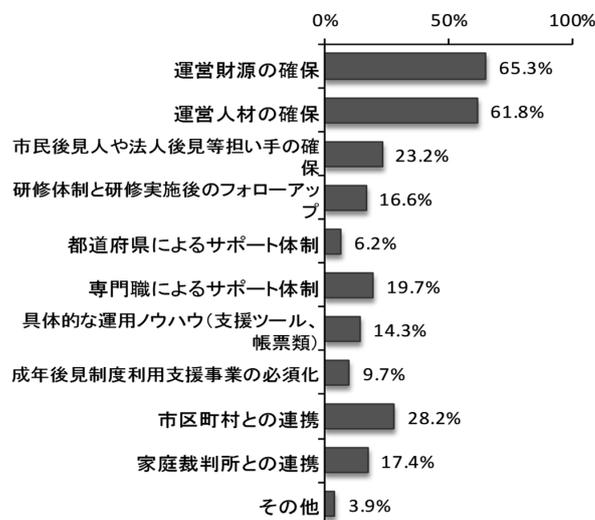
# 1 権利擁護センター等への調査について (調査結果暫定版より概要報告)

## (1) 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

### ●センター等の運営に必要な支援

センター等の運営にあたり、現時点でどのような支援が必要と感じているかについては、「運営財源の確保」が65.3%と最も高く、次いで「運営人材の確保」が61.8%、「市区町村との連携」が28.2%、「市民後見人や法人後見等担い手の確保」が23.2%となっている。

センター等の運営に必要な支援



# 1 権利擁護センター等への調査について(報告)

## (2)ヒアリング調査

### 1. 調査目的

中核機関の3つの機能(司令塔機能、事務局機能、進行管理機能)、地域連携ネットワークの構築と運営、及び支援の4段階における中核機関の進行管理機能について、支援の仕組み・ルールを有し、一定の支援実績を有していると考えられる機関や自治体7カ所を対象にヒアリング調査を実施し、アンケート調査結果を補完した。

### 2. 調査期間

平成30年8月20日～平成30年11月2日

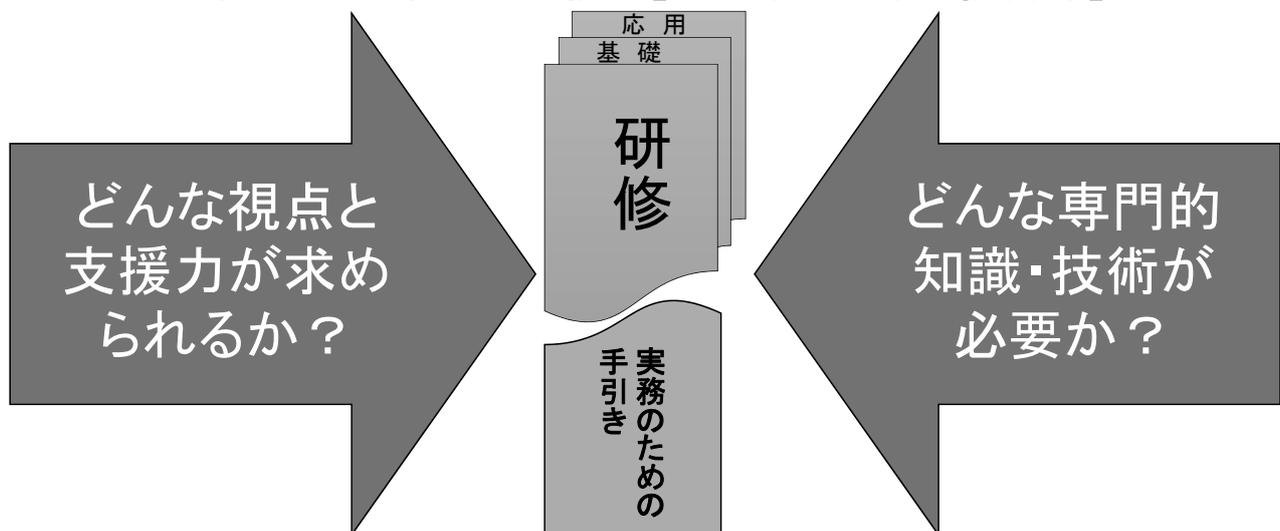
### 3. 調査対象 (五十音順)

- あまみ成年後見センター
- うらやす成年後見・生活支援センター (浦安市社会福祉協議会)
- 大阪市成年後見支援センター (大阪市社会福祉協議会)
- 多摩南部成年後見センター
- 福祉サポートまちだ (町田市社会福祉協議会)
- 南会津町
- 山形市成年後見センター (山形市社会福祉協議会)

(※「3 実務の手引き」では、事例をヒアリング結果より抽出して紹介します。)

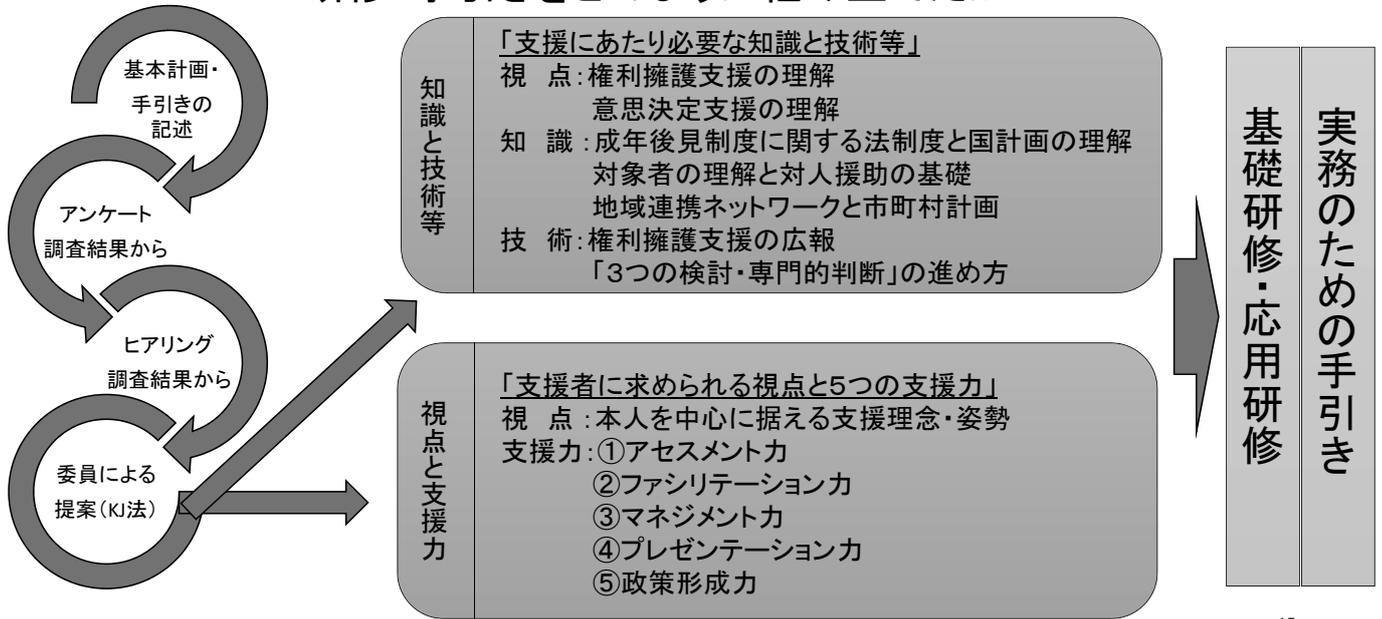
## 2 中核機関職員・行政担当職員に「求められる視点と5つの支援力」

中核機関職員・行政担当職員に  
「求められる視点と支援力」と「必要な知識・技術等」



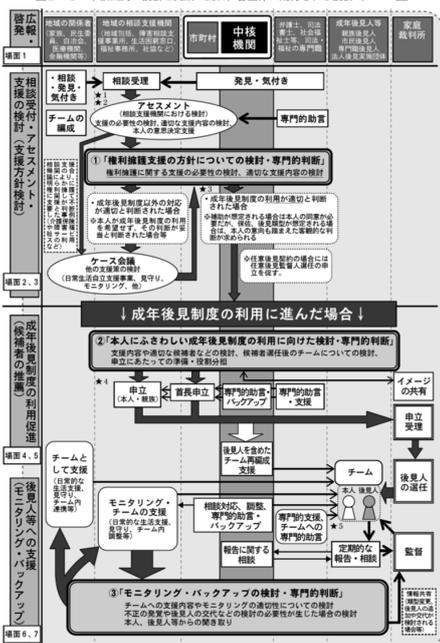
## 2 中核機関職員・行政担当職員に「求められる視点と5つの支援力」

### 研修・手引きをどのように組み立てたか



## 2 中核機関職員・行政担当職員に「求められる視点と5つの支援力」

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



※1-5は、何らかの原因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自由体が多いと想定される過程です。  
成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」2018年3月、P19より抜粋

### 視点と支援力

#### 「支援者に求められる視点と5つの支援力」

視 点：本人を中心に据える支援理念・姿勢

支援力：①アセスメント力とは

②ファシリテーション力とは

③マネジメント力とは

④プレゼンテーション力とは

⑤政策形成力とは

## 「支援者に求められる視点と5つの実務・運営に求められる力」

### 視 点：本人を中心に据える支援理念・姿勢

(権利擁護支援が必要な人に対して本人の意思を尊重した支援に向けて本人および本人が置かれる状況に働きかけ本人の権利の実現を図る)

### 実務・運営に求められる力

#### ①アセスメント力(見立て力)

- ・ 権利擁護に関する支援が必要な人に対し、本人および関係者から情報を収集し、専門職の支援を得ながら、後見等ニーズと地域生活課題を精査し権利擁護支援の必要性と支援内容および後見人等への支援について検討を行う。

#### ②ファシリテーション力(推進力)

- ・ 中核機関が進行管理する3つの「検討・専門的判断」に関する会議や協議会等合議体、地域で開催される各種会議やカンファレンス等において、本人の権利擁護支援の視点から会議や協議を推進する。

#### ③マネジメント力(管理力)

- ・ 地域の権利擁護支援や成年後見制度の利用促進の強化に向けて支援関係機関や会議・協議会等合議体と連携を図り、体制整備の設計と進捗管理などを行う。

#### ④プレゼンテーション力(提言力)

- ・ 権利擁護支援を必要としている人や権利侵害や社会的排除を受けやすい人々の発見とその根底にある地域社会の構造を分析・報告し、住民および関係機関組織への情報発信(広報・啓発)を行うとともに地域での課題共有を図り課題解決に向け協働する。

#### ⑤政策形成力

- ・ 日々の業務や地域連携ネットワークをとらえて権利擁護に関する地域課題を把握し、権利擁護支援体制の整備に向けた施策目標を企画立案し遂行する。

## 「支援者に求められる視点と5つの実務・運営に求められる力」

### 視 点：本人を中心に据える支援理念・姿勢

(権利擁護支援が必要な人に対して本人の意思を尊重した支援に向けて本人および本人が置かれる状況に働きかけ本人の権利の実現を図る)

### 実務・運営に求められる力

#### ①アセスメント力(見立て力)

実務者：個別の相談において、ニーズに気づき、権利擁護支援の必要性の見立てができる。意思決定支援のアプローチを実践できる。

管理者：緊急性や介入の必要性の判断のための見立てができる。法的支援の必要性を助言できる。地域のアセスメントができる。

#### ②ファシリテーション力(推進力)

実務者：チームミーティングにおいて意思決定支援を理解した推進ができる。チーム作りと運営サポートができる。一次相談機関へのサポートができる。

管理者：医療機関や法律専門職、福祉専門職、職能団体と連携が有機的に行える環境整備ができる。

#### ③マネジメント力(管理力)

実務者：個別相談における相談援助の基本が実践できる。課題を抱え込まず組織のバックアップを受けることができる。

管理者：初任者へのサポート体制を構築できる。状況に応じた職員へのバックアップができる。マニュアルの整備を行うことができる。

#### ④プレゼンテーション力(提言力)

実務者：個別の相談に応じた制度利用の本人にとってのメリット(デメリット)を説明できる。周知のためのツールを活用できる。

管理者：周知のためのツールを開発できる。初任者に実務を通して実践を見せることができる。研修の企画を立てることができる。

#### ⑤政策形成力

実務者：政策の中での実務であることが理解できる。権利擁護推進における中核機関の役割が理解できる。支援の流れが理解できる。

管理者：個別の相談における課題から地域課題や地域のニーズに気づく。地域内のリソースを認識できる。具体的な政策として提言できる。

### 3 「実務のための手引き(仮称)」について

#### 「地域における成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き(仮称)」骨子(案)

- 1 はじめに
- 2 本ガイドライン(指針)が目指すもの(目的)
  - (1)理念、趣旨、支援者に求められる視点と力
  - (2)人材育成に向けて
- 3 全体の構成(ダイジェスト版)
- 4 支援の実践例
  - (1)地域連携ネットワークにおける中核機関の役割
    - ・事務局機能
    - ・進行管理機能
    - ・司令塔機能
  - (2)支援の段階と進行管理機能
    - ・広報・啓発
    - ・相談受付・アセスメント・支援の検討
    - ・成年後見制度の利用促進(候補者の推薦)
    - ・後見人等への支援(モニタリング・バックアップ)
- 5 おわりに
- 6 参考資料

事例紹介  
(ヒアリング調査より  
抜粋)

19

### 3 「実務のための手引き(仮称)」について

<「実務の手引き(案)」より>

#### 4 支援の実践例

##### (1)地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

##### ①事務局機能

#### ●福祉サポートまちだの「福祉サポートまちだ事業充実検討委員会」の事例

地域連携ネットワークの構築に向けて、専門職等で構成される「福祉サポートまちだ事業充実検討委員会」を設置し、推進機関としての機能拡充のため、①広報機能の拡充、②相談機能の拡充、③利用促進機能の拡充、④後見人支援機能の拡充、⑤不正防止効果について、⑥その他、についての検討を行っている。

年間、約5回の開催が予定されている。

〔主な参加者〕

学識経験者、成年後見制度に関わる弁護士、司法書士、社会福祉士、行政書士、都社会福祉協議会、行政職員等からなる全12名

20

### 3 「実務のための手引き(仮称)」について

<「実務の手引き(案)」より>

#### 4 支援の実践例

##### (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

##### ② 進行管理機能

#### ●多摩南部成年後見センターの「法人後見及び市民後見の決定、申立てまでのステップの可視化」の事例

構成5市からセンターへの事前相談から、センターが行う法人後見、センター養成の市民後見人の受任決定までの流れについて、8段階のステップに分けたフローを作成している。各ステップで誰が何を行うのかを整理し、右の図のような流れとして可視化するとともに、関係者で共有している。

◎センター申込から法人後見・市民後見決定までの流れ  
・5市からセンターへの相談、申立てまでの流れは以下のようにになっている。

|                       |  |
|-----------------------|--|
| Step 1<br>事前相談        | 5市がセンターのコーディネーターに対して事前相談。(主に電話でのやり取り)  |
| Step 2<br>仮申込×切       | センターのコーディネーターがメインとなって、5市の窓口担当者を通じて情報収集し、候補者の検討・判断を行う。  |
| Step 3<br>振分会議        | コーディネーターが支援員にケースの説明を行い、担当者(法人後見の支援員、後見監督コーディネーター)を決めるセンター内会議。  |
| Step 4<br>5市関係者から情報収集 | 振分会議より内部担当者(支援員)が決定してから、受理会議までに、支援員(市民後見ではコーディネーターと市民後見人候補者)が5市、関係者等を訪問し、さらなる情報収集を行う。                |
| Step 5<br>受理会議        | センター内部で支援方針、課題等を再検討し、現在進めている候補者調整で問題ない等あらためて確認する。最終的な承認の場である「業務指導委員会」に向けて不足している情報があればさらに収集。          |
| Step 6<br>アセスメント会議    | 業務指導委員会の準備として、支援員が5市等現場に説明に行き、支援員、市担当者、関係者で課題の整理、支援方針等を確認する。※業務指導委員会では、市担当者もケースを補足する必要があるため、情報共有が必要。 |
| Step 7<br>本申込×切       | 5市からセンターに正式申込。   |
| Step 8<br>業務指導委員会     | 外部委員会議。法人・市民後見の可否等の承認、助言を得る場。  |

●申立て

### 3 「実務のための手引き(仮称)」について

<「実務の手引き(案)」より>

#### 4 支援の実践例

##### (1) 地域連携ネットワークにおける中核機関の役割

##### ③ 司令塔機能

#### ●大阪市の「大阪市地域福祉基本計画と地域連携ネットワーク」の事例

大阪市は2017(平成29)年度に大阪市地域福祉基本計画を策定、項目「3権利擁護の取り組みの充実(2)成年後見制度の利用促進」において、成年後見制度の利用促進のために、2018(平成30)年度から3年間の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築すること、大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援する仕組みを作ることを明記した。本計画では、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化や、あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)との適切な連携等、多面的な取組が盛り込まれている。

■大阪市地域福祉基本計画(概要版)  
3 権利擁護の取り組みの充実  
(2) 成年後見制度の利用促進 から抜粋

**取り組み目標**

- 成年後見制度の利用促進のために、2018(平成30)年度から3年間の予定で「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」を構築します。大阪市成年後見支援センターを中核機関として、専門職団体・関係機関が連携協力する「協議会」を設置・運営し、本人を中心とする「チーム」を支援するしくみを作ります。
- 今後、権利擁護支援を必要とする人がますます増加することに対応するため、市民として地域で後見活動を行う「市民後見人」の養成・支援の強化や、あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)との適切な連携など、多面的に取り組みます。

**●本人を中心とする「チーム」の形成**

- 権利擁護の身近な相談窓口である、地域包括支援センターや、区障がい福祉センターなどとの協働が権利擁護支援を必要とする人を地域で発見し、本人を中心とする「チーム」を形成し、権利擁護支援にあたります。

**●専門職団体、関係機関等が連携協力する「協議会」の設置**

- 法律・福祉の専門職団体や関係機関による「協議会」を設置し、地域においてチームを支援します。
- 協議会では、関係機関との連携を通じて効果的な成年後見制度の普及啓発について協議し、地域で形成されるチームに専門職を派遣します。
- 協議会の中に、運営及び地域連携ネットワークを構築する「中核機関」を設置します。大阪市内では、「大阪市成年後見支援センター」が該当するとし、従来の機能に加え、新たに「協議会事務局の機能」「親戚後見人支援機能」「あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)から成年後見制度への移行支援機能」を担います。

**●成年後見制度の普及啓発の推進**

- 普及啓発にあたっては、成年後見制度の理念はもとより、制度内容について丁寧な説明が必要です。
- 「本人発見」を推進するためには、制度理念の浸透のために不可欠であり、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用を促進します。

**●市民後見人の養成・支援**

- 一定の研修を修了した人を市民後見人候補者としてバンク登録しています。登録者を増やすため、市民後見人の活動を広く周知することにより知名度を向上させるとともに、養成方法(養成会議やカリキュラム)を工夫します。
- 市民後見人の活動は、ボランティア精神に基づく地域福祉活動の一として、在任主体の福祉コミュニティづくりにつながるという副次的な効果も期待できます。後上協議会を中心とする市民後見人の活動が拡大するとともに、その活動をサポートする中核機関の機能充実を図ります。

**●あんしんさぼーと事業(日常生活自立支援事業)の適切な利用**

- 成年後見制度とあんしんさぼーと事業それぞれの制度内容と、対象となる人のすみ分け等を関係者や利用者市民に広く周知し、現在あんしんさぼーと事業を利用している人で制度移行が必要となる人は速やかに移行できるように取り組めます。

### 3 「実務のための手引き(仮称)」について

<「実務の手引き(案)」より>

#### 4 支援の実践例

##### (2) 支援の各段階と進行管理機能

###### ① 広報・啓発

#### ●あまみ成年後見センターの地域に密着した広報とニーズ把握の取り組み

離島である奄美大島の6市町村を管轄するあまみ成年後見センターは、弁護士、司法書士、社会福祉士、行政、社協等が委員となり、定例で運営委員会を開催している。

センターは、運営委員会の各メンバーが中心となり、市民後見人養成研修を行うとともに、民生委員、地域包括支援センター、医療関係者等地域や関係機関で制度を必要とすると思われる方々と接点をもつ立場の方々に対し、研修や講演会等を開催している。運営委員会のメンバーは、各々の機関の立場や特性を活かしてニーズのある方との関わりを意識し、密な連携をはかりながら地域のニーズを汲み上げている。

23

### 3 「実務のための手引き(仮称)」について

<「実務の手引き(案)」より>

#### 4 支援の実践例

##### (2) 支援の各段階と進行管理機能

###### ② 相談受付・アセスメント・支援の検討

#### ●山形市成年後見センターの「福祉まるごと相談」における包括的な相談対応

山形市社協では、成年後見センターとしての相談窓口を有するとともに、法人後見事業、日常生活自立支援事業を一体的に対応している。また山形市社協では、生活困窮者自立相談支援事業、包括支援センター(2箇所)、障がい者相談支援事業、福祉まるごと相談のそれぞれの事業を市より受託しており、その窓口を一箇所に配置することで、市民の利便性を図っている。

複数の相談関係部署は同じ部屋に配置されるとともに、他部署の職員同士も相談しやすい雰囲気づくり、様々な職員が参加可能な勉強会などの取り組みが行われている。

利用者が支援からこぼれ落ちないように包括的な相談対応を可能とするため、職員や関係機関が相互に理解し合い、密に連携しあうための様々な環境整備の工夫がなされている。

24

### 3 「実務のための手引き(仮称)」について

<「実務の手引き(案)」より>

#### 4 支援の実践例

##### (2) 支援の各段階と進行管理機能

##### ③ 成年後見制度の利用促進(候補者の推薦)

#### ●うらやす成年後見・生活支援センターの「後見支援委員会(受任調整会議)」

うらやす成年後見・生活支援センターでは、本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討や判断を行う段階のケースを月1回開催の「後見支援委員会」(以下、「委員会」)で検討している。

委員会では、アセスメント段階の「権利擁護サポート会議」で使用されるアセスメントシートをつかい、

- ①事例担当者からケース説明
- ②委員からの質疑にて本人に対する支援の課題を精査
- ③後見人として誰が最適か

という流れで検討し、結論をだしている。

委員会では、各職種からの質疑を通して、候補者決定後に注意すべき点、着手すべき点、後見人とともに本人の生活を支えるためにどのようなサポートが必要か等のアドバイスもある。

これらの検討の要点はシートの項目として設定されており、もれなく確認がなされている。

また委員会での検討内容(どのような支援の必要性があるか、委員会における受任候補者結論等)について「受任調整結果報告書」にまとめ、家庭裁判所と検討内容を共有している。

### 3 「実務のための手引き(仮称)」について

<「実務の手引き(案)」より>

#### 4 支援の実践例

##### (2) 支援の各段階と進行管理機能

##### ④ 後見人等への支援(モニタリング・バックアップ)

#### ●大阪市成年後見支援センターの市民後見人支援への専門職の関与

大阪市成年後見支援センターでは、市民後見人が選任された場合、センターだけではなく専門職が関わり、定期的な専門相談支援を行っている。特に初動期(引き継ぎ、財産目録等の提出時)には、専門相談の機会を2回設け、専門職による書類の作成や引き継ぎ等後見活動への助言のほか、センター職員によるフォローを受ける環境整備を行っている。

家庭裁判所への定期報告の前にも、後見活動の状況把握等、専門相談の機会が設けられている。

## 4 「市町村職員・中核機関職員のための研修プログラム(基礎研修・応用研修)」【案】 プログラム概要

| 研修種別                                 | 目的   | 研修科目                              | 概要(含む内容)   |
|--------------------------------------|--|-----------------------------------|--|
| 基礎研修:<br>三日間                         | 中核機関の職員および自治体担当職員として、<br>・権利擁護支援の基本的な考え方、知識および技術を学ぶ。<br>・権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体像を学ぶ。 | ① 成年後見制度利用促進と基本計画                 | ○ 成年後見制度利用促進法が制定された背景、成年後見制度(権利擁護)に関する潮流<br>○ 成年後見制度利用促進法の概要<br>○ 国基本計画、中核機関、地域連携ネットワーク、市町村計画の概要 |
|                                      |  | ② 権利擁護支援の理解                       | ○ 権利擁護支援の概念<br>○ 権利擁護支援の必要性<br>○ 権利擁護の仕組みとしての成年後見制度<br>○ 虐待防止法<br>○ 意思決定支援の基本原則・支援プロセス           |
|                                      |  | ③ 意思決定支援(基礎)                      | ○ 意思決定支援の概念<br>○ 国内の「意思決定支援」ガイドライン<br>○ 意思決定支援の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント                   |
|                                      |  | ④ 成年後見制度の基礎(1)                    | ○ 成年後見制度の概要・対象者<br>○ 後見人の権限・役割・義務<br>○ 法定後見と任意後見、法定後見の類型<br>○ 家庭裁判所に対する申立手続の概要                   |
|                                      |  | ⑤ 成年後見制度の基礎(2)                    | ○ 家庭裁判所における審判手続<br>○ 後見等の開始後の後見等の事務の概要<br>○ 市町村の責任<br>○ 成年後見制度に関する実務上の問題                         |
|                                      |  | ⑥ 中核機関の役割Ⅰ 地域連携ネットワーク             | ○ 地域連携ネットワークの目的及び4つの機能<br>○ 地域連携ネットワークにおける中核機関の3つの役割<br>○ 地域連携ネットワークの基本的仕組み(「チーム」、「協議体」、「中核機関」)  |
|                                      |  | ⑦ 対象者理解・対人援助基礎                    | ○ 高齢者・障害者の特性理解のみならず総合的な「人」としての理解<br>○ コミュニケーションの基本<br>○ 関係機関との連携の構築のあり方                          |
|                                      |  | ⑧ 権利擁護支援の広報                       | ○ 広報・啓発の意義<br>○ プレゼン能力、わかりやすさの向上<br>○ 説明責任の重要性   |
|                                      |  | ⑨ 中核機関の役割Ⅱ 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 | ○ 意思決定支援<br>○ 日常生活自立支援事業<br>○ 法テラス特定援助対象者法律相談援助制度<br>○ 本人情報シート<br>○ 生活困窮者自立支援事業                  |
|                                      |  | 応用研修:<br>二日間                      | 中核機関の職員として、<br>権利擁護支援の地域連携ネットワークの4つの機能を整備していくため、中核機関の3つの機能(「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」)を学ぶ。         |
| ⑪ 中核機関の役割Ⅲ<br>本人にふさわしい利用に向けた検討・専門的判断 | ○ 申立て書類作成の知識<br>○ 診断書・本人情報シート<br>○ 判断根拠となる情報の見極め                                   |                                   |  |
| ⑫ 中核機関の役割Ⅳ<br>モニタリング・バックアップの検討・専門的判断 | ○ 成年後見制度利用支援事業<br>○ 医療同意<br>○ 本人情報シートの活用、意思決定支援<br>○ 成年後見実務の理解<br>○ 死後事務・相続に関する知識  |                                   |  |
| ⑬ 地域連携ネットワークと市町村計画                   | ○ 成年後見制度利用促進法及び基本計画における市町村の責務・役割<br>○ 市町村計画の策定のポイント                                |                                   |  |

Memo



---

---

## 中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて ～研修プログラムについて～

---

---

### ○報告

安藤 亨 氏（豊田市 福祉部 福祉総合相談課）

水島 俊彦氏（日本弁護士連合会）

西川 浩之氏（成年後見センター・リーガルサポート）

白土 典子氏（いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター）

### ○コメント

牧野 奈津美氏（静岡県 健康福祉部 福祉長寿局 地域福祉課）

# 中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて ～研修プログラムについて～

## 1 趣旨、検討の経緯等

## 2 「研修プログラム」について

- ・ 成年後見制度と権利擁護支援の理解について
- ・ 意思決定支援と身上保護について
- ・ 個別の相談対応と地域連携について
- ・ 関係機関との連携・協働について

## 3 コメント

## 4 まとめ

# 研修プログラム 骨子案（全体像）

|      | 基礎研修(3日間)  | 応用研修(2日間)  |
|------|--|--|
| 目的   | <p>中核機関の職員および自治体担当職員として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・権利擁護支援の基本的な考え方、知識および技術を学ぶ。</li> <li>・権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体像を学ぶ。</li> </ul> | <p>中核機関の職員として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの4つの機能を整備していくための、中核機関の3つの機能(「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」)を学ぶ。</p>   |
| 到達目標 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人を中心とした支援の必要性を理解できる。</li> <li>・自分が所属する機関の機能を理解できる。</li> <li>・ニーズを発見し、気付くことができる。(上流)</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・受任調整がイメージできる。(中流)</li> <li>・モニタリング・バックアップがイメージできる。(下流)</li> <li>・地域連携ネットワークの活用がイメージできる。</li> </ul> |

「市町村職員・中核機関職員のための研修（基礎・応用）」研修プログラム【案】

| 種別          | 目的   | 研修科目                                | 概要（含む内容）   |
|-------------|--|-------------------------------------|--|
| 基礎研修<br>三日間 | 中核機関の職員および自治体担当職員として、<br>・権利擁護支援の基本的な考え方、知識および技術を学ぶ。<br>・権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体像を学ぶ。   | ①成年後見制度利用促進と基本計画                    | ○成年後見制度利用促進法が制定された背景、成年後見制度（権利擁護）に関する潮流<br>○成年後見制度利用促進法の概要<br>○国基本計画、中核機関、地域連携ネットワーク、市町村計画の概要  |
|             |  | ②権利擁護支援の理解                          | ○権利擁護支援の概念<br>○権利擁護の仕組みとしての成年後見制度<br>○権利擁護支援の必要性<br>○虐待防止法   |
|             |  | ③意思決定支援（基礎）                         | ○意思決定支援の概念<br>○意思決定支援の基本原則・支援プロセス<br>○国内の「意思決定支援」ガイドライン<br>○意思決定支援の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント   |
|             |  | ④成年後見制度の基礎（1）                       | ○成年後見制度の概要・対象者<br>○後見人の権限・役割・義務<br>○法定後見と任意後見、法定後見の類型<br>○家庭裁判所に対する申立手続の概要   |
|             |  | ⑤成年後見制度の基礎（2）                       | ○家庭裁判所における審判手続<br>○後見等の開始後の後見等の事務の概要<br>○成年後見制度に関する実務上の問題  |
|             |  | ⑥中核機関の役割Ⅰ<br>地域連携ネットワーク             | ○地域連携ネットワークの目的及び4つの機能<br>○地域連携ネットワークにおける中核機関の3つの役割<br>○地域連携ネットワークの基本的仕組み（「チーム」、「協議体」、「中核機関」）   |
|             |  | ⑦対象者理解・対人援助基礎                       | ○高齢者・障害者の特性理解のみならず総合的な「人」としての理解<br>○コミュニケーションの基本<br>○関係機関との連携の構築のあり方   |
|             |  | ⑧権利擁護支援の広報                          | ○広報・啓発の意義<br>○説明責任の重要性<br>○プレゼン能力、わかりやすさの向上  |
|             |  | ⑨中核機関の役割Ⅱ<br>権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 | ○意思決定支援<br>○本人情報シート<br>○日常生活自立支援事業<br>○生活困窮者自立支援事業<br>○法テラス特定援助対象者法律相談援助制度   |
| 応用研修<br>二日間 | 中核機関の職員として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの4つの機能を整備していくため、中核機関の3つの機能（「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」）を学ぶ。 | ⑩意思決定支援（応用）                         | ○意思決定支援の概念<br>○意思決定支援の基本原則・支援プロセス<br>○国内の「意思決定支援」ガイドライン<br>○意思決定支援の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント<br>○意思決定支援を意識したチームミーティングのあり方（ファンリテーション） |
|             |  | ⑪中核機関の役割Ⅲ<br>本人にふさわしい利用に向けた検討・専門的判断 | ○申立て書類作成の知識<br>○診断書・本人情報シート<br>○判断根拠となる情報の見極め  |
|             |  | ⑫中核機関の役割Ⅳ<br>モニタリング・バックアップの検討・専門的判断 | ○成年後見制度利用支援事業<br>○成年後見実務の理解<br>○医療同意<br>○死後事務・相続に関する知識<br>○本人情報シートの活用、意思決定支援   |
|             |  | ⑬地域連携ネットワークと市町村計画                   | ○成年後見制度利用促進法及び基本計画における市町村の責務・役割<br>○市町村計画の策定のポイント  |

---

---

## 診断書の改定と 本人情報シートの導入について

---

---

○報告

太田 章子氏

(最高裁判所 事務総局 家庭局 局付)

○コメント

五十嵐 禎人氏 (千葉大学 社会精神保健教育研究センター 教授)

2018年度 成年後見制度利用促進フォーラム

## 成年後見制度における診断書の 改定と本人情報シートについて



2019年2月20日  
最高裁判所事務総局家庭局

### 本日お話しすること

- 1 成年後見制度における診断書の書式の改定
  - (1) 改定の経緯
  - (2) 改定のポイント
- 2 本人情報シートの書式の作成
  - (1) 作成の経緯
  - (2) 本人情報シートの作成者
  - (3) 本人情報シートの活用方法
  - (4) 本人情報シート作成のポイント
- 3 運用開始に向けて



# ① 成年後見制度における診断書の書式の改定

## (1) 改定の経緯①

### ◆ 成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定）

医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方について検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

### ◆ 検討課題

- 1 診断プロセスを分かりやすく記載できる診断書の在り方
- 2 医師に本人の生活状況等に関する情報を的確に伝えるための福祉関係者等からの情報提供の在り方

2

## (1) 改定の経緯②

関係府省と連携し、平成29年8月に認知症高齢者・障害者の関係団体や医師・福祉関係の団体から御意見をお聞きするなどして、診断書の書式の改定に向けて検討



検討課題1について

診断書の書式の改定

検討課題2について

本人情報シートの書式の作成

3

## (2) 改定のポイント①

### ① 判断能力についての意見欄の見直し

意思決定支援の考え方を踏まえ、  
「支援を受けて契約等を理解・判断できるか」との表現に改定

#### 現行の書式

- 自己の財産を管理・処分することができない。
- 自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である。
- 自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある。
- 自己の財産を単独で管理・処分することができる。



チェックボックスの  
順番を従前と逆に

#### 改定書式

- 契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができる。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。
- 支援を受けても、契約等の意味・内容を自ら理解し、判断することができない。

4

## (2) 改定のポイント②

### ② 判定の根拠を明確化するための見直し

自由記載としていたものを改め、障害の有無等を記載する欄を新設

#### 現行の書式

判定の根拠（検査所見・説明）

（自由記載）



#### 改定書式

##### 判定の根拠

##### (1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ ( まれに障害がみられる  障害がみられるときが多い  障害が高度)
- なし
- ( )

(1)見当識、(2)他人との意思疎通、(3)理解力・判断力、(4)記憶力の4項目について記載欄を新設

5

## 2 本人情報シートの書式の作成

### (1) 作成の経緯

成年後見制度利用促進基本計画



本人の家庭的・社会的状況等に関する情報の必要性



本人を支える福祉関係者が本人の日常生活・社会生活の状況に関する情報を記載して医師に伝えるための書式を新たに作成



6

### (2) 本人情報シートの作成者



ソーシャルワーカー（社会福祉士，精神保健福祉士等）  
として本人の福祉を担当している方

例えば・・・

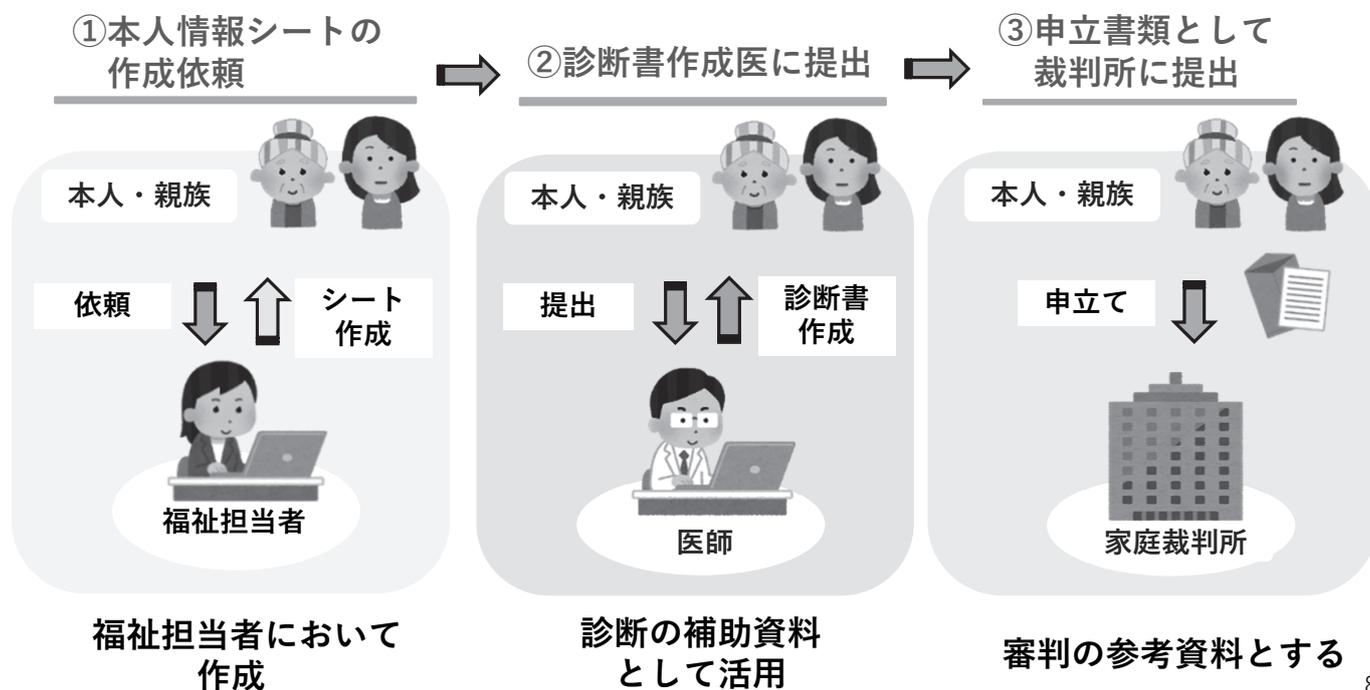
- ・ 介護支援専門員
- ・ 相談支援専門員
- ・ 病院・施設の相談員
- ・ 市町村が設置する地域包括センターや社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員

など

7

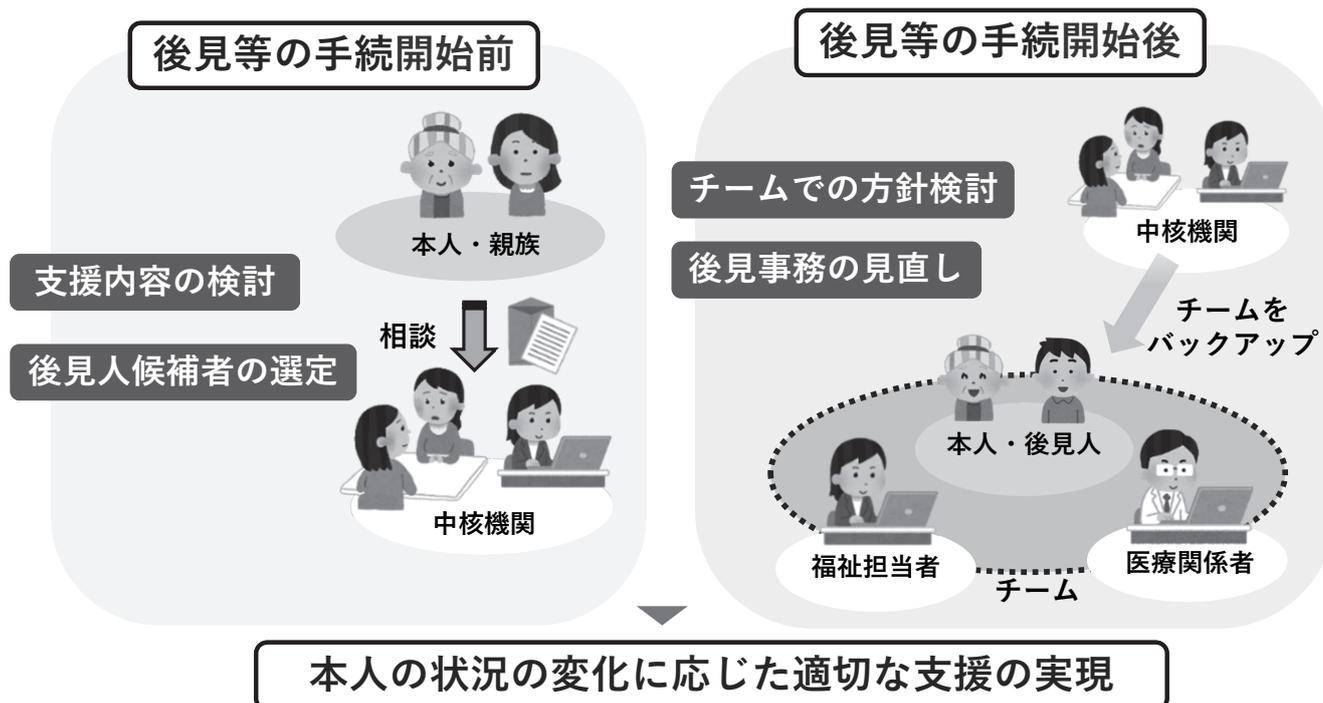
### (3) 本人情報シートの活用方法①

主に医師が診断書を作成する際の補助資料として活用することを想定



8

### (3) 本人情報シートの活用方法②



9

## (4) 本人情報シート作成のポイント①

本人情報シートは、医師に本人の家庭的・社会的状況等に関する情報を伝えるための資料です。作成者の主観や評価を加えず、客観的な事実をそのまま書いてください。

### 3 本人の日常・社会生活の状況について

#### (2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり  なし

(※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。エの項目は裏面にあります。)

#### ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- |                                      |                                     |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 意思を他者に伝達できる | <input type="checkbox"/> 伝達できない場合がる |
| <input type="checkbox"/> ほとんど伝達できない  | <input type="checkbox"/> できない       |

本人の状態に変動がある場合には、  
良い状態を念頭にチェック

10

## (4) 本人情報シート作成のポイント②

### 4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

例えば、介護・支援体制の変更の検討や、訴訟、遺産分割等の  
手続に関する検討など

### 6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

成年後見制度の利用によって、日常・社会生活上の課題にどのように  
対応していくことが望ましいのかについて、意見があれば記載

- ・本人情報シートに記載するために、本人の状況について改めて調査する必要はありません。
- ・意見にわたる部分についても書ける範囲でご協力ください。

11

### 3 運用開始に向けて

平成31年1月

- ・ 診断書と本人情報シートの書式
- ・ 「成年後見制度における診断書作成の手引」
- ・ 「本人情報シート作成の手引」

完成

4月以降

運用開始

本人情報シートの作成・提出は必須ではありませんが、多くの申立て事案で作成・提出されることを期待しています。  
新たな書式での運用にご協力をお願いします。



(家庭裁判所提出用)

※ この診断書の記載要領については、最寄りの家庭裁判所にお問い合わせください。

## 診断書 (成年後見用)

|   |  |         |   |   |         |
|---|--|---------|---|---|---------|
| 1 | 氏名   |         |   |   | 男・女     |
|   | 生年月日   | M・T・S・H | 年 | 月 | 日生 ( 歳) |
|   | 住所   |         |   |   |         |
| 2 | 医学的診断  |         |   |   |         |
|   | 診断名  |         |   |   |         |
|   | 所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)              |         |   |   |         |
|   | 備考 (診断が未確定のときの今後の見通し, 必要な検査など)                         |         |   |   |         |
| 3 | 判断能力についての意見 (下記のいずれかをチェックするか, (意見) 欄に記載する)             |         |   |   |         |
|   | <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分することができない。         |         |   |   |         |
|   | <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 常に援助が必要である。  |         |   |   |         |
|   | <input type="checkbox"/> 自己の財産を管理・処分するには, 援助が必要な場合がある。 |         |   |   |         |
|   | <input type="checkbox"/> 自己の財産を単独で管理・処分することができる。       |         |   |   |         |
|   | (意見)   |         |   |   |         |
|   | 判定の根拠 (検査所見・説明)  |         |   |   |         |
|   | 備考 (本人以外の情報提供者など)                                      |         |   |   |         |

以上のとおり診断します。

平成 年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

1 氏名 男・女  
年 月 日生 ( 歳)  
住所

2 医学的診断

診断名 (※判断能力に影響するものを記載してください。)

所見 (現病歴, 現在症, 重症度, 現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

各種検査

長谷川式認知症スケール (  点 ( 年 月 日実施)  実施不可)

MMSE (  点 ( 年 月 日実施)  実施不可)

脳の萎縮または損傷の有無

あり ⇒ (  部分的にみられる  全体的にみられる  著しい  未実施)

なし

知能検査

その他

短期間内に回復する可能性

回復する可能性は高い  回復する可能性は低い  分からない

(特記事項)

3 判断能力についての意見

- 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができる。
- 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することが難しい場合がある。
- 支援を受けなければ, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。
- 支援を受けても, 契約等の意味・内容を自ら理解し, 判断することができない。

(意見) ※ 慎重な検討を要する事情等があれば, 記載してください。



裏面に続く

判定の根拠

(1) 見当識の障害の有無

- あり ⇒ ( まれに障害がみられる  障害がみられるときが多い  障害が高度)  
 なし

[ ]

(2) 他人との意思疎通の障害の有無

- あり ⇒ ( 意思疎通ができないときもある  意思疎通ができないときが多い  
 意思疎通ができない)  
 なし

[ ]

(3) 理解力・判断力の障害の有無

- あり ⇒ ( 問題はあるが程度は軽い  問題があり程度は重い  問題が顕著)  
 なし

[ ]

(4) 記憶力の障害の有無

- あり ⇒ ( 問題はあるが程度は軽い  問題があり程度は重い  問題が顕著)  
 なし

[ ]

(5) その他 (※上記以外にも判断能力に関して判定の根拠となる事項等があれば記載してください。)

[ ]

参考となる事項 (本人の心身の状態, 日常的・社会的な生活状況等)

※ 「本人情報シート」の提供を  受けた  受けなかった  
(受けた場合には, その考慮の有無, 考慮した事項等についても記載してください。)

以上のとおり診断します。

年 月 日

病院又は診療所の名称・所在地

担当診療科名

担当医師氏名

印

【医師の方へ】

- ※ 診断書の記載例等については, 後見ポータルサイト (<http://www.courts.go.jp/koukenp/>) からダウンロードできます。  
※ 参考となる事項欄にある「本人情報シート」とは, 本人の判断能力等に関する診断を行う際の補助資料として, 本人の介護・福祉担当者が作成するシートです。提供があった場合は, 診断への活用を御検討ください。  
※ 家庭裁判所は, 診断書を含む申立人からの提出書類等に基づき, 本人の判断能力について判断します (事案によって医師による鑑定を実施することがあります。)

## 本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

|   |   |
|---|---|
| <p><b>本人</b></p> <p>氏 名： _____</p> <p>生年月日： _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> | <p><b>作成者</b></p> <p>氏 名： _____ 印</p> <p>職業(資格)： _____</p> <p>連絡先： _____</p> <p>本人との関係： _____</p> |
|---|---|

## 1 本人の生活場所について

 自宅（自宅での福祉サービスの利用  あり  なし）

 施設・病院

→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

## 2 福祉に関する認定の有無等について

 介護認定（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）

 要支援（1・2）  要介護（1・2・3・4・5）

 非該当

 障害支援区分（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）

 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当

 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）

 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

## 3 本人の日常・社会生活の状況について

## (1) 身体機能・生活機能について

 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要  
（今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等）

## (2) 認知機能について

 日によって変動することがあるか： あり  なし

（※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

## ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある

 ほとんど伝達できない  できない

## イ 日常的な行為に関する理解について

 理解できる  理解できない場合がある

 ほとんど理解できない  理解できない

## ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

 記憶できる  記憶していない場合がある

 ほとんど記憶できない  記憶できない

- エ 本人が家族等を認識できているかについて
- 正しく認識している       認識できていないところがある
- ほとんど認識できていない    認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない
- 支障となる行動がときどきある    支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
- 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。
- 申立てをすることを説明したが、理解できていない。
- 申立てをすることを説明しておらず、知らない。
- その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

## 記載例：認知症（軽度），在宅，独居【表面】

## 本人情報シート（成年後見制度用）

- ※ この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
- ※ この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
- ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

本人氏名： 〇〇 〇〇

生年月日： 〇〇〇〇年 〇 月 〇 日

作成者氏名： 〇〇 〇〇 (印)

職業(資格)： 〇〇市社会福祉協議会(社会福祉士)

連絡先： 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

本人との関係： 〇〇市中核機関の相談員

## 1 本人の生活場所について

- 自宅（自宅での福祉サービスの利用）  あり  なし
- 施設・病院

→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

## 2 福祉に関する認定の有無等について

- 介護認定（認定日： 〇〇〇〇 年 〇 月）
- 要支援（1・2）  要介護（1・2 (3)・4・5）
- 非該当
- 障害支援区分（認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月）
- 区分（1・2・3・4・5・6）  非該当
- 療育手帳・愛の手帳など（手帳の名称 \_\_\_\_\_）（判定 \_\_\_\_\_）
- 精神障害者保健福祉手帳（1・2・3 級）

## 3 本人の日常・社会生活の状況について

## (1) 身体機能・生活機能について

- 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要
- （今後，支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

在宅で介護保険サービスを利用し，近隣の友人の助けを得て生活を継続しているが，今後，心身状態の悪化に伴い在宅生活での継続が難しくなることが想定され，その場合は，本人の意思を尊重するとともに施設の入所についても検討が必要となる。

## (2) 認知機能について

- 日によって変動することがあるか： あり  なし
- （※ ありの場合は，良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。）

## ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

- 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある
- ほとんど伝達できない  できない

## イ 日常的な行為に関する理解について

- 理解できる  理解できない場合がある
- ほとんど理解できない  理解できない

## ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

- 記憶できる  記憶していない場合がある
- ほとんど記憶できない  記憶できない

記載例：認知症（軽度），在宅，独居【裏面】

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している  認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない  認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない  支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある  支障となる行動がある

（精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

鍋を焦がすことが，3か月に1回程度ある。IHは本人が希望していないため，使用していない。ヘルパーが来る日や時間を忘れてしまい，自宅にいないため，ヘルパーが中に入れないときが，月に一，二回程度ある。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上  月1回以上  月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる  特別な場合を除いてできる  日常的に困難  できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している  親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

〇〇市社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を契約している。しかし，契約内容の理解が難しくなってきたり，週に1回程度「通帳がない」と言ったり，電話がかかってくる。その都度説明することで納得されている。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

（※ 課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

介護保険サービス提供事務所からは，本人との契約において，本当に本人の意向に基づいたサービス提供となっているのか，疑問が示されている。また，地域の民生委員からは，本人の一人暮らしの継続について，心配している声があがっており，本人に対して今後の生活について，様々な情報提供を行い，ともに考え，方法を探ることが必要になってきている。本人にとってのリスク回避のタイミングや方法についても本人と関係者の合意形成が課題である。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており，知っている。  
 申立てをすることを説明したが，理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず，知らない。  
 その他

（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

説明すると拒否はしないが，1週間後には忘れてしまい，その都度説明する必要がある。しかし，基本的には，「今後の生活について，一緒に考えて，必要な手続を行うことができる人を選んでもらう」ことについては納得されている。本人の意思決定支援については，ケアマネージャー，ヘルパー，社協，近隣の友人参加の場面において，2回会議を行った。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

（※御意見があれば記載してください。）

本人は促されて署名をすることはできるが，契約行為を法的にも本人にとって安全安心なものとするためには，サービス利用や今後の必要に応じて施設入所契約などを行ってもらえる人が必要である。これまで消費者被害には遭わないよう，関係者が目配りをしてきたが，訪問販売被害が多く発生している地域でもあるので，そこにも対応してもらいたい。一方で，親の介護をして自分1人で生活を継続してきた本人のすることも多くあるので，必要以上の介入とならないよう，配慮してほしい。

本人情報シート記載ガイドライン

※ シートに記載しきれない場合は、別紙をつけていただくことも可能です。

表面

本人情報シート（成年後見制度用）

※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

本人氏名、生年月日、作成日、作成者氏名、職業、連絡先、本人との関係の記入欄

1 本人の生活場所について
2 福祉に関する認定の有無等について
3 本人の日常・社会生活の状況についての記入欄

2 認知機能について
3 本人の日常・社会生活の状況について
4 福祉に関する認定の有無等について
5 本人情報シート記載ガイドライン

○ 本人情報シートの作成者が親族等の第三者に「本人情報シート」による個人情報保護の観点から、本人の同意を得るなど、作成者において適用される法令に沿った情報の取扱いを行うよう留意していただく必要があります。

1 本人の生活場所について
○ 現在、本人が自宅で生活しているか、施設（グループホーム、サービス付住宅を含む。）又は病院で生活しているかをチェックしてください。施設又は病院で生活している場合は、施設又は病院の名称・住所も記載してください。
○ 自宅での福祉サービスの利用については、訪問介護のほか、デイサービス、ショートステイなどを利用しているときは、「あり」にチェックしてください。

2 福祉に関する認定の有無等について
○ シートに記載されている認定を受けている場合には、該当欄にチェックしてください。
○ 認定日欄には、最終判定年月を記載してください。

3 本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
○ 食事、入浴、着替え、移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお、自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には、「支援の必要はない」にチェックしてください。
○ 現在の支援体制が不十分な場合等で、今後、支援の方法、内容等を変更する必要がある場合には、その内容を自由記載欄に簡潔に記載してください。

(2) 認知機能について
○ ア～エの各項目について、該当する欄にチェックを入れてください。なお、本人の状態に変動がある場合には、良い状態を念頭にチェックしていただき、状態が良くない場合で支援を必要とする場面については(3)に記載してください。
○ ここでいう「日常的な行為」とは、食事、入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など、概ね本人の生活環境の中で行われるものが想定されています。ア～エの各項目についての選択基準は、以下のとおりです。

- アについて
□ 意思を他者に伝達できる → 日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる場合
□ 伝達できない場合がある → 正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題が生じる場合
□ ほとんど伝達できない → ごく単純な意思（空腹である、眠いなど）は伝えることはできるものの、それ以外の意思については伝えることができない場合
□ できない → ごく単純な意思も伝達できないとき
(※ 発語で障害があっても、非言語的手段で意思が伝達できる場合には、「伝達できる」とする。)
イについて
□ 理解できる → 起床・就寝の時刻や、食事の内容等について回答することができる場合
□ 理解できない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
□ ほとんど理解できない → 上記の点について、回答できないときが多い場合
□ 理解できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合
ウについて
□ 記憶できる → 直前にしていたことや示したものを正しく回答できる場合
□ 記憶していない場合がある → 上記の点について、回答できるときとできないときがある場合
□ ほとんど記憶できない → 上記の点について、回答できないときが多い場合
□ 記憶できない → 上記の点について、基本的に回答することができない場合

エ 本人が家族等を認識できているかについて

正しく認識している  認識できていないところがある

ほとんど認識できていない  認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

支障となる行動はない  支障となる行動はほとんどない

支障となる行動がときどきある  支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

(4) 社会・地域との交流頻度について

週1回以上  月1回以上  月1回未満

(5) 日常の意思決定について

できる  特別な場合を除いてできる  日常的に困難  できない

(6) 金銭の管理について

本人が管理している  親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している

親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題  
(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

申立てをすることを説明しており、知っている。

申立てをすることを説明したが、理解できていない。

申立てをすることを説明しておらず、知らない。

その他  
(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策  
(※御意見があれば記載してください。)

エについて

正しく認識している → 日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても、会えば正しく認識できる。

認識できていないところがある → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識でき、それが例外は難しい。

ほとんど認識できていない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても、認識できないことが多い。

認識できていない → 日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても、基本的に認識できない。

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

○ 精神・行動障害とは、社会生活上、場面や目的からみて不適当な行動をいいます。このような行動の頻度に対応して、該当する欄にチェックを入れてください。

○ また、そのような精神・行動障害があり、社会生活上、一定の支援を必要とする場合には、その行動の具体的な内容や頻度について自由記載欄に記入してください。また、必要とされる支援方法等についても、分かる範囲で記載してください。

(4) 社会・地域との交流頻度について

○ 本人が日常のこの程度、社会・地域との接点を有しているのかを確認する項目です。介護サービスの利用、買い物、趣味活動等によって社会・地域と交流する頻度を記入してください。

○ なお、身体的な障害等により、外出は困難ではあるものの、家族や友人の来訪など、自宅等で関係者と社会的接点を持った活動をしている場合には、それも含めて回数をお返ししてください。

(5) 日常の意思決定について

○ 日常の意思決定とは、毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力をいいます。項目についての選択基準は、以下のとおりです。なお、特定の事項あるいは場面において本人の意思決定に支障が生じるといった事情があるときは、4項に記載してください。

できる → 毎日の暮らしにおける活動に関して、あらゆる場面で意思決定できる。

特別な場合を除いてできる → テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できるが、治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。

日常的に困難 → テレビ番組や献立、服の選択等については意思決定できることがある。

できない → 意思決定が全くできない、あるいは意思決定できるかどうか分からない。

(6) 金銭の管理について

○ 金銭の管理とは、所持金の出入りの把握、管理、計算等を指します。項目についての選択基準は、以下のとおりです。

本人が管理している → 多額の財産や有価証券等についても、本人が全て管理している場合

親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している → 通帳を預かってもらいながら、本人が自らの生活費等を管理している場合

親族又は第三者が管理している → 本人の日々の生活費も含めて、第三者等が支払等をして管理している場合

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

○ 現在または今後、本人が直面する生活上の課題を記載してください(例えば、介護・支援体制の変更の検討や、訴訟、遺産分割等の手続に関する検討などがこれに当たります。)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに關する本人の認識

○ 成年後見制度の利用について本人に説明した際の利用に関する本人の認識(知らない、理解できない)を記載してください。

○ 上記チェックボックスを選択した理由や、本人が制度利用に反対しているなどの背景事情がある場合には、分かる範囲で記載してください。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

○ 成年後見制度の利用によって、日常・社会生活上の課題にどのように対応していくことが望ましいのかについて、御意見があれば記載してください。

## 指定発言

### 診断書の改定と本人情報シート導入の意義

千葉大学社会精神保健教育研究センター

五十嵐禎人

成年後見制度利用促進計画のなかで、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされ、成年後見に関する診断書が改定され、あわせて本人情報シートが導入されることになった。

診断書改定案では、従来の「自己の財産を管理処分する」能力は、「契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する」能力に変更され、財産管理以外の法律行為（医療・福祉・介護の契約等）も事理弁識能力の評価に含まれることが明確にされた。超高齢社会では、財産管理だけでなく身上保護に関する成年後見のニーズも高まることを考えると、この変更自体は妥当なものと思われる。ただし、改定された診断書においても、医師がどの類型に該当するかを示唆する構造に変化はない。鑑定であればともかく、診断のレベルでそのような法的判断に直結する内容にまで踏み込むような判定を要請していることには疑義を感じる。

成年後見制度では、医師は、本人の事理弁識能力が、①「障害されている状態にあること」と②「障害されている状態が今後長期間続く可能性が高いこと」の2つに関する医学的意見を提出することが求められている。このうち、②を担保するのは、生物学要素である事理弁識能力の障害を引き起こす精神障害（「精神上の障害」）が存在することであり、その診断は、医学の専門領域である。しかし、①は、過去・現在を通じた日常生活における種々の場面における本人の行動によってはじめて明らかになるものであり、家族や福祉担当者等からの情報なしには、的確な評価は行いがたい。本人情報シートの導入は、そうした情報を医師や裁判所に提供するものであり、適切に作成されれば、その導入の意義は大きいものと思われる。ただし、本人情報シートは、「本人の福祉を担当している方」が作成することが想定されており、記載者による評価の客観性や中立性が問われることになる。つまり、本人情報シートを作成する福祉の専門家の専門性や倫理が問われることになる。真に自己決定支援のための成年後見制度となるためには、本人情報シートを記載する専門職は、支援する側の論理ではなく、自己決定支援の意義や意味を十分に理解したうえで、その作成にあたる必要があるといえよう。

## 参考文献

五十嵐禎人：成年後見制度における事理弁識能力の判定と診断書等のあり方．実践成年後見 71号 51-62 (2017)

2018年度成年後見制度利用促進フォーラム  
～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～

# 診断書の改定と 本人情報シート導入の意義

千葉大学

社会精神保健教育研究センター

五十嵐 禎人

## 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に **本人情報シート** できるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する

## 診断書等の見直し

- 診断書の書式改定
  - 「自己の財産を管理・処分する」能力
  - ↓
  - 「契約等の意味・内容を自ら理解し、判断する」能力
- 「本人情報シート」の導入

## 事理を弁識する能力

- 「法律行為の利害得失を判断する能力」
- 自らの行う法律行為の内容を理解し、その結果を予測する能力
- 文言の修正により、財産管理以外の法律行為（医療・福祉・介護の契約等）も含まれることは明確に
- 超高齢社会では、財産管理だけでなく身上保護に関する支援も重要

# 診断書改定案

- 契約筆の音読み内容を自ら理解し、判断する  
どの類型に該当するかを示唆する構造  
＝法的判断に直結
- 自ら理解し、判断することが難しい場合がある。＝補助
- 支援を受けなければ、契約筆の音読み内容を自ら理解し、判断することができない。＝保佐
- 支援を受けなければ、契約筆の音読み内容を自ら理解し、判断することができない。＝後見

診断のレベルで適切？

## 事理弁識能力の判定と医学的音読み

家族や福祉担当者等からの情報

- ① 障害されている状態にあること  
←日常生活における行動の観察  
＝必ずしも医学の専門領域ではない
- ② その状態が長期間続く可能性が高いこと  
←精神障害(生物学的要素)の存在  
＝医学の専門領域

# 本人情報シートの意義

- 日常生活における行動の情報を提供
  - 医師
  - 裁判所
- 「本人の福祉を担当している方によって作成」
  - 情報提供者による評価の客観性・中立性
  - 専門職の専門性と倫理

---

---

## モデル研修 中核機関の役割

### ～権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断～

---

---

#### ○登壇者

- 星野 美子 氏（日本社会福祉士会）  
住田 敦子 氏（尾張東部成年後見センター）  
田邊 寿 氏（伊賀市社会福祉協議会地域福祉部）  
矢澤 秀樹 氏（伊那市社会福祉協議会上伊那成年後見センター）

#### ○コメント

##### 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 委員

- 高江 俊名 氏（日本弁護士連合会）  
矢頭 範之 氏（成年後見センター・リーガルサポート）  
齋藤 敏靖 氏（日本精神保健福祉士協会）  
小佐波 幹雄 氏（品川区社会福祉協議会品川成年後見センター）  
高橋 良太 氏（全国社会福祉協議会 地域福祉部）

##### 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 オブザーバー

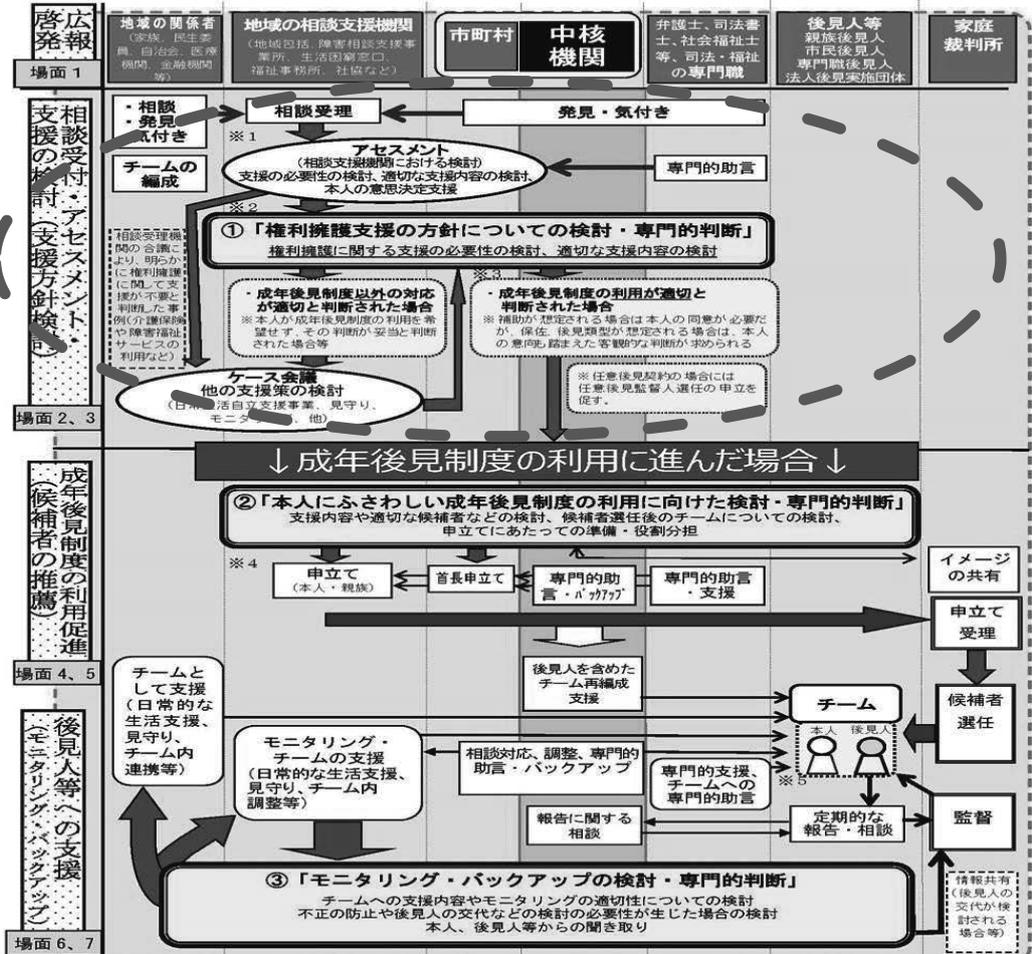
- 川端 伸子 氏（厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課  
成年後見制度利用促進室）  
片桐 公彦 氏（厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活支援推進室）  
坪井 由紀子 氏（厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室）

# モデル研修 中核機関の役割

～権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断～

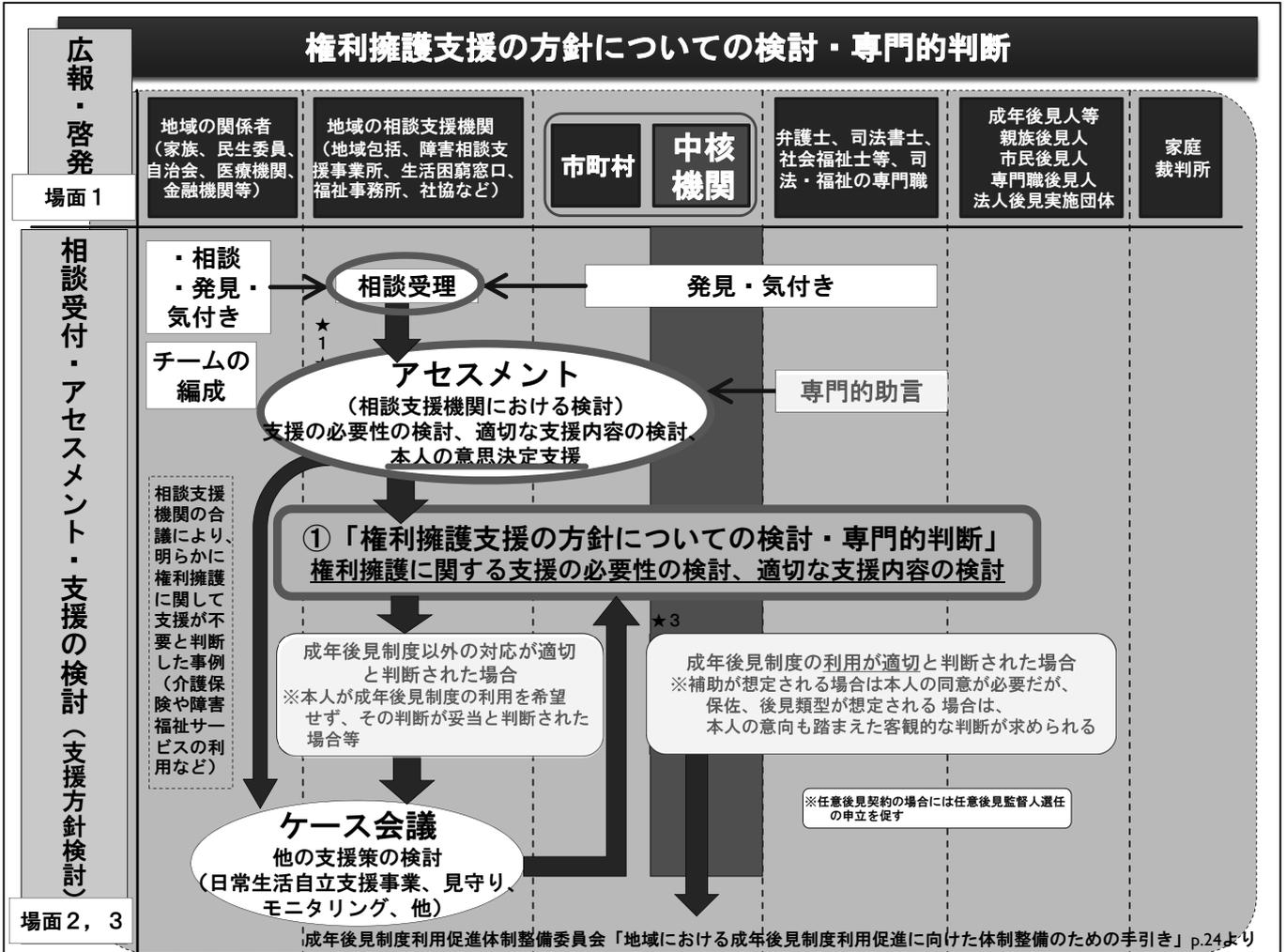


図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）

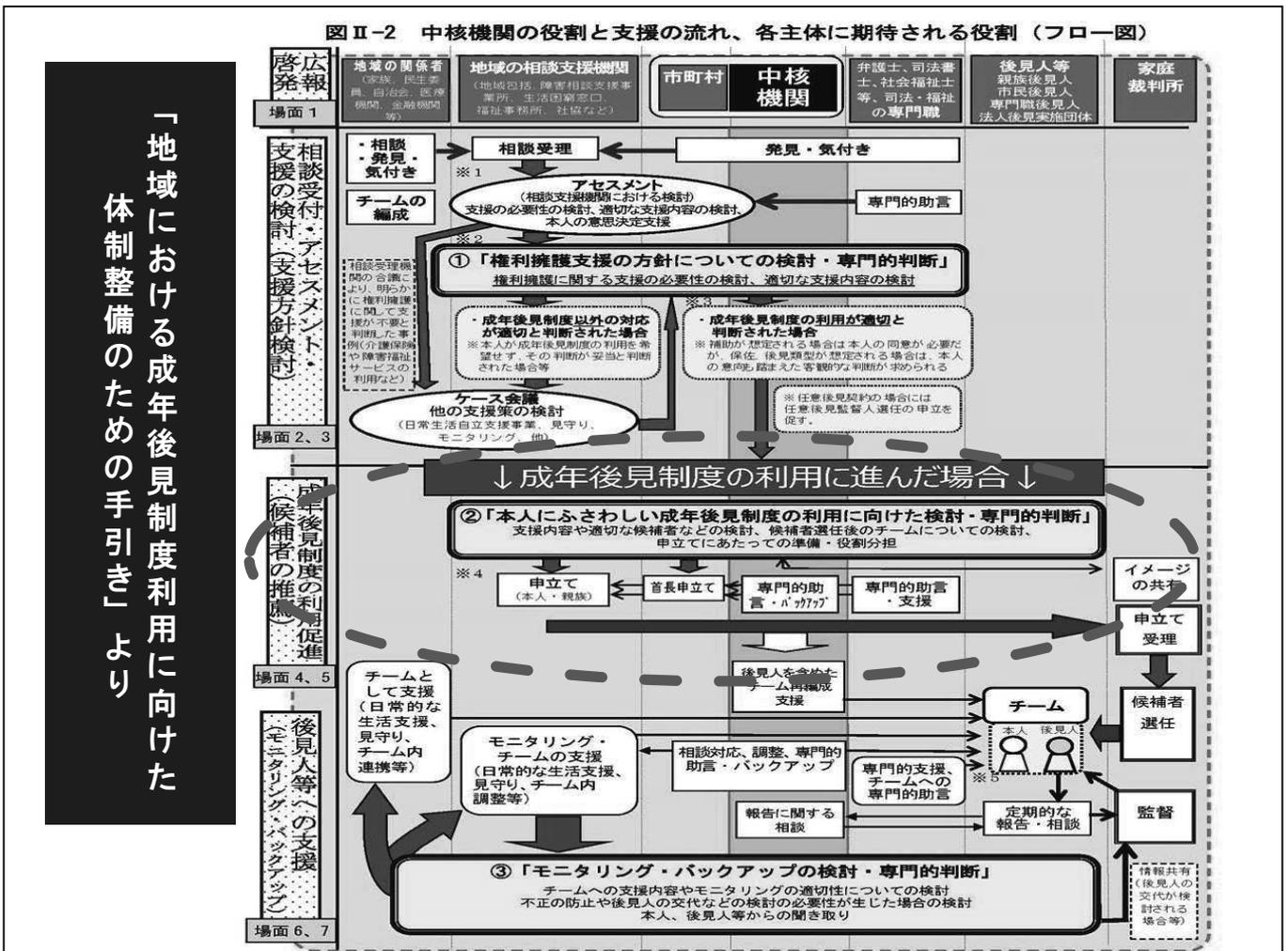


「地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き」より

# 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断



図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割 (フロー図)



# 本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断

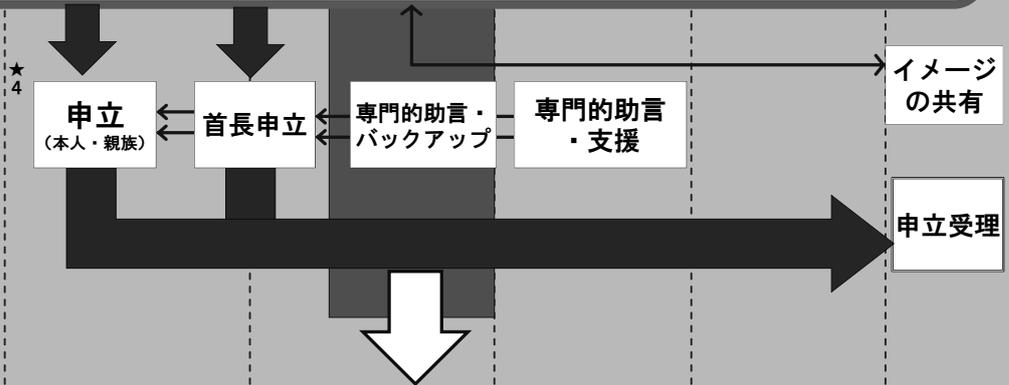


成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

場面 4, 5

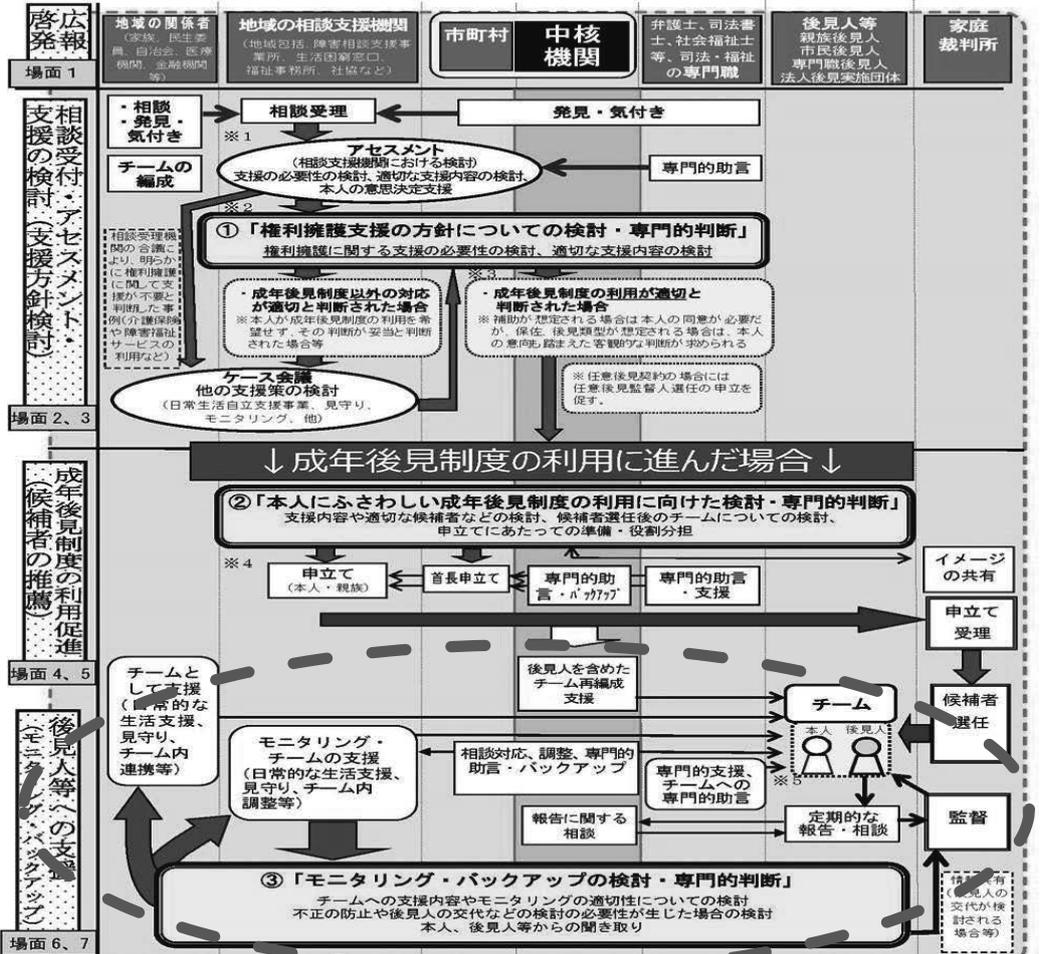
## ↓ 成年後見制度の利用に進んだ場合 ↓

② 「本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断」  
支援内容や適切な候補者などの検討、候補者選任後のチームについての検討、申立にあたっての準備・役割分担



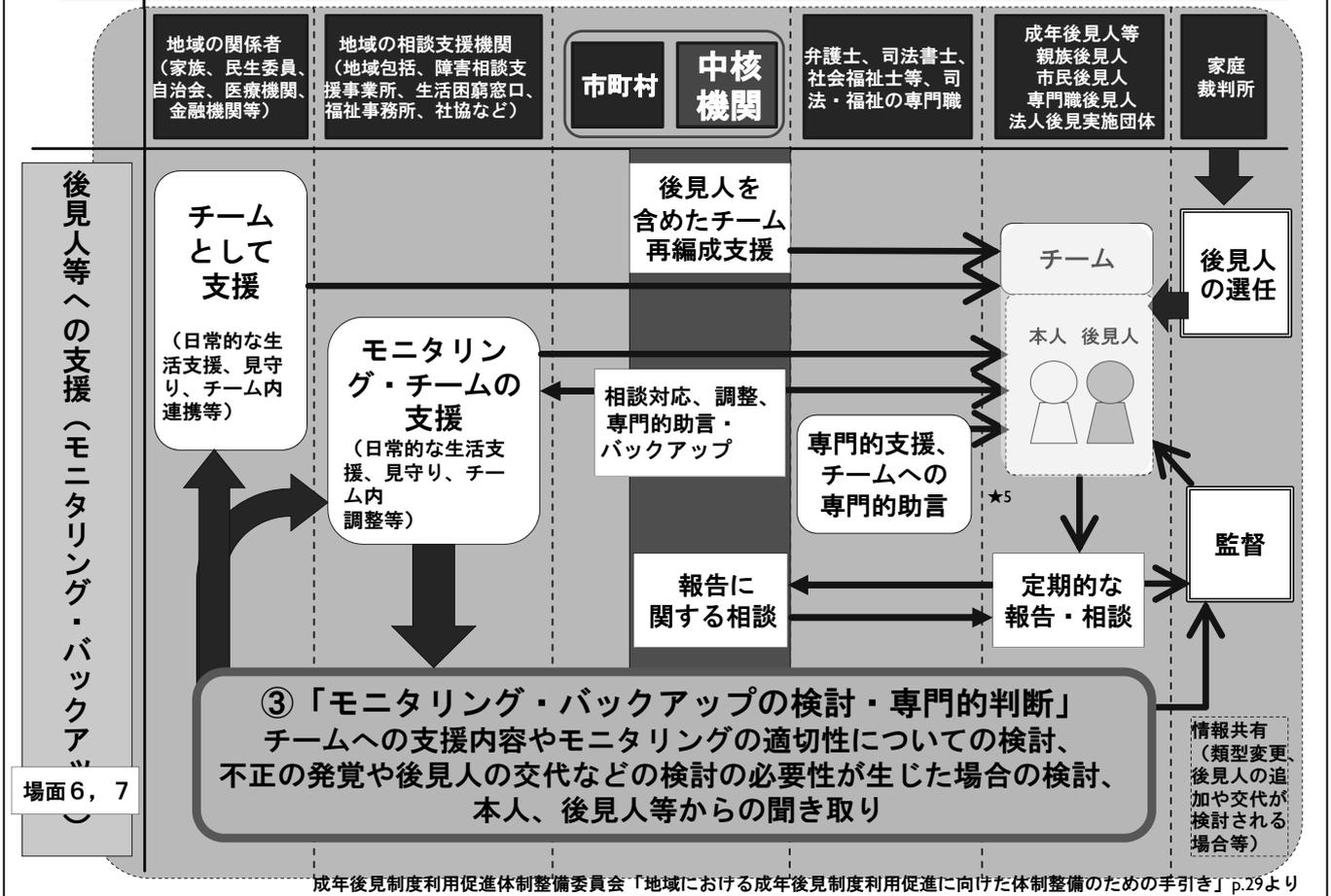
成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.26より

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



「地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き」より

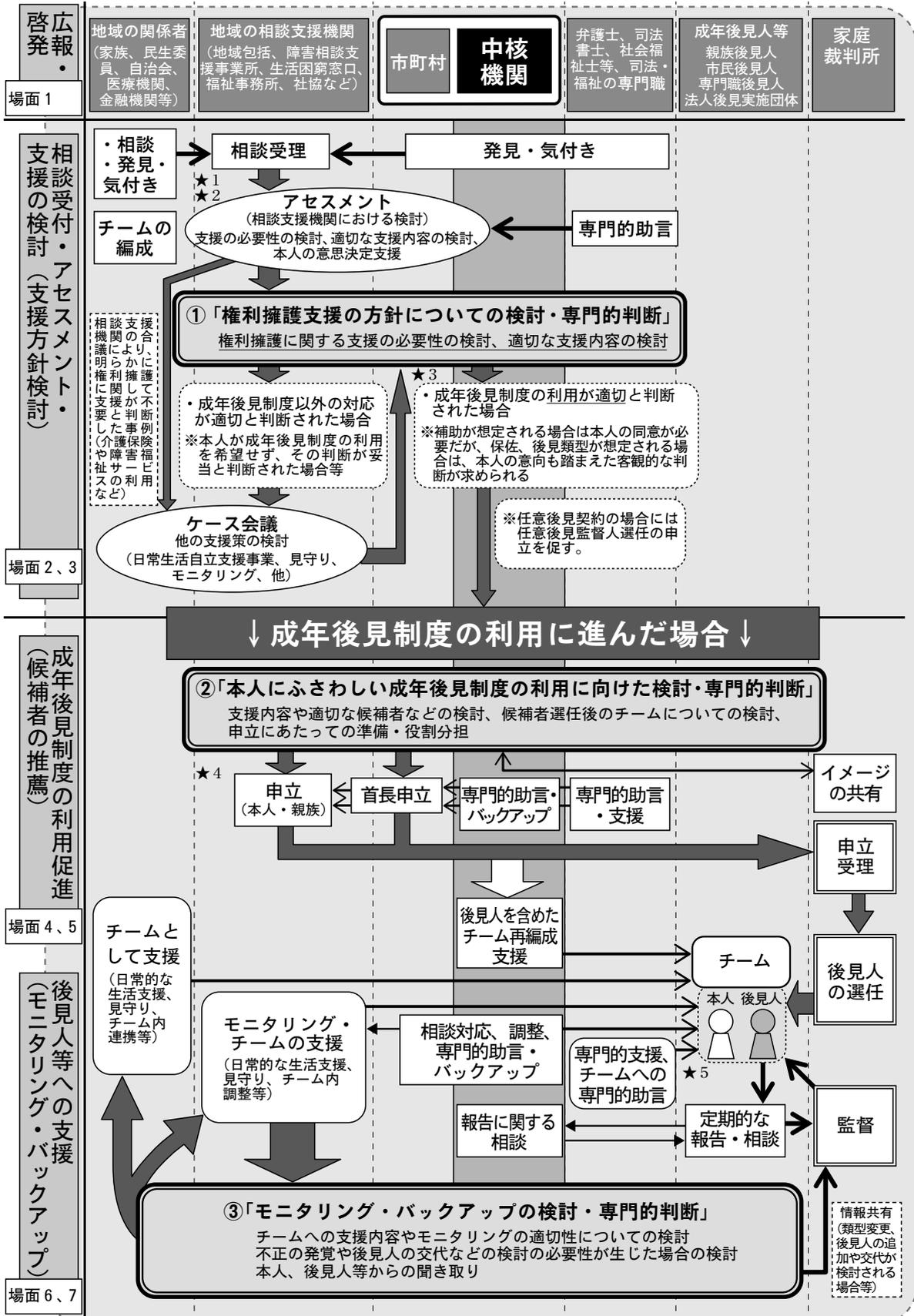
# 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）



## 「市町村職員・中核機関職員のための研修プログラム【案】 （基礎研修・応用研修）」プログラム概要（演習科目）

| 研修種別        | 目的   | 研修科目                                | 概要（含む内容）  |
|-------------|--|-------------------------------------|---|
| 基礎研修<br>三日間 | 中核機関の職員および自治体担当職員として、権利擁護支援の基本的な考え方や知識および技術を学ぶ。<br>権利擁護支援の地域連携ネットワークの全体像を学ぶ。         | ①成年後見制度利用促進と基本計画                    | ○成年後見制度利用促進法が制定された背景、成年後見制度（権利擁護）に関する潮流<br>○成年後見制度利用促進法の概要<br>○国基本計画、中核機関、地域連携ネットワーク、市町村計画の概要                       |
|             |  | ②権利擁護支援の理解                          | ○権利擁護支援の概念<br>○権利擁護支援の必要性<br>○意思決定支援の概念<br>○国内の「意思決定支援」ガイドライン<br>○意思決定支援の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント            |
|             |  | ③意思決定支援（基礎）                         | ○成年後見制度の概要・対象者<br>○後見人の権限・役割・義務<br>○法定後見と任意後見、法定後見の種類<br>○家庭裁判所に対する申立手続の概要  |
|             |  | ④成年後見制度の基礎（1）                       | ○家庭裁判所における審判手続<br>○後見等の開始後の後見等の事務の概要  |
|             |  | ⑤成年後見制度の基礎（2）                       | ○市町村の責任<br>○成年後見制度に関する実務上の問題  |
|             |  | ⑥中核機関の役割Ⅰ 地域連携ネットワーク                | ○地域連携ネットワークの目的及び4つの機能<br>○地域連携ネットワークにおける中核機関の3つの役割<br>○地域連携ネットワークの基本的仕組み（「チーム」、「協議体」、「中核機関」）                        |
|             |  | ⑦対象者理解・対人援助基礎                       | ○高齢者・障害者の特性理解のみならず総合的な「人」としての理解<br>○コミュニケーションの基本<br>○関係機関との連携の構築のあり方  |
|             |  | ⑧権利擁護支援の広報                          | ○広報・啓発の意義<br>○説明責任の重要性<br>○プレゼン能力、わかりやすさの向上   |
|             |  | ⑨中核機関の役割Ⅱ 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断    | ○意思決定支援<br>○日常生活自立支援事業<br>○法テラス特定援助対象者法律相談援助制度<br>○本人情報シート<br>○生活困窮者自立支援事業  |
| 応用研修<br>二日間 | 中核機関の職員として、権利擁護支援の地域連携ネットワークの4つの機能を整備していくため、中核機関の3つの機能（「司令塔機能」、「事務局機能」、「進行管理機能」）を学ぶ。 | ⑩意思決定支援（応用）                         | ○意思決定支援の概念<br>○国内の「意思決定支援」ガイドライン<br>○意思決定支援の観点から、中核機関の進行管理機能を果たす上で留意すべきポイント<br>○意思決定支援を意識したチームミーティングのあり方（ファシリテーション） |
|             |  | ⑪中核機関の役割Ⅲ<br>本人にふさわしい利用に向けた検討・専門的判断 | ○申立て書類作成の知識<br>○判断根拠となる情報の見極め<br>○診断書・本人情報シート   |
|             |  | ⑫中核機関の役割Ⅳ<br>モニタリング・バックアップの検討・専門的判断 | ○成年後見制度利用支援事業<br>○医療同意<br>○本人情報シートの活用、意思決定支援<br>○成年後見実務の理解<br>○死後事務・相続に関する知識  |
|             |  | ⑬地域連携ネットワークと市町村計画                   | ○成年後見制度利用促進法及び基本計画における市町村の責務・役割<br>○市町村計画の策定のポイント   |

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

---

# 権利擁護支援の方針についての 検討・専門的判断



---

## 本講義のねらい

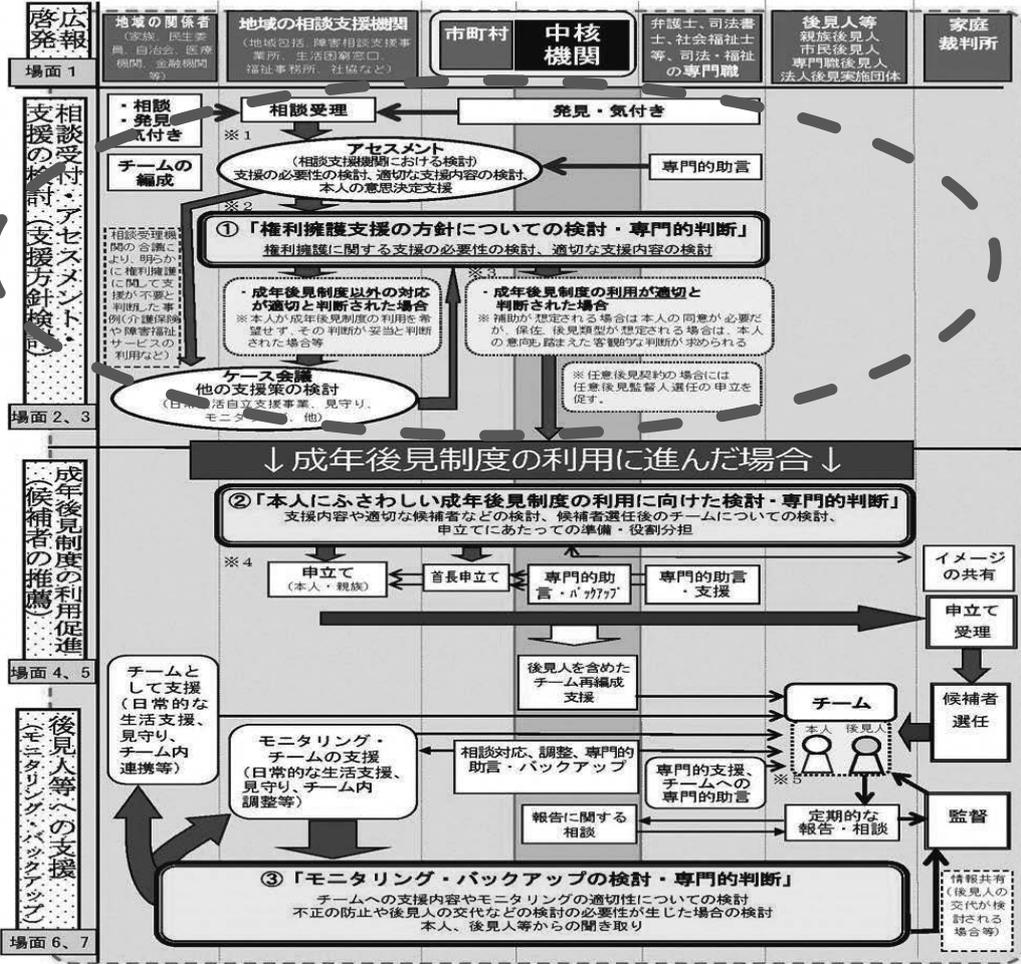
- 研修プログラムの演習科目「中核機関の役割Ⅱ」の一部を体験する。

### 演習科目「中核機関の役割Ⅱ」

#### 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

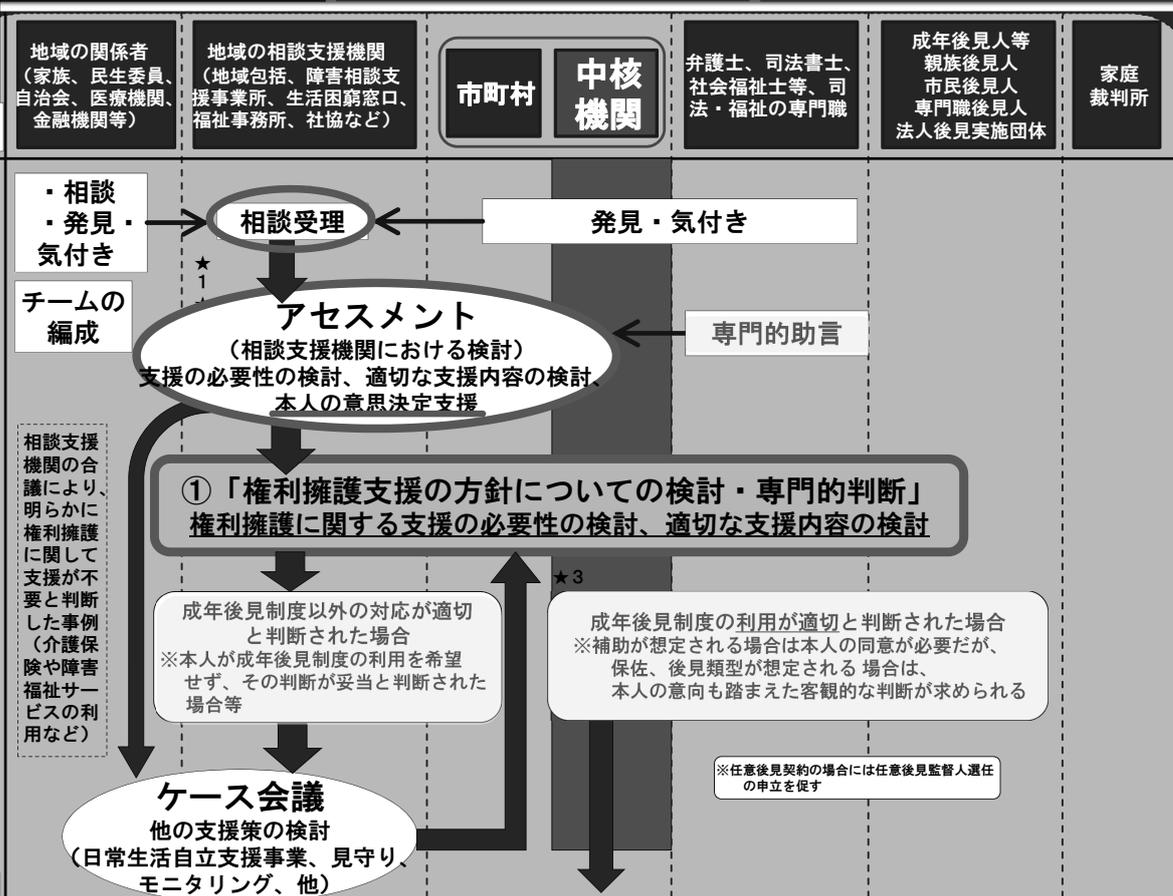
- ✓ 支援方針の検討について複数の事例を用いて専門的判断の要素を知る

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



「地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き」より

権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断



成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.24より

## 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 相談受付・アセスメント・支援方針の検討（相談機能）

### 場面2 発見・相談

→ 地域の関係者の気づき・発見により相談機関等に相談が入る

### 場面3 情報集約

→ 意思決定支援

- ・アセスメント＝支援の必要性、支援内容の検討
- ・本人を支援するチームの形成
- ・チームの支援方針を決めるケース検討の場



### 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断

- ・必要に応じて専門職の関与等の支援
- ・司法・福祉等の専門的な観点による多角的な検討

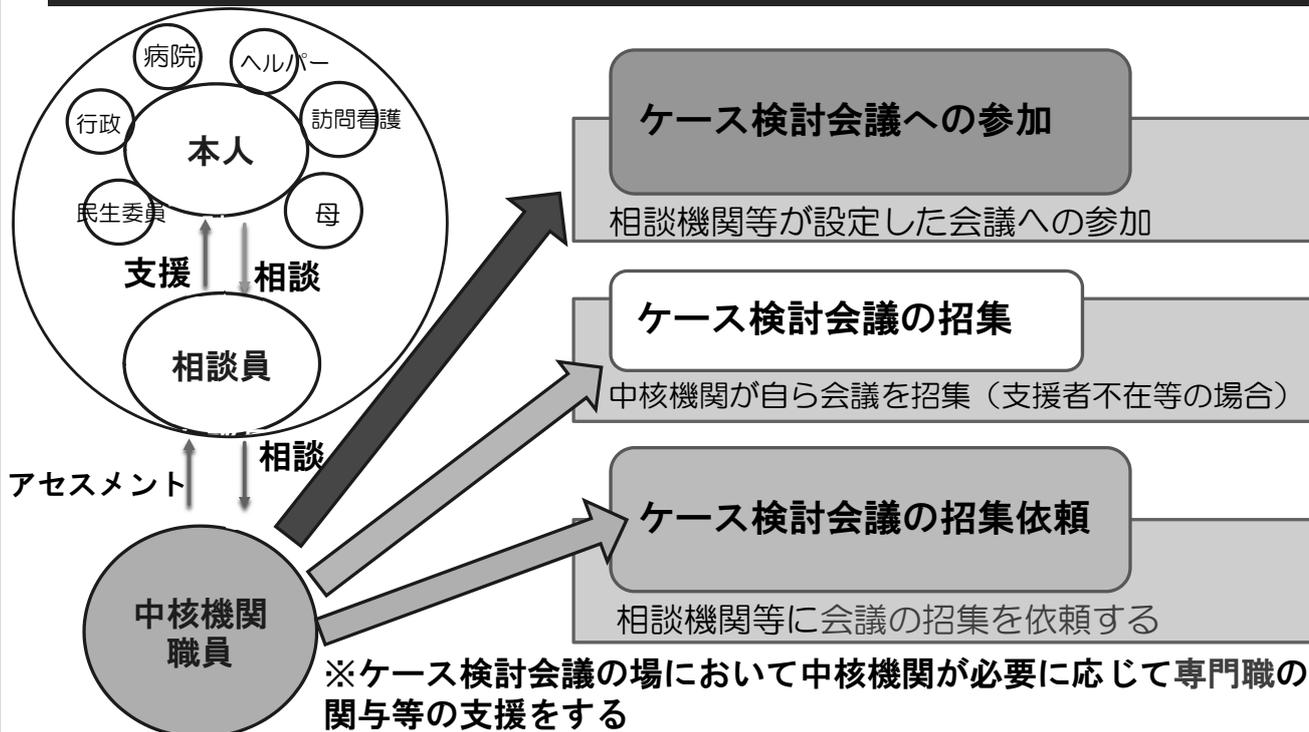
## モデル研修 中核機関の役割 事例1 —権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断—

- 本人 太郎さん55歳 男性
- 疾患 双極性障害（精神保健福祉手帳2級）
- 身体状況 ADL/IADL 自立
- 経済状況 年金12万円 預貯金30万円
- 家族状況 母（特別養護老人ホーム入所中）  
離婚歴あり 子どもなし
- 居所 母親名義の一軒家に一人暮らし
- サービス利用状況 ヘルパー・訪問看護週2回

# 課題抽出例

| 気になるところ<br>(課題となっていること)                | 関わっている人・機関                 | 何を伝えるか<br>何を尋ねるか?                                | その方法                               |
|--|----------------------------|--|------------------------------------|
| 現在の心身状態                                | 病院・相談支援専門員・訪問看護・ヘルパー       | 服薬状況・通院頻度・疾患の状況<br>本人自身の自覚                       | 関係機関からの情報集約<br>本人との面談              |
| 日中の過ごし方                                | 相談支援専門員・訪問看護・ヘルパー          | 就労について<br>就労可能な状況の有無や本人の意欲<br>その他サービスについて        | 関係機関からの情報集約<br>本人との面談              |
| 躁うつ病の症状変化による<br>これまでの状況                | 病院・相談支援専門員・訪問看護・ヘルパー       | そう状態及びうつ状態の時の様子と課題<br>本人自身の自覚                    | 関係機関からの情報集約<br>本人との面談              |
| 医療保護入院時の対応<br>(入院中の金銭管理等)<br>身元保証・医療同意 | 病院<br>相談支援専門員<br>訪問看護      | 関係機関から病院へ本人の心身状況等の<br>情報提供<br>(身元保証・医療同意は他科目で学習) | 保護者不在の医療保護入院の対応につ<br>いての検討         |
| 親族との関係                                 | 母・特養相談員<br>相談支援専門員         | 母・姉以外の親族<br>姉との関係                                | 関係機関からの情報集約<br>本人との面談              |
| サービス利用状況<br>地域・近隣との関係                  | 相談支援専門員・訪問看護・ヘルパー・<br>民生委員 | 食事・室内状況等の生活状況の様子<br>近隣との関係やインフォーマル支援者<br>の有無     | 関係機関からの情報集約<br>本人との面談              |
| 通院のための交通費がない                           | 病院・相談支援専門員・訪問看護・ヘルパー       | 日常的な金銭管理の状況                                      | 関係機関からの情報集約<br>本人との面談              |
| 金銭管理状況の自覚と<br>助言受け入れ拒否                 | 相談支援専門員<br>ヘルパー            | 日常的な金銭管理の状況<br>金銭管理に関する支援の方法                     | 関係機関からの情報集約<br>本人との面談              |
| 母の入所先へのお金の無心                           | 特養相談員<br>相談支援専門員           | 頻度・本人の態度、対応<br>母との面会の様子                          | 関係機関からの情報集約(特養相談員)<br>本人との面談       |
| 税金・保険料等の支払い状況                          | 行政・ヘルパー<br>訪問看護            | 固定資産税や保険料等の支払い状況                                 | 自宅に督促状等の送付の有無<br>ヘルパー等からの情報・本人との面談 |

## 情報収集・支援方針の検討会議



## 権利擁護支援に関わる諸制度

### ◆本人の状況に合わせて、以下の様な制度についても説明を行う

- 例) ○生活困窮者自立支援（家計相談）  
⇒家計相談支援によって本人自身の金銭管理能力を高める支援
- 日常生活自立支援事業  
⇒福祉サービス利用援助に付随する書類管理や日常的な金銭管理についての支援
- 障害者総合支援法の自立生活援助  
⇒定期的な居宅訪問の際、公共料金や家賃の支払い等についても声かけを行うサービス
- 特定援助対象者法律相談援助  
⇒判断能力不十分者であっても利用できる法律相談
- 消費生活センターへの相談  
⇒判断能力不十分者の契約について、消費者保護が図られる場合がある

※自分の地域の対応状況を確認し、連携できるようにしておく  
※協議会等合議体を活用して顔の見える関係を築いておくと、  
各事業の担当者との連携が容易になる（中核機関職員がすべての事業について説明しなければいけないわけではない）

## 成年後見制度を利用しない場合

### ◆成年後見制度への移行が必要になる場合のポイントの確認

- ・本人に法的課題が生じたとき  
例) 債務・悪質商法、詐欺被害等
- ・本人の判断能力の低下の進行  
例) うつ状態が悪化し回復の兆しが見えない  
症状が重篤であらゆる判断が困難

※うつ状態の悪化により成年後見制度に移行しても、症状が回復し判断能力が回復すれば成年後見制度取消の審判を請求することが出来る

## モデル研修 中核機関の役割 事例2 —権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断—

- 本人 久子さん55歳 女性
  - 疾患 アルツハイマー型認知症（現在、長谷川式スケール12点）
  - 身体状況 ADL自立、IADL支援要
  - 経済状況 月額30万円 預金1300万円
  - 家族状況 長男と同居 夫は6年前に死亡 姪が1時間の地域に居住
  - 居所 一戸建て住宅（土地、家屋とも本人名義）
  - サービス利用状況 ヘルパー週2回・訪問看護週1回 福祉用具貸与
- 【長男の状況】統合失調症 30代で失業し、現在まで無職  
サービス利用なしゲーム課金が10万円以上の高額になることあり  
障害厚生年金月4万円

## 権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断 相談受付・アセスメント・支援方針の検討（相談機能）

### 場面2 発見・相談

→ 1年前 転倒入院 MCI診断

本人「早く帰って息子の世話をしたい」  
姪に支援を依頼するが断られる（成年後見制度を利用してほしい）



### 場面3 情報集約

中核機関が日常生活自立支援事業又は成年後見制度について説明するが

→ 「今はまだ大丈夫そう。だんだん考えます」



**課題はあるが、緊急性は低く、すぐに成年後見制度に繋がらない  
＝見守りケース・役割分担**

権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断  
相談受付・アセスメント・支援方針の検討（相談機能）

場面2 発見・相談 <ケアマネジャー⇒包括支援センター⇒中核機関>

⇒1年後 要介護2（アルツハイマー型認知症）

「何回か10万円単位のお金を、良男に渡している」



場面3 情報集約

- ◆キャッシュカードの暗証番号がわからない
- ◆売りの食品や生活用品を、使い切れないうらい買ってしまった。
- ◆訪問業者に言われるまま屋根の修理を契約しそうになっている
- ◆シロアリ退治で50万円支払う



財産管理面・法的課題・福祉的課題により成年後見制度の利用を検討

「権利擁護支援の方針についての検討・専門的判断」

事例 1

相談支援事業所の専門相談員が、中核機関に来所。「利用者が、特別養護老人ホームに入所している母親のところに、お金を無心になってしまう。判断能力が低下してきているのか、金銭管理が出来ておらず、通院もままならない。成年後見制度が必要なのではないかと思うが、制度説明に自信がない。本人に説明してもらえないか？本人にもここに相談することについての同意を得ているので、話を聞いて欲しい」とのこと。聞き取りをした結果、以下が判明。

基本情報（相談当初）

【本人】太郎さん、55歳、男性

【疾患・既往歴】双極性障害（精神保健福祉手帳2級）

【身体状況】ADL/IADL 自立

【年金】月額12万円（障害厚生年金2級）

【資産】預貯金30万円

【親族等】父は20年前がんで死亡。

母（82歳）は特別養護老人ホーム入所中（認知症重度）。

遠方に姉がいて、母親の金銭管理をしているが、姉は本人への関わりを拒否。離婚歴あり。子どもはいない。

【居所】一軒家に1人暮らし。（土地、建物ともに母名義）

【サービス利用状況】ヘルパー 週2回 生活援助（買い物・調理・掃除）  
訪問看護 週2回（服薬確認・体調管理）

【生活歴】国立大学卒業後、大手企業に勤め、30歳で結婚するが、32歳のときに双極性障害（躁鬱病）を発症。その後退職し、翌年に離婚。  
離婚後は実家に戻り、父の遺産で暮らす。

【現在の状況】

1年前に認知症の母が特別養護老人ホームに入所するにあたり、遠方に住んでいる本人姉が母の金銭管理をするようになった。本人は年金が入ると使い切ってしまうため、特別養護老人ホームにいて、母親にお金の無心をする。特別養護老人ホームの相談員が「お母さんのお金はお母さんのもので、今はお姉さんが管理している。ここにはないし、太郎さんが使うことはできない」と話すと素直に受け入れ、納得する。

通院のための交通費がない場合もあり、通院が滞るとそのせいで調子を崩してしまう。本人自身も「お金が入るとすぐに使ってしまう」と自分の金銭管理がうまくいっていない自覚があるが、自分のやり方に口を出されると拒否的になる傾向がある。

## 事例1 ワークシート

| 気になるところ<br>(課題となっていること) | 関わっている<br>人・機関           | 何を伝えるか<br>何を尋ねるか？              | その方法  |
|-------------------------|--------------------------|--------------------------------|---|
| <b>記載例</b><br>現在の心身状態   | 病院・相談支援専門員・<br>訪問看護・ヘルパー | 服薬状況・通院頻度・<br>疾患の状況<br>本人自身の自覚 | 相談支援専門員から<br>の聞き取り（関係機関<br>からの情報集約）<br>本人との面談 |
|                         |                          |                                |   |
|                         |                          |                                |   |
|                         |                          |                                |   |

### 【課題整理や方針決定のために必要と思われること】

- 関係機関からの情報収集  
 関係機関へのつなぎや依頼  
 （ 医療や介護・福祉サービスの調整の依頼  
 その他： \_\_\_\_\_ ）  
 ケース会議への出席     ケース会議の招集     その他

具体的に

本人情報シート (成年後見制度用)

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。  
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。  
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 2019年4月1日

|  |   |
|--|---|
| <p><b>本人</b></p> <p>氏名： _____ 〇〇 太郎</p> <p>生年月日： _____ 年 月 日 (55歳)</p> | <p><b>作成者</b></p> <p>氏名： _____ 川野 〇〇 印</p> <p>職業(資格)： <u>相談支援事業所職員(精神保健福祉士)</u></p> <p>連絡先： _____</p> <p>本人との関係： <u>専門相談員</u></p> |
|--|---|

1 本人の生活場所について

自宅 (自宅での福祉サービスの利用  あり  なし)

施設・病院

→ 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

2 福祉に関する認定の有無等について

介護認定 (認定日： \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月)

要支援 (1・2)  要介護 (1・2・3・4・5)

非該当

障害支援区分 (認定日： 2018年 5月)

区分 (1・2・**3**・4・5・6)  非該当

療育手帳・愛の手帳など (手帳の名称 \_\_\_\_\_) (判定 \_\_\_\_\_)

精神障害者保健福祉手帳 (1 **2**・3 級)

3 本人の日常・社会生活の状況について

(1) 身体機能・生活機能について

支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要

(今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)

現在は、週2回ヘルパー訪問し、買い物や調理・掃除の生活援助を受けている。また、訪問看護も週2回服薬確認、体調管理を行っている。金銭管理がうまくいかず、通院のための交通費がない場合があり、通院が滞ることで体調を崩してしまう。「お金が入るとすぐに使ってしまう」と本人の発言あり。

(2) 認知機能について

日によって変動することがあるか： あり  なし

(※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。

エの項目は裏面にあります。)

ア 日常的な行為に関する意思の伝達について

意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある

ほとんど伝達できない  できない

イ 日常的な行為に関する理解について

理解できる  理解できない場合がある

ほとんど理解できない  理解できない

ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について

記憶できる  記憶していない場合がある

ほとんど記憶できない  記憶できない

- エ 本人が家族等を認識できているかについて  
 正しく認識している       認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない       認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある       支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

金銭管理がうまくできないことから、通院のための交通費など、必要なときにお金がないことがある。本人も金銭管理がうまくいっていないという自覚はあるが、自分のやり方に口を出されることを好まない。また、今回は母が入所している特別養護老人ホームから、「入所している重度認知症の利用者の家族が、利用者の通帳を渡してほしいと言っている」と相談が入ってきた。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

障害厚生年金2級で自分で管理しているが、「お金が入るとすぐに使ってしまう」と金銭管理がうまくいかないという自覚がある。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

金銭管理をどうするか。成年後見制度が必要なのではないかと考えるがそのことについて、どう考えるか。

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。  
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。  
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

成年後見制度の利用の必要があるかどうか、わからないので中核機関に相談し、これからの対応を検討したい。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

金銭管理について、特別養護老人ホームの相談員が「お母さんのお金はお母さんのもので、今は姉が管理しているからここに通帳はない」「太郎さんが使うことはできない」と話すと素直に受け入れ、納得している。本人には障害年金が収入としてあるので、金銭管理について、支援が受けられるとよいと思う。

## 事例 2

中核機関へ、地域包括支援センターから電話が入った。「80歳代女性、アルツハイマー型認知症の利用者の支援をしている。成年後見制度の利用が必要ではないかと思っている。一度会議に来て欲しい。」

### 聞き取った情報

【本人】谷 久子さん、80歳代、女性

【疾患・既往歴】アルツハイマー型認知症（現在、長谷川式スケール 12点）

【身体状況】ADL 自立、IADL 支援要

【経済状況】月額 30 万円（老齢年金と遺族年金）、普通預金 300 万円 定期預金 1000 万円

【親族等】夫は 6 年前に死亡 一人息子の良男さんと同居。

姪が一時間ほど離れた地域に居住。何かあると来てくれていた。

【長男の状況】長男は、大学在学中に統合失調症を発症、退院後、就労したが 30 代で失業し、現在まで無職。サービス利用なし。日中ゲームをして過ごしゲームの課金が 10 万円以上の高額になることもある。居室は趣味のフィギュアで溢れている。障害厚生年金は月 4 万円。

【居 所】一戸建て住宅（土地、家屋とも本人名義）

【サービス利用状況】ホームヘルプサービス（週 2 回）、デイサービス（週 1 回）、福祉用具レンタル

### 【生活歴】

- 亡夫は公務員、本人は専業主婦だった。長男の世話や、退職後に病に倒れた夫の介護をしてきたため、地域交流なし。夫は 6 年前に死去。夫の相続手続（自宅の土地家屋）は、専門家に依頼し終了。
- 特に疾患はなく過ごしていたが、1 年前に転倒骨折にて入院、その際に軽度認知障害（MCI、長谷川式スケール 20 点）の診断が出た。本人は「長男は病気療養中でいろいろ頼めない」「早く家に帰って長男の世話をしたい」と言い、姪に支援を依頼したが、姪からは「自分は遠方にいるため、日常的な支援は難しい。長男が久子さんの世話を出来ないのであれば、成年後見制度の利用を考えて欲しい」という返事であった。そのため、久子さんからの相談があり、退院直後も中核機関は成年後見制度や日常生活自立支援事業の説明を行ったが、「今はまだ大丈夫そう。だんだん考えます」というのが、当時の久子さんの返事であった。
- 地域包括支援センターの退院調整が入り、要支援 2 でホームヘルプサービス、デイサービス、福祉用具レンタルを使いながら在宅にて生活。退院後半年を経過し、安定してきたところで民間居宅介護支援事業所のケアマネジャーに移行。良男さんも、支援者の訪問について拒否はなかった。

### 【現在の状況】

- 最近、久子さんはケアマネに「良男が、インターネットでできた友達に誘われて高額な買い物をしてしまっているみたい。何回か、10 万円単位のお金を、良男に渡している」と、話したため、ケアマネジャーから地域包括支援センターに相談が入った。
- 専門医の受診にてアルツハイマー型認知症の診断、介護度が要介護 2 になった。
- キャッシュカードの暗証番号がわからなくなったり、ATM の操作を間違えたりして、混乱して行員を呼ぶことが頻発した。（1 月～2 月の間に計 4 回）
- 安売りの食品や生活用品を、使い切れないくらい買ってしまった。
- 訪問業者に言われるまま屋根の修理を契約しそうになっているところをヘルパーからの連絡を受けたケアマネジャーが阻止した。実は、すでにこの業者には 1 ヶ月前に、シロアリ退治で 50 万円を払ってしまったとのこと。本人は「二度とこんな目には遭いたくない」と言っている。

事例2 演習シート1 【中核機関の相談受付内容 整理】項目案 記入例

|       |  |                  |              |
|-------|--|------------------|--------------|
| 相談日   | 2019年 2月 4日 (対応者: 畑野 )   | ID               | 465          |
| 相談者   | 相談者名 福野 <input type="checkbox"/> 本人  | 所属               | 霞が関高齢者相談センター |
|       | 連絡先 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇   |                  |              |
| 相談形態  | <input checked="" type="radio"/> 1. 電話 2. 来所 3. 訪問 4. その他 ( )                                      |                  |              |
| 相談概要  | <input type="checkbox"/> 詳細別紙参照 主な相談内容 アルツハイマー型認知症、80代女性が消費者被害に遭っている。同居長男も精神障害がある。成年後見制度の利用が必要と思う。 |                  |              |
| 相談契機  | 1. パンフレット 2. 研修受講( ) <input checked="" type="radio"/> 3. 以前に相談 4. その他 ( )                          |                  |              |
| 相談者属性 | 地区: B地域  | 所属属性: 地域包括支援センター |              |

\*「本人情報シート」の活用も可能

|           |  |       |  |    |             |
|-----------|--|-------|--|----|-------------|
| 本人氏名      | 谷 久子   | 性別    | 1. 男性 <input checked="" type="radio"/> 2. 女性       | 年齢 | 83歳 ( 年生まれ) |
| 居住地       | <input checked="" type="radio"/> 1. 市内 2. 市外 3. 不明 (具体的に )   |       |  |    |             |
| 疾病・病歴     | 1年前左足骨折、<br>アルツハイマー型認知症  | 親族の状況 |  |    |             |
| 身体状況      | ADL 自立、IADL 支援要  |       |  |    |             |
| 住居の状況     | 借地、一戸建て (本人名義)   |       |  |    |             |
| 経済状況      | 主な収入 (約 30万/月 円 ) 遺族年金、国民年金<br>主な支出 (約 不明 円 ) 長男のゲーム課金、インターネットの買い物<br>財産状況 (不動産や資産、負債、財産状況の変動可能性など 預金 300万円 )                      |       |  |    |             |
| 生活歴<br>現状 | 専業主婦として、30代で統合失調症を発症した長男の世話や、定年後、病に倒れた夫の世話をしてきた。夫は6年前に死亡。転倒骨折により1年前から要支援2。介護保険サービス利用。最近、物忘れが進み、要介護2の認定が下りる。                        |       |  |    |             |
| 支援状況      | 介護・障害の認定・区分状況 要支援2⇒要介護2<br>マネジメント担当者 栗原 (西村居宅介護支援事業所)<br>利用している介護・福祉サービス ホームヘルプサービス2回/週 (買い物)、デイサービス2回/週、福祉用具ベッドレンタル               |       |  |    |             |
| 本人の意向     | 今後の生活についての意向 在宅で暮らしたい。長男の世話をしなければならない。<br>手伝って欲しいと思っていること、困っていること<br>金銭管理についての意向<br>その他 本人にとって重大なこと                                |       |  |    |             |
| 判断能力について  | <input checked="" type="radio"/> 1. 認知症 2. 知的障害 3. 精神障害 4. その他 ( ) 5. なし 6. 不明   |       |  |    |             |
| 制度利用について  | 詳細 アルツハイマー型認知症、長谷川式12点   | 制度利用  | <input checked="" type="radio"/> 1. 成年後見制度利用無 2. 有 |    |             |
| 制度利用について  | 1. 成年後見制度の利用 無 1-1. 初めての相談 <input checked="" type="radio"/> 1-2 これまでも相談している 1-3 不明<br>2. 成年後見制度の利用 有 2-1 補助 2-2 保佐 2-3 後見 2-4 任意後見 |       |  |    |             |

|   |                 |   |
|---|-----------------|---|
| 追加の<br>情報収集<br><br>※複数選択可                               | 1. 関係機関からの情報収集  | 具体的に <input checked="" type="checkbox"/> 詳細は別紙参照<br>2/7 サービス担当者会議に出席し、ご本人と直接話をする。 |
|   | 2. 関係機関へのつなぎや依頼 |   |
| <input checked="" type="radio"/> 3. ケース会議への出席 (日時 2/7 ) |                 |   |
| 4. ケース会議の招集 (日時 )                                       |                 |   |
| 5. その他 ( )  |                 |   |
| 6. 不要   |                 |   |

本人情報シート（成年後見制度用）

事例2 記載例①  
(申立時・「中流」)

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。  
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。  
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 2019 年 4 月 1 日

|   |  |
|---|--|
| <p><b>本人</b><br/>                 氏 名： 谷 久子<br/>                 生年月日： 年 月 日 (83 歳)</p> | <p><b>作成者</b><br/>                 氏 名： 畑野 ○○ 印<br/>                 職業(資格)： ○○市後見支援センター(社会福祉士)<br/>                 連絡先： ○○○ (○○○) ○○○○<br/>                 本人との関係： 中核機関職員</p> |
|---|--|

- 1 本人の生活場所について  
 自宅 (自宅での福祉サービスの利用  あり  なし)  
 施設・病院  
 → 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_

- 2 福祉に関する認定の有無等について  
 介護認定 (認定日：2019 年 3 月)  
 要支援 (1・2)  要介護 (1・**2**・3・4・5)  
 非該当  
 障害支援区分 (認定日： 年 月)  
 区分 (1・2・3・4・5・6)  非該当  
 療育手帳・愛の手帳など (手帳の名称 ) (判定 )  
 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3 級)

- 3 本人の日常・社会生活の状況について  
 (1) 身体機能・生活機能について  
 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要  
 (今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)

介護保険サービス（訪問介護や通所介護）を使いながら在宅生活を継続してきたが、最近アルツハイマー型認知症の進行が見られ、要介護度が要支援2から要介護2に変更になった。金銭管理が困難になり、訪問販売の消費者被害に遭っており、今後も被害に遭うことが想定されるため、介護サービスの回数を増やす必要がある。

- (2) 認知機能について  
 日によって変動することがあるか： あり  なし  
 (※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。  
 エの項目は裏面にあります。)  
 ア 日常的な行為に関する意思の伝達について  
 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある  
 ほとんど伝達できない  できない  
 イ 日常的な行為に関する理解について  
 理解できる  理解できない場合がある  
 ほとんど理解できない  理解できない  
 ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について  
 記憶できる  記憶していない場合がある  
 ほとんど記憶できない  記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している       認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない       認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある       支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

訪問業者に言われるまま屋根の修理を契約しそうになったり(2月)、「シロアリ退治をしておいた」と言われ、確かめずに50万円を支払ってしまったこともある(1月)。キャッシュカードの暗証番号がわからなくなったり、ATMに操作を間違えたりして、混乱して行員を呼ぶことがあった(1月～3月までに計6回)。安売りの食品等生活用品を使い切れないほどの量、購入してしまう。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

年金収入は月額30万円と比較的多く、また、住まいは自宅のため、収支が赤字になることはほとんどない。しかし、業者に言われるままに多額の支払いをしたり、言われるままに長男に現金を渡してしまったりすることが続いている。また、金融機関で現金を引き出すことができなくなってきている。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

日常生活における出金の支援、日常生活を超える社会生活上の対応について、本人一人で判断することが難しい状況になっている。今後も、悪質業者の訪問が続くと考えられるため、悪質業者への対応も必要になると予想される。(支援チームの会議に参加し、本人意思を確認)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。  
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。  
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

消費者被害や金銭管理の課題が発生し、本人に対して成年後見制度についてわかりやすく説明をしたところ、「そのようなやり方があるのなら、お願いしたい」と発言。記憶の保持が難しく、「今のままでいい」と言ったりすることもあるが、消費者被害のことを思い出すと「お願いしたい」と言う。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

本人は在宅で長男と一緒に生活することを望んでいる。本人の望む生活を、安心安全に継続できるよう、日常における金銭管理について、本人が受け入れられる方法をともに考え、実行できる支援者が必要である。金融機関との取引についての代理権や、訪問販売等の悪質事業者に対して、契約の取消権を持つ者の支援が必要である。実際の被害50万円についても対応が必要。



# 本人にふさわしい成年後見制度 利用に向けた検討・専門的判断

## 本講義のねらい

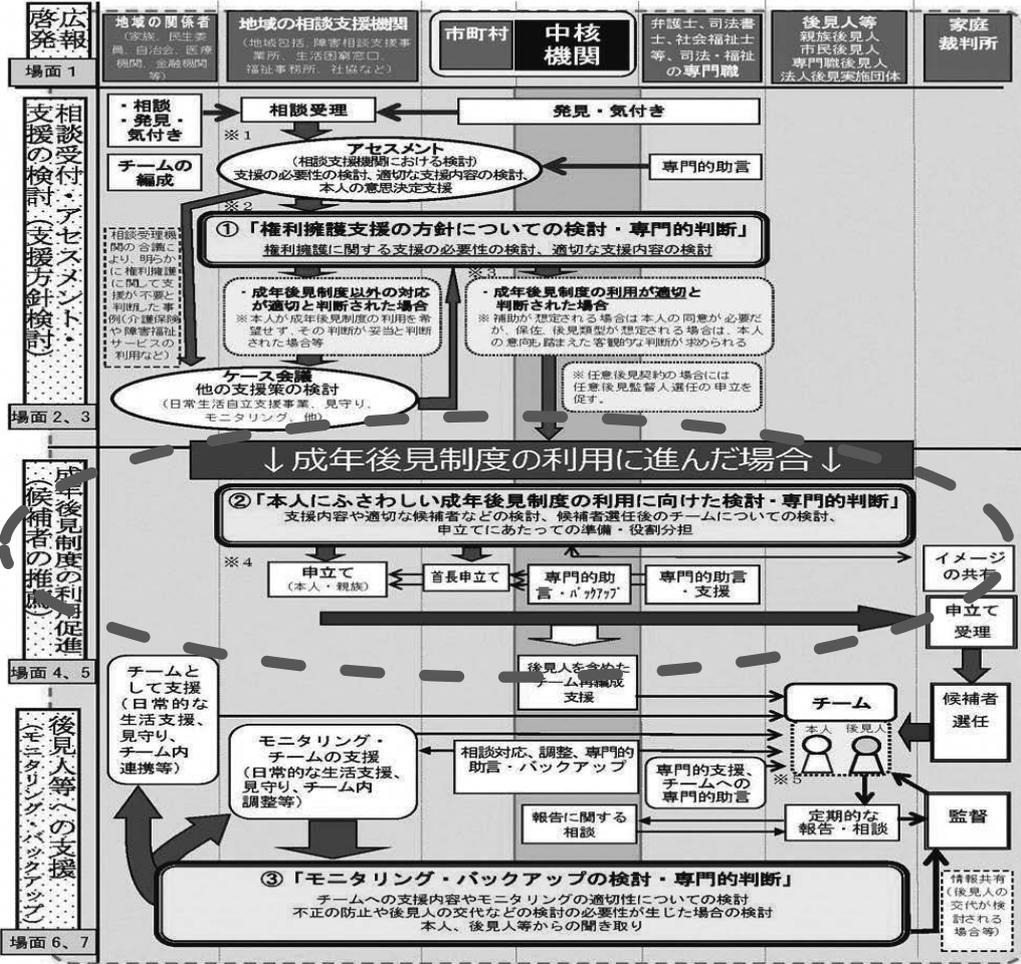
- 研修プログラムの演習科目「中核機関の役割Ⅲ」のポイントを理解する。

### 演習科目「中核機関の役割Ⅲ」

本人にふさわしい利用に向けた検討・専門的判断

- ✓ 本人にふさわしい後見人等候補者を（選択）判断することができる

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



「地域における成年後見制度利用に向けた体制整備のための手引き」より

本人にふさわしい成年後見制度の利用に向けた検討・専門的判断



成年後見制度の利用促進 (候補者の推薦)

場面4, 5

成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.26より

## 【中流】 利用促進段階（候補者推薦段階）

成年後見制度の利用に進んだ場合、個別支援に関与する関係者の合議により、適切な候補者の検討や申立を行います。

### 場面4： 地域体制整備（再掲）

⇒本人・親族申立の支援及び市町村長申立を適切に行える体制

### 場面5： 後見等申立て

⇒後見開始に向けた本格調整及び申立の実施

5

## 事例：権利擁護支援の方針決定を受けて

- 本人は、「消費者被害には二度とあいたくない」「自分が死んだ時に、長男がこの家に住めるようにしておきたい」「長男と一緒にこの家で暮らし続けたい」という思い。
- 日常生活自立支援事業は、取消権がないため利用しない。
- 中核機関の法律専門相談で、自分の死後のことについての助言を受け、納得できたら成年後見制度の申立をしたい。
- 本人が法律相談の助言を受けて納得したため、成年後見制度の利用支援、受任調整へと進んだ。
- 受任調整の事例検討会議において、保佐類型での本人申立とし、市民と専門職（弁護士）の複数保佐人について候補者推薦を行うこととした。

現状



適切な候補者のイメージがよく分からないまま

選任

申立



本人 後見人等

利用者がメリットを実感できないような後見人等の選任が起ってしまうことがある

申立人  
本人・配偶者  
4親等内親族  
市町村長・検察官等

目指すべき姿



【受任者調整】  
申立の妥当性の確認  
申立のあり方の検討  
求められる後見活動や本人の状況に合わせた適切な後見人候補者の検討  
中立性・公平性の担保

候補者のイメージを共有  
適切な後見人の選任

選任

法人後見実施機関

市民後見人

医療・福祉  
関係者

中核機関  
市町村  
担当者

専門職団体  
弁護士  
司法書士  
社会福祉士等

申立  
相談



本人 後見人等

利用者がメリットを実感できる後見人等の選任

関係機関

申立人  
本人・配偶者  
4親等内親族  
市町村長・検察官等

地域住民

利用者がメリットを実感できる適切な後見人等の選任

申立の妥当性  
申立のあり方

求められる後見業務の想定  
適切な後見人は？

本人とのマッチング

申立が必要なケースか？  
その場合、適切な申立人、  
類型は？  
申立以外に、早急に必要  
な支援や情報収集は？

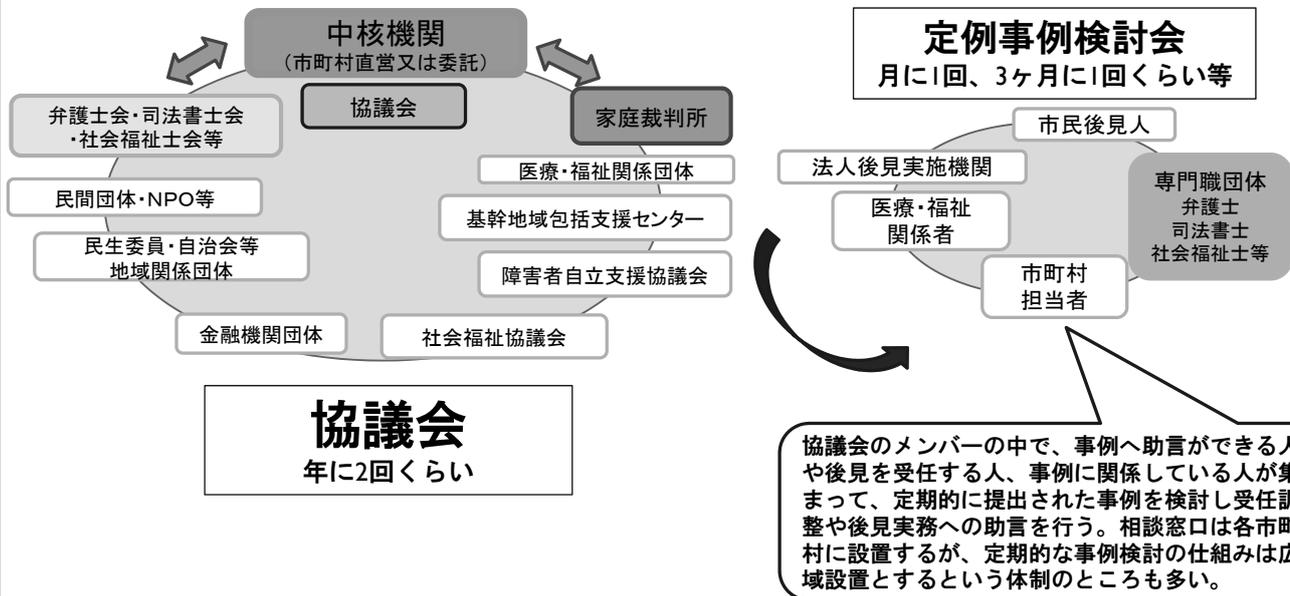
親族後見は？  
市民後見人、法人後見  
専門職後見人だとすれば、  
必要な専門性は？  
・弁護士  
・司法書士  
・社会福祉士  
性別や年代は？

本人との相性の確認

後見の受け皿が豊富な場合は、  
申立前に候補予定者と顔合わせ  
を行い、本人が納得した場合に候  
補者として申立をしている場合も  
ある

中核機関が専門職団体に推薦依頼をする  
パターンや、中核機関が名簿をもっ  
ているパターンがある

# 受任調整や後見人支援を行う事例検討会



※このことに取り組むことで、信頼できる人に後見人等を担ってもらえることができる。

9

## 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）について

【手引きP80より】

- 成年後見制度の利用に際しては、本人の意向の確認とともに、具体的にどのような生活の場面で困難さを抱えているのか、どこまでは本人ができていないのか等、権利擁護機関担当者はもとより、行政担当者、法律・福祉等の専門職、本人の従前からの支援者等が参画して協議し、支援方針を明確にします。（前段）

## 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）について

### 【手引きP80より】

- その中で、どのような成年後見人等が選任される（家裁が適切な成年後見人等を選任できる）ことが本人にとって望ましいのか。そのために必要な情報収集をどのように行うかを検討します。

## 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）について

### 【手引きP80より】

- 特に、本人にメリットが感じられる運用体制としていくためには、家庭裁判所において適切な成年後見人等を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進めることが求められます。

## 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）について

### 【手引きP80より】

- 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と成年後見人等との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた成年後見人等を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが重要になります。

## 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）について 相談段階から地域の後見人等のフォローができる体制構築

### 【国基本計画PI3の記載】

#### ○受任者調整（マッチング）等

- ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
- ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
- ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。

## 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）について 相談段階から地域の後見人等のフォローができる体制構築

### 【国基本計画PI3の記載】

#### ○家庭裁判所との連携

・中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

#### ○親族後見人候補者の支援

・後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。

○市民後見人候補者等の支援 ・市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。

## 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）について 参考取組例

### 【手引きP81】 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

○特に、本人、親族等申立の場合の申立支援のしくみを有する（地域の相談機関または中核機関）。

○適切な候補人推薦のための検討の機会を設ける。

・首長申立の場合についても、検討の場が共有される。

○本人と成年後見等を支援する、身近な関係者による「支援チーム」について、検討の機会を設ける。

### 【留意事項】

- 中核機関が法人後見実施団体を兼ねている時には、判断の客観性を担保する観点より、自治体や専門職等の第三者による候補者推薦会議を構成する等の運営上の工夫が望まれます。

## 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）について 参考取組例

### 【手引きP81】成年後見制度の利用促進（候補者の推薦）

○これら検討の場に本人の意思が反映されるよう、本人または意思決定支援者が同席する等の仕組みがある。

○検討された候補者の情報等について家庭裁判所と情報共有が行われる（家庭裁判所のより適切な後見人選任に寄与）。

○親族後見人育成・支援のための機会が設けられている。

○市民後見人を養成して、市民の「権利擁護サポーター」の裾野を広げる（知識・理解から行動する人材の育成、連携可能な人材の育成）。

## 中核機関が行う成年後見制度申立て支援

### ○申立てに関する相談

#### 1 申立て人の検討

- ・ 本人申立て・親族申立て・市長申立ての検討
- ・ 本人の利益のために誰が申立てを行うことが適当か

※市長申立ての要綱の確認

※成年後見制度利用支援事業の要綱の確認

市長申立てや生活保護世帯に限定せず、報酬助成まで行われていると、困難な事案についても専門職への候補者依頼がしやすい

#### 2 申立実務への支援

- ・ 本人申立て、親族申立ての実務への助言等（代理代行ではない）
- ・ 市長申立ての実務支援 詳しくはニュースレター第8号Q & A参照
- ・ 本人情報シートの活用

事例2 演習シート3 【受任調整シート】項目案 記入例

|                       |   |   |                     |
|-----------------------|---|---|---------------------|
| 会議日時                  | 2019年 3月 7日   | 参加者   | 中核機関、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇、〇〇 |
| 本人氏名                  | イニシャル T H (ID 465)  |   |                     |
| 本人の意向                 | <input checked="" type="checkbox"/> 本人情報シート添付有<br>※制度の利用についての本人の思いや今後の生活への希望、特に必要な意思決定支援を記入<br>家で暮らしたい、良男の世話をしたい。二度と消費者被害には遭いたくない。そのようなやり方が<br>るなら願いたい。   |   |                     |
| 診断書                   | <input checked="" type="checkbox"/> 取得済(取得日 3/4) 診断書から想定される類型 <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見<br><input type="checkbox"/> 未取得(取得予定: )  |   |                     |
| 収支状況<br>※分かる範囲で<br>記入 | 主な収入  | 月額 およそ 30万円(遺族年金、厚生年金)<br><input type="checkbox"/> 詳細把握ができていない収入あり( ) |                     |
|                       | 主な支出  | 月額 およそ 16万~26万円(食費、光熱費等の生活費のほか、長男のゲームの課金や本人への無心の状況によって変動)             |                     |
| 財産状況<br>※分かる範囲で<br>記入 | <input checked="" type="checkbox"/> 預貯金(普通預金300万円、定期預金1,000万円)<br><input checked="" type="checkbox"/> 不動産あり(自宅の土地、家屋を所有)、 <input type="checkbox"/> その他の資産(株や国債、投資信託など( ))<br><input type="checkbox"/> 負債あり( )、 <input type="checkbox"/> 財産状況の変動可能性( )                 |   |                     |
| 付与要と<br>想定される<br>権限   | <input checked="" type="checkbox"/> 代理権目録添付あり <input type="checkbox"/> 同意権取消権目録添付あり ※添付の場合には記入不要<br>① 代理権の必要性有 ② 取消権の必要性有<br>想定される後見人等の業務 消費者被害の契約取消や預金の引き出しの支援のため代理権が必要。<br>権限付与についての本人の意向 年金は自分で管理したい、定期預金の代理権は持ってほしい。  |   |                     |
| 候補者に求め<br>られること       | 本人にとって望ましいこと(本人の希望、性別や年代、条件)を記入<br>自分だけでなく、良男とコミュニケーションがとれる男性がよい。   |   |                     |
| 申立の妥当性                | <input checked="" type="checkbox"/> 成年後見制度利用の必要性有 <input type="checkbox"/> 権利擁護支援の方針の再検討 <input type="checkbox"/> その他<br>判断能力の回復が困難な疾病であり、意思決定支援だけでなく法的保護(権利侵害の防止)が必要   |   |                     |
| 申立人等                  | <input checked="" type="checkbox"/> 本人支援 <input type="checkbox"/> 親族支援( ) <input type="checkbox"/> 市町村長( <input type="checkbox"/> 老福、 <input type="checkbox"/> 知福、 <input type="checkbox"/> 精福)<br>※本人や親族の申立支援が滞った場合の方針(本人の同意なく代理権は付与されないため、<br>受任調整会議で、市長申立するか再検討する) |   |                     |
| 利用支援事業                | <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない  |   |                     |
| 候補者                   | <input type="checkbox"/> 親族( ) <input checked="" type="checkbox"/> 市民後見 <input type="checkbox"/> 法人後見 <input checked="" type="checkbox"/> 専門職<br>具体的に 市民、弁護士の複数を候補者として保佐開始の審判の申立を行う。<br>その根拠 消費者被害の対応に弁護士の選任が必要。在宅生活継続のため、丁寧な身上監護要。                                   |   |                     |
| 後見人等に<br>必要な支援        | <input type="checkbox"/> 虐待対応の継続 <input type="checkbox"/> 措置等<br>家族と在宅生活を続けているため、本人だけでなく本人との関係が濃い長男との適切な関係がとれるよう支援が必要。  |   |                     |
| 候補者との<br>事前面接         | <input checked="" type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要<br>根拠 本人が自分だけでなく長男とコミュニケーションがとれる人かどうか、事前面接を希望。  |   |                     |
| 事前面接状況                | 実施後、日時と本人の様子、意向を記録、候補者の変更が必要な場合には、その旨も記入<br>3/16 弁護士候補者、3/18 市民後見候補者と顔合わせ。本人、良男どちらも関係良好。  |   |                     |
| 申立状況                  | 申立日 4/5 審判到着日 4/9 確定日 4/23<br>選任された後見人等( 推薦した候補者が選任された )  |   |                     |
| バックアップ<br>状況          | チームの顔合わせ支援( 4/26の地域ケア個別会議にて、支援チームとの顔合わせ )<br>継続支援の必要性の確認( 市民が保佐人として選任されたため、継続支援 )   |   |                     |
| 今後の支援                 | <input checked="" type="checkbox"/> モニタリング要(予定日 ) <input type="checkbox"/> モニタリング不要(今後は相談、依頼に基づき対応)   |   |                     |

(別紙) 【補助開始申立用】

保佐の場合には、自動的に下記の範囲について  
同意権・取消権が付与されます。

同 意 行 為 目 録

作成者 \_\_\_\_\_

必要な行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）にチェックしてください。

内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に、裁判所が決めます。

1 元本の領収又は利用

- (1) 預貯金の払戻し
- (2) 金銭の利息付貸付け

2 借財又は保証

- (1) 金銭消費貸借契約の締結（貸付けについては1又は3にも当たる。）
- (2) 債務保証契約の締結

3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為

- (1) 本人所有の土地又は建物の売却
- (2) 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定
- (3) 贈与又は寄附行為
- (4) 商品取引又は証券取引
- (5) 通信販売（インターネット取引を含む）又は訪問販売による契約の締結
- (6) クレジット契約の締結
- (7) 金銭の無利息貸付け
- (8)

4 訴訟行為

（相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。）

5 和解又は仲裁合意

6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割

7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認

8 新築、改築、増築又は大修繕

9 民法602条に定める期間を超える賃貸借

(別紙) 【保佐・補助開始申立用】

## 代 理 行 為 目 録

作成者 \_\_\_\_\_

必要な代理行為をチェック又は記入してください(包括的な代理権の付与は認められません)。どのような代理権を付与するかは、本人の意向(同意)を踏まえ、裁判所が判断します。

### 1 財産管理関係

#### (1) 不動産関係

- [1] 本人の不動産に関する(□売却, □担保権設定, □賃貸, □警備, □ \_\_\_\_\_) 契約の締結, 更新, 変更及び解除
- [2] 他人の不動産に関する(□購入, □借地, □借家) 契約の締結, 更新, 変更及び解除
- [3] 住居等の(□新築, □増改築, □修繕(樹木の伐採を含む。)), □解体, □ \_\_\_\_\_) に関する請負契約の締結, 変更及び解除
- [4] 本人の不動産内に存する動産の処分
- [5] 本人又は他人の不動産に関する賃貸借契約から生じる債権の回収及び債務の弁済

#### (2) 預貯金等金融関係

- [1] (□全ての, □別紙の口座に関する, □別紙の口座を除く全ての) 預貯金及び出資金に関する金融機関等との一切の取引(解約(脱退)及び新規口座の開設を含む。)
- [2] 預貯金及び出資金以外の本人と金融機関との(□貸金庫取引, □証券取引(保護預かり取引を含む。)), □為替取引, □信託取引, □ \_\_\_\_\_)

#### (3) 保険に関する事項

- [1] 保険契約の締結, 変更及び解除
- [2] 保険金及び賠償金の請求及び受領

#### (4) その他

- [1] (□年金, □障害手当金その他の社会保障給付, □臨時給付金その他の公的給付, □配当金, □ \_\_\_\_\_) の受領及びこれに関する諸手続
- [2] (□公共料金, □保険料, □ローンの返済金, □管理費等, □ \_\_\_\_\_) の支払及びこれに関する諸手続
- [3] 情報通信(携帯電話, インターネット等)に関する契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払
- [4] 本人の負担している債務に関する弁済合意及び債務の弁済(そのための交渉を含む。)
- [5] 本人が現に有する債権の回収(そのための交渉を含む。)

### 2 相続関係

- [1] 相続の承認又は放棄
- [2] 贈与又は遺贈の受諾
- [3] 遺産分割(協議, 調停及び審判) 又は単独相続に関する諸手続
- [4] 遺留分減殺請求(協議及び調停) に関する諸手続

### 3 身上監護関係

- [1] 介護契約その他の福祉サービス契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- [2] 介護保険, 要介護認定, 健康保険等の各申請(各種給付金及び還付金の申請を含む。)及びこれらの認定に関する不服申立て
- [3] 福祉関係施設への入所に関する契約(有料老人ホームの入居契約等を含む。)の締結, 変更, 解除及び費用の支払並びに還付金等の受領
- [4] 医療契約及び病院への入院に関する契約の締結, 変更, 解除及び費用の支払並びに還付金等の受領

### 4 その他

- [1] 税金の申告, 納付, 更正, 還付及びこれらに関する諸手続
- [2] 登記, 登録の申請
- [3] マイナンバー関連書類の受領
- [4] 調停手続(2 [3] 及び[4] を除く。)及び訴訟手続(民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。)  
※保佐人又は補助人が申立代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者であるときのみ付与することができる。
- [5] 調停手続(2 [3] 及び[4] を除く。)及び訴訟手続(民事訴訟法55条2項の特別授權事項を含む。)について, 申立代理人又は訴訟代理人となる資格を有する者に対し授權をすること
- [6] \_\_\_\_\_

### 5 関連手続

- [1] 以上の各事務の処理に必要な費用等の支払
- [2] 以上の各事務に関連する一切の事項(公的な届出, 手続等を含む。) **以 上**

# モニタリング・バックアップの 検討、専門的判断



## 本講義のねらい

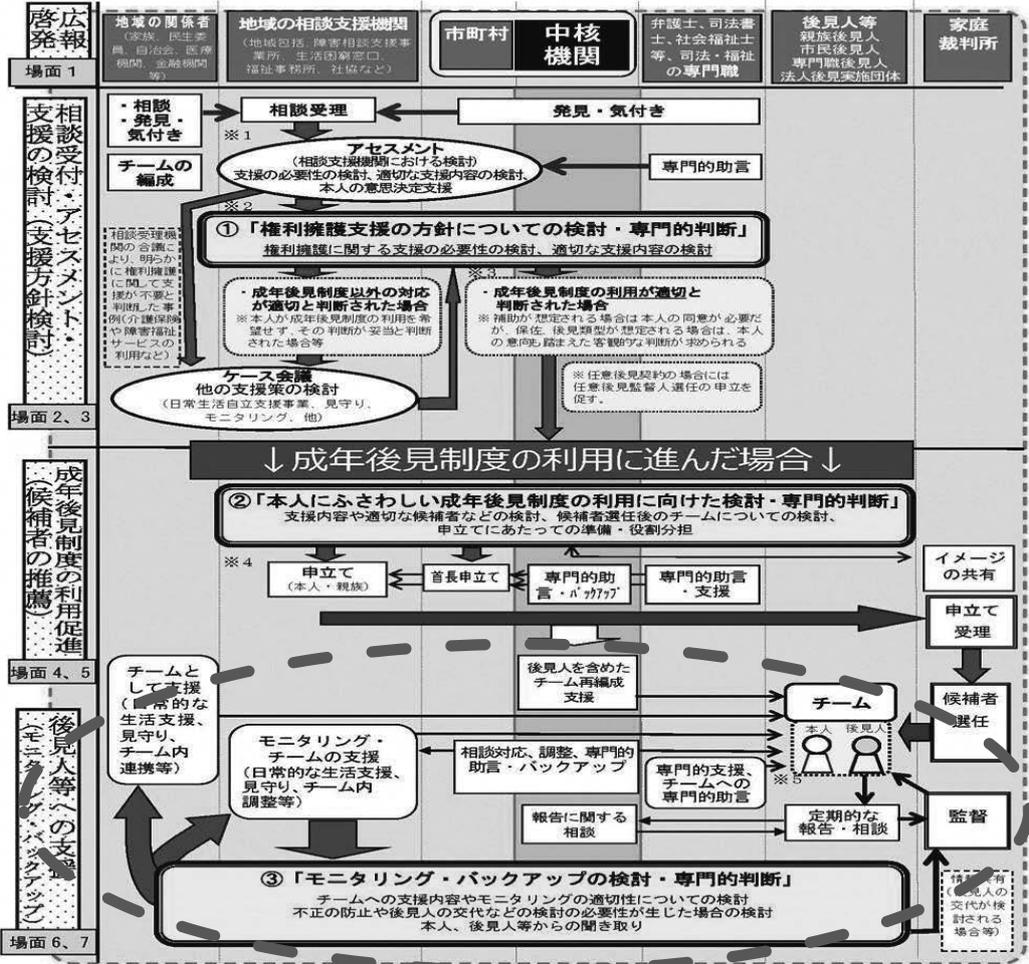
- 研修プログラムの演習科目「中核機関の役割Ⅳ」のポイントを理解する。

### 演習科目「中核機関の役割Ⅳ」

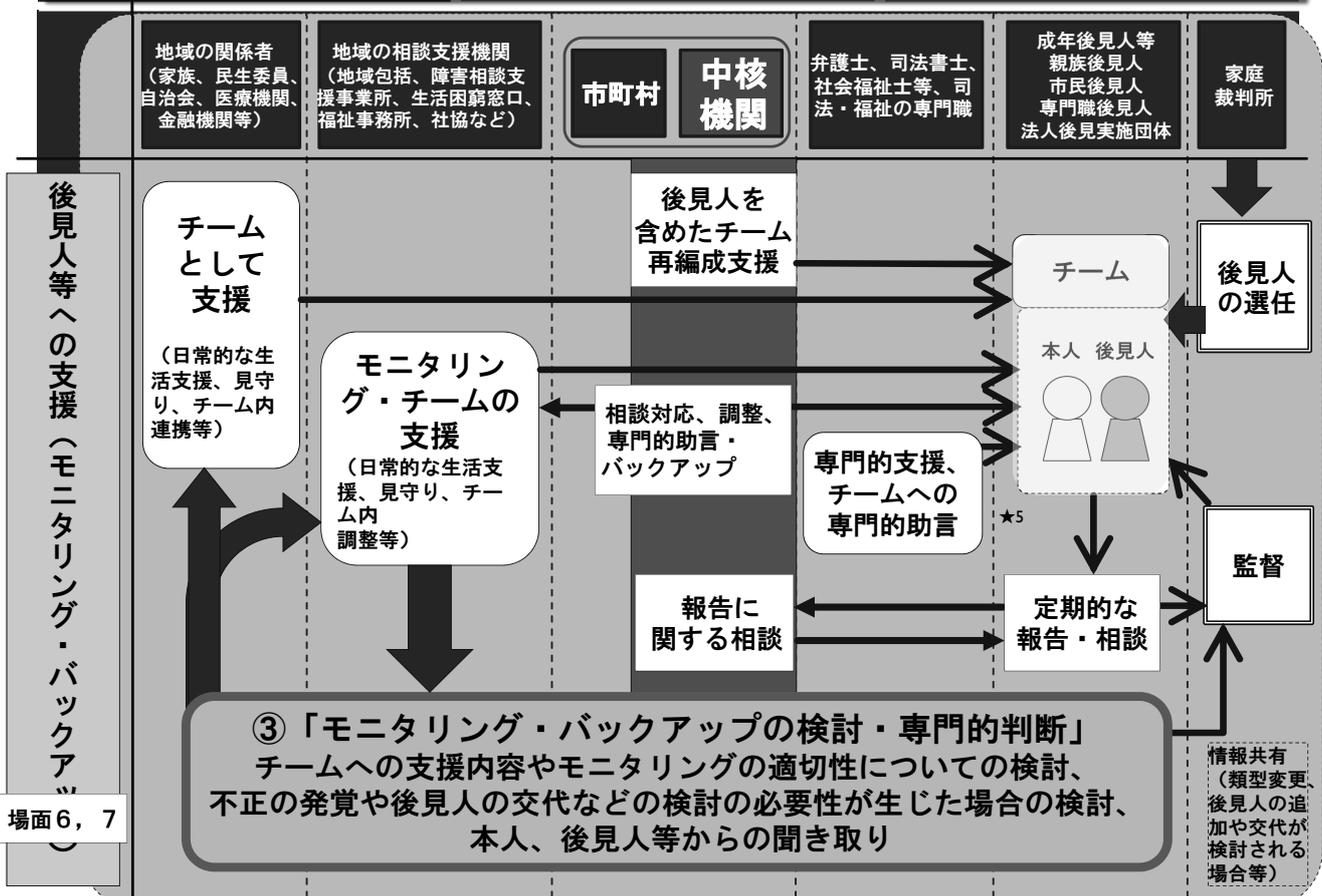
#### モニタリング・バックアップの検討・専門的判断

- ✓ 制度利用後の本人の状況や支援体制整備
- ✓ 就任後の成年後見実務を踏まえた上での支援
- ✓ 定期報告書の書類作成支援の理解
- ✓ モニタリングやバックアップ体制の工夫

図Ⅱ-2 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



後見人等への支援 (モニタリング・バックアップ)



成年後見制度利用促進体制整備委員会「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」p.29より

## 【下流】 後見開始後の継続的支援、不正防止

### 場面6： 後見等開始後の継続的な支援

- ➔ 後見開始後の適切なケア（特に、本人・親族・市民後見人）

### 場面7： 後見等の不正防止

- ➔ 各機関が参加しての早期発見・対応

5

## 事例：その後について （後見人就任後1年経過）

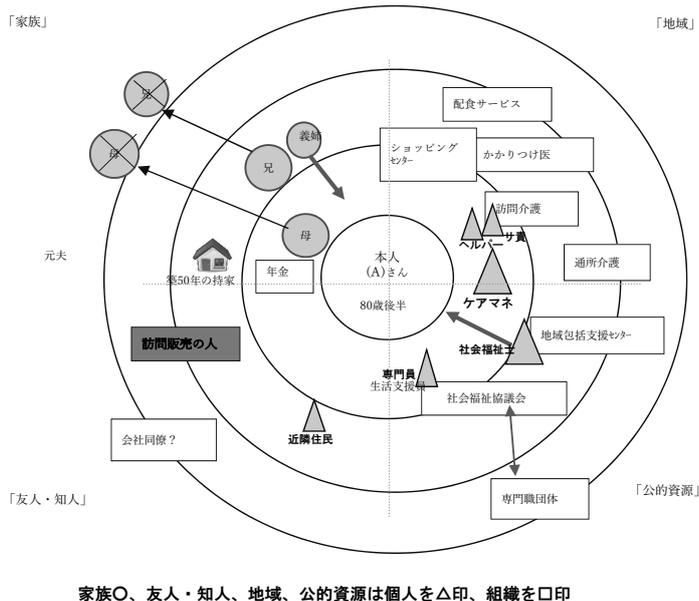
- 申立後、推薦した候補者が二人とも選任され、市民と弁護士の数保佐での支援が開始された。
- 専門職の保佐人は、悪質業者から50万円を回収することができた。また、保佐人が選任されたことから、その後は訪問販売業者の訪問は無くなった。
- 市民保佐人も、中核機関の支援を受けて、疑問があれば助言をもらえることから安心して実務を継続できている。久子さんとの関係も良好で、良男さんからも感謝されている。
- 良男さんは、社会福祉協議会の日常生活自立支援事業を契約。しかし、友人から頼まれるといやといえずにお金を渡すこともある。また、障害相談支援事業所の進めで、就労支援A型に通所を始めた。

# 何をモニタリングするのか

- 本人の状況＝本人情報シートの活用
- 後見人等が関わることで、支援者や家族の関係改善につながることも（評価の視点）
- 支援計画の変化と意思決定支援
- 現在の類型や権限付与の内容（要不要の検討）

等...

## 代理行為支援と、支援者や家族の役割分担及び本人との距離に関する分析例



マップには、人や社会資源だけではなく、リソースとなるものを書入れることができます。

### 役割分析

マップ上の人物、だれがどのような役割をしているのか。誰にどのような役割を担ってもらえるのか分析します。ソーシャルサポート6つの機能を取り入れて分析してみることができます。

| 必要な支援<br>(意思決定支援)           | 誰が<br>(マップ上の存在)           | 引き受けている・期待されている<br>役割                |
|-----------------------------|---------------------------|--------------------------------------|
| ・安心安全な日常生活の継続<br>・成年後見制度の利用 | 介護支援専門員<br>・ケアマネ          | ケアプランの作成・ニーズアセスメント<br>→自己評価のサポート     |
|                             | 地域包括支援センター<br>・社会福祉士      | 権利擁護相談・成年後見申し立て支援<br>→情報サポート、道具的サポート |
|                             | 社会福祉協議会<br>・専門員           | 日常生活自立支援事業の提供・候補者紹介<br>→モチベーションのサポート |
|                             | 訪問介護事業所<br>・サービス提供責任者（サ責） | 訪問介護の提供・ヘルパー管理サポート<br>→モチベーションのサポート  |
|                             | ・義姉<br>(亡母、兄)             | 身内・身元保証人、申立て人<br>心の支え→地位のサポート。       |

日本社会福祉士会  
2018年度意思決定支援セミナーより  
ソーシャルサポート・ネットワーク分析マップ

## モニタリング・バックアップのための工夫

- 見直しが必要なケースの判断（権利侵害、親族不在、支援困難等）
- 後見人等が支援を希望した場合の対応
- 「中核機関」職員や専門職講師による実務研修
- 専門職との連携やモニタリングへの参加
- 定期的な連絡会や勉強会の開催

## 事例2 演習シート4 【後見実務ふり返りシート】項目案 記入例

|        |  |         |  |
|--------|--|---------|--|
| ふり返り契機 | <input checked="" type="checkbox"/> 中核機関によるモニタリング（ 11 回目） <input type="checkbox"/> 後見人等からの支援相談 |         |  |
| ふり返り日  | 2020 年 3 月 1 日（対応者： 畑野 ）   | 本人情報シート | <input checked="" type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし |
| 形態     | 1. 電話 2. 来所 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 訪問 4. その他（ ）                                |         |  |

### モニタリングのため、下記欄記入なし

|            |   |     |  |
|------------|---|-----|--|
| 後見実務支援の相談者 | 相談者名 <input type="checkbox"/> 後見人等      | I D |  |
|            | 連絡先                                     | 所属  |  |
| 相談概要       | <input type="checkbox"/> 詳細別紙参照 主な相談内容  |     |  |
| 相談契機       | 1. パンフレット 2. 研修受講( ) 3. 以前に相談 4. その他( ) |     |  |
| 相談者属性      | 地区： 所属属性：                               |     |  |

### 後見人等より聞き取って記入（後見人等からの相談の場合は、後見人等が記入してもよい）

|                  |  |
|------------------|--|
| 本人氏名             | 谷 久子   |
| 類型               | <input type="checkbox"/> 補助 <input checked="" type="checkbox"/> 保佐 <input type="checkbox"/> 後見 <input type="checkbox"/> 任意後見受任者 <input type="checkbox"/> 任意後見 <input type="checkbox"/> その他（ ）  |
| 申立の経緯            | <input checked="" type="checkbox"/> 相談受付シート、受任調整シート参照（ID： 465 ）  |
| 後見人等             | <input type="checkbox"/> 親族 <input checked="" type="checkbox"/> 市民 <input checked="" type="checkbox"/> 専門職（ 弁護士 ） 前回モニタリングと同じ<br>氏名： 連絡先：  |
| 家裁報告等            | 2020 年 4 月報告 予定 ※直近の報告か予定を記入   |
| 本人の心身状況          | 申立時（前回報告時）からの変化の有無 *本人情報シートを活用して確認し、記入<br>認知機能の低下が進行し、要介護2から3へ変更。銀行に自分で行くことが無くなった。   |
| 後見実務の現状と課題       | <input checked="" type="checkbox"/> 財産管理 <input type="checkbox"/> 身上保護 <input type="checkbox"/> チームの体制・支援 <input type="checkbox"/> 意思決定支援 <input type="checkbox"/> 本人との関係<br><input type="checkbox"/> 支援関係者との関係 <input type="checkbox"/> 家裁への報告事務<br>※左から順に現状を確認し、特に課題になっているものにチェックする。複数チェック可。<br>弁護士の保佐人の関与と、本人の心身状況の低下から、消費者被害のリスクが消失。 |
| 類型や権限の見直し、交代の必要性 | <input type="checkbox"/> 必要なし<br><input checked="" type="checkbox"/> 必要あり その内容と必要性の根拠<br>消費者被害のリスクが消失し、長男への支援も充実し、本人への無心をする事が無くなったため、専門職の関与が不要となった。  |
| 必要と思われる対応        | <input type="checkbox"/> チーム会議への支援 <input type="checkbox"/> 事例検討会への事例提出 <input type="checkbox"/> 専門相談 <input checked="" type="checkbox"/> 家裁への連絡支援<br><input type="checkbox"/> その他（ ） <input type="checkbox"/> 特になし  |
| 実施したこと           | <input type="checkbox"/> 別紙参照 具体的に記入<br>定期報告の際、本人情報シートを提出し、弁護士の保佐人の辞任を支援。  |
| 今後の支援            | <input type="checkbox"/> モニタリング継続不要（今後は相談、依頼に基づき対応） ※課題が解消している場合は不要<br><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング継続要（必要な根拠 市民保佐人のための、継続モニタリング支援要 ）   |

本人情報シート（成年後見制度用）

事例2 記載例②  
(モニタリング時・「下流」)

- ※ この書面は、本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに、家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。  
 ※ この書面は、本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。  
 ※ 本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には、医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日 2020 年 3 月 14 日

|  |  |
|--|--|
| <p><b>本人</b><br/>                 氏 名： 谷 久子<br/>                 生年月日： 年 月 日 (84歳)</p> | <p><b>作成者</b><br/>                 氏 名： 畑野 ○○ 印<br/>                 職業(資格)： ○○市後見支援センター(社会福祉士)<br/>                 連絡先： ○○○ (○○○) ○○○○<br/>                 本人との関係： 中核機関職員</p> |
|--|--|

- 1 本人の生活場所について  
 自宅 (自宅での福祉サービスの利用  あり  なし)  
 施設・病院  
 → 施設・病院の名称 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_

- 2 福祉に関する認定の有無等について  
 介護認定 (認定日： 2019年 3月)  
 要支援 (1・2)  要介護 (1・2・3・4・5)  
 非該当  
 障害支援区分 (認定日： 年 月)  
 区分 (1・2・3・4・5・6)  非該当  
 療育手帳・愛の手帳など (手帳の名称 ) (判定 )  
 精神障害者保健福祉手帳 (1・2・3 級)

- 3 本人の日常・社会生活の状況について  
 (1) 身体機能・生活機能について  
 支援の必要はない  一部について支援が必要  全面的に支援が必要  
 (今後、支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は、その内容等)

法律専門職（弁護士）と市民の複数保佐人が選任され、本人の意思の尊重とともに金銭管理の支援やサービス利用の契約の代理を行いながら、本人の望む自宅での生活が継続できている。申立時に問題とされた、業者に支払った50万円の回収も終わり、訪問販売の業者がくることはなくなった。本人は、加齢により認知機能の低下が進行しているが、穏やかに生活している。

- (2) 認知機能について  
 日によって変動することがあるか：  あり  なし  
 (※ ありの場合は、良い状態を念頭に以下のアからエまでチェックしてください。  
 エの項目は裏面にあります。)  
 ア 日常的な行為に関する意思の伝達について  
 意思を他者に伝達できる  伝達できない場合がある  
 ほとんど伝達できない  できない  
 イ 日常的な行為に関する理解について  
 理解できる  理解できない場合がある  
 ほとんど理解できない  理解できない  
 ウ 日常的な行為に関する短期的な記憶について  
 記憶できる  記憶していない場合がある

- ほとんど記憶できない       記憶できない

エ 本人が家族等を認識できているかについて

- 正しく認識している       認識できていないところがある  
 ほとんど認識できていない       認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる精神・行動障害について

- 支障となる行動はない       支障となる行動はほとんどない  
 支障となる行動がときどきある       支障となる行動がある

(精神・行動障害に関して支援を必要とする場面があれば、その内容、頻度等)

保佐人が定期的に生活費を届けるようになり、本人自ら銀行へ行くことがなくなった。当初は、そのことが理解できないときもあり、銀行へ行って、「通帳やカードを紛失した」ということがあったが、3カ月を経過する頃には、保佐人が届けることが理解でき、問題となくなりました。訪問販売業者が訪問することがなくなったため、不要な支払をしようとすることもなくなりました。本人の希望があり、金融機関の1つは、本人が自分で取引できるようにしているが、自分でお金をおろしに行くことは半年前から行われていない。

(4) 社会・地域との交流頻度について

- 週1回以上       月1回以上       月1回未満

(5) 日常の意思決定について

- できる       特別な場合を除いてできる       日常的に困難       できない

(6) 金銭の管理について

- 本人が管理している       親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している  
 親族又は第三者が管理している

(支援(管理)を受けている場合には、その内容・支援者(管理者)の氏名等)

保佐人(市民)が権限に基づき実施。1種類の金融機関のみ、本人が管理しているが、この半年、動きはない。通帳を所持しているのみ。

4 本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題

(※ 課題については、現に生じているものに加え、今後生じ得る課題も記載してください。)

通帳が本人の手元にあることで、本人の安心につながっている。保佐人(市民)は現在通常月に2回訪問し、そのうち1回は生活費を届けている。このやり方で本人の生活に支障は生じておらず、安定して過ごすことができている。本人の意思を汲み取ることがだんだん難しくなりつつあるので、何か変化が生じたときには支援チームで話し合いの場をもち、本人の意向や意思がどこにあるか、探ることを継続している。(訪問介護サービスを増回するとき等)

5 家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識

- 申立てをすることを説明しており、知っている。  
 申立てをすることを説明したが、理解できていない。  
 申立てをすることを説明しておらず、知らない。  
 その他

(上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等)

弁護士の保佐人は、被害額を回収することで役割を終えていると考えられる。弁護士の保佐は辞任し、市民保佐人一人に対応することになることではどうか、と説明した。本人は、そのことを理解することは難しかったが、表わした意思として、市民保佐人に対して、「また来てください」と発言した。そもそも、弁護士の保佐人については本人の印象には残っていない様子であった。

6 本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策

(※御意見があれば記載してください。)

これまでのような保佐人の事務が求められる。複数で選任されたが、法律職(弁護士)保佐人は、辞任する方針が示されている。今後、モニタリングにて、本人の心身状況や生活環境の変化、また、保佐人が行うべき事務に対して必要な権限を検討することができるので、市民の保佐人単独の対応を支援チーム及び中核機関でバックアップしていく。

閉 会 挨 拶

鹿嶋 隆志 氏 （日本社会福祉士会 理事）

Memo



---

---

## 参 考 資 料

---

---

- 1 成年後見制度利用促進基本計画（本文）
- 2 成年後見制度利用促進基本計画のポイント（ポンチ絵）
- 3 成年後見制度の利用の促進に関する法律
- 4 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図
- 5 「既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査」 調査票
- 6 成年後見制度利用促進支援機能検討委員会 概要・委員名簿

（1～4 出典：厚生労働省 HP：<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html> より）



## 成年後見制度利用促進基本計画について

（平成29年3月24日）  
閣 議 決 定

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第12条第1項の規定に基づき、成年後見制度利用促進基本計画を別添のとおり定める。

## 成年後見制度利用促進基本計画

## &lt;目次&gt;

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 1   | 成年後見制度利用促進基本計画について   |   |
| (1) | 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け  | 1 |
| (2) | 基本計画の対象期間  | 1 |
| (3) | 基本計画の工程表   | 1 |
| 2   | 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等   |   |
| (1) | 基本的な考え方  | 1 |
| (2) | 今後の施策の目標等  |   |
| ①   | 今後の施策の目標   | 3 |
|     | ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。   |   |
|     | (a) 利用者に寄り添った運用  |   |
|     | (b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進   |   |
|     | イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各<br>地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。 |   |
|     | (a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備   |   |
|     | (b) 担い手の育成   |   |
|     | ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して<br>成年後見制度を利用できる環境を整備する。            |   |
|     | (a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実  |   |
|     | (b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果   |   |
|     | エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。  |   |
| ②   | 今後取り組むべきその他の重要施策   | 6 |
|     | ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等                                     |   |
|     | イ) 死後事務の範囲等  |   |
| ③   | 施策の進捗状況の把握・評価等   | 7 |
| 3   | 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策  |   |
| (1) | 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善   | 7 |
|     | －制度開始時・開始後における身上保護の充実－   |   |
|     | ① 高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方   |   |
|     | ② 後見人の選任における配慮   |   |
|     | ③ 利用開始後における柔軟な対応   |   |
|     | ④ 成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方                                   |   |
| (2) | 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり   |   |
| ①   | 地域連携ネットワークの三つの役割   | 9 |

|   |    |
|---|----|
| ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援                    |    |
| イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備                   |    |
| ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築 |    |
| ②地域連携ネットワークの基本的仕組み                      | 10 |
| ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応              |    |
| イ) 地域における「協議会」等の体制づくり                   |    |
| ③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性                 | 11 |
| ④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等            | 11 |
| ア) 広報機能                                 |    |
| イ) 相談機能                                 |    |
| ウ) 成年後見制度利用促進機能                         |    |
| (a) 受任者調整（マッチング）等の支援                    |    |
| (b) 担い手の育成・活動の促進                        |    |
| (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行           |    |
| エ) 後見人支援機能                              |    |
| オ) 不正防止効果                               |    |
| ⑤中核機関の設置・運営形態                           | 16 |
| ア) 設置の区域                                |    |
| イ) 設置の主体                                |    |
| ウ) 運営の主体                                |    |
| エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力                     |    |
| ⑥優先して整備すべき機能等                           | 18 |
| (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和—安心して利用できる環境整備—   | 18 |
| ①金融機関による新たな取組                           |    |
| ②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止           |    |
| ③家庭裁判所と専門職団体等との連携                       |    |
| ④移行型任意後見契約における不正防止                      |    |
| (4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項             | 20 |
| ①任意後見等の利用促進                             |    |
| ②制度の利用に係る費用等に係る助成                       |    |
| ③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定         |    |
| (5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割                   | 21 |
| ①市町村                                    |    |
| ②都道府県                                   |    |
| ③国                                      |    |
| ④関係団体                                   |    |

|  |    |
|--|----|
| ア) 福祉関係者団体                             |    |
| イ) 法律関係者団体                             |    |
| (6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討 | 25 |
| ①経緯等                                   |    |
| ②中間報告の内容                               |    |
| ③今後の方向性                                |    |
| (7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し              | 26 |
| (8) 死後事務の範囲等                           | 27 |
| 4 その他                                  | 27 |

## 成年後見制度利用促進基本計画

### 1 成年後見制度利用促進基本計画について

#### (1) 成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号。以下「促進法」という。）第12条第1項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定されるものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

#### (2) 基本計画の対象期間

今回策定する基本計画は、平成29年度から平成33年度までの概ね5年間を念頭に定めるものとする。

#### (3) 基本計画の工程表

後述の2(2)「①今後の施策の目標」を達成し、成年後見制度の利用を着実に促進するためには、基本計画に盛り込まれた施策が総合的かつ計画的に推進されることが重要である。

このため、国・地方公共団体・関係団体等は、別紙の工程表を踏まえ、相互に連携しつつ、各施策の段階的・計画的な推進に取り組むべきである。

### 2 成年後見制度利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標等

#### (1) 基本的な考え方

成年後見制度は、ノーマライゼーションや自己決定権の尊重等の理念と、本人保護の理念との調和の観点から、精神上的障害により判断能力が不十

分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人（以下「成年後見人等」又は「後見人」という。）がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するという点に制度趣旨があり、これらの点を踏まえ、国民にとって利用しやすい制度とすることを目指して導入されたものである。また、今後、認知症高齢者の増加や単独世帯の高齢者の増加が見込まれる中、成年後見制度の利用の必要性が高まっていくと考えられる。

しかしながら、現在の成年後見制度の利用状況をみると、成年後見制度の利用者数は近年、増加傾向にあるものの、その利用者数は認知症高齢者等の数と比較して著しく少ない。

また、成年後見等の申立ての動機をみても、預貯金の解約等が最も多く、次いで介護保険契約（施設入所）のためとなっており、さらに、後見・保佐・補助と3つの類型がある中で、後見類型の利用者の割合が全体の約80%を占めている。

これらの状況からは、社会生活上の大きな支障が生じない限り、成年後見制度があまり利用されていないことがうかがわれる。また、後見人による本人の財産の不正使用を防ぐという観点から、親族よりも法律専門職等の第三者が後見人に選任されることが多くなっているが、第三者が後見人になるケースの中には、意思決定支援や身上保護等の福祉的な視点に乏しい運用がなされているものもあると指摘されている。

さらに、後見等の開始後に、本人やその親族、さらには後見人を支援する体制が十分に整備されていないため、これらの人からの相談については、後見人を監督する家庭裁判所が事実上対応しているが、家庭裁判所では、福祉的な観点から本人の最善の利益を図るために必要な助言を行うことは困難である。

このようなことから、成年後見制度の利用者が利用のメリットを実感できていないケースも多いとの指摘がなされている。

今後の成年後見制度の利用促進に当たっては、成年後見制度の趣旨でもある①ノーマライゼーション<sup>※1</sup>、②自己決定権の尊重<sup>※2</sup>の理念に立ち返り、改めてその運用の在り方が検討されるべきである。

さらに、これまでの成年後見制度が、財産の保全の観点のみが重視され、本人の利益や生活の質の向上のために財産を積極的に利用するという視点

---

※1 成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

※2 障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

※3 本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

に欠けるなどの硬直性が指摘されてきた点を踏まえると、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視した運用とする必要があり、今後一層、③身上の保護の重視<sup>※3</sup>の観点から個々のケースに応じた適切で柔軟な運用が検討されるべきである。

今後、成年後見制度の利用促進を図っていくためには、成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）のワーキング・グループでも検討を行ったように、①制度の広報・周知、②相談・発見、③情報集約、④地域体制整備、⑤後見等申立て、⑥後見等開始後の継続的な支援、⑦後見等の不正防止、といった各場面ごとに、地域における課題を整理して、体制を整備し、対応を強化していくことが求められる。

## （２）今後の施策の目標等

### ①今後の施策の目標

ア) 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。

#### (a) 利用者に寄り添った運用

○ 成年後見制度においては、後見人による財産管理の側面のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本とする。

○ 特に、障害者の場合は、長期にわたる意思決定支援、身上保護、見守りが重要であり、施設や病院からの地域移行、就労や社会参加等の活動への配慮、障害の医学モデル<sup>※4</sup>から社会モデル<sup>※5</sup>への転換、合理的配慮の必要性といったことを重視し、障害者にとっての社会的障壁を除去していく環境や支援の在り方を継続的に考えていく必要がある。後見人は、障害者の人生の伴走者として、利用者の障害特性を理解し、継続的に支援を行っていくよう努めるべきである。

○ こうしたことを踏まえ、家庭裁判所が後見等を開始する場合に

※4 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、専ら心身の機能の障害に起因するとする考え方。

※5 障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるとする考え方。障害者の権利に関する条約、障害者基本法等が採用している。

は、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する。

- また、成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する。

(b) 保佐・補助及び任意後見の利用促進

- 成年後見制度の利用者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の類型の利用促進を図るとともに、利用者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。
- 認知症の症状が進行する高齢者等について、その時々判断能力の状況に応じ、補助・保佐・後見の各類型間の移行を適切に行う。このため、その時々心身の状況等に応じた見守り等、適切な権利擁護支援を強化する。
- また、任意後見や保佐・補助類型についての周知活動を強化するとともに、早期の段階からの制度利用を促進するため、利用者の個別のニーズを踏まえた周知活動・相談対応等も強化する。

イ) 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。

(a) 権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備

- 全国どの地域に住んでいても、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指す。
- 各地域における相談窓口を整備するとともに、成年後見制度の利用が必要な人を発見し、適切に必要な支援につなげる地域連携の仕組みを整備する。
- また、本人の自己決定権を尊重し、身上保護を重視した成年後見制度の運用を行うため、本人の状況に応じて、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人がチームとなって日常的

に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築するとともに、福祉・法律の専門職が専門的助言・相談対応等の支援に参画する仕組みを整備する。こうしたチーム対応は、連携して本人を支援する既存の枠組みも活用しながら行う。

- このため、各地域において、専門職団体や関係機関が連携体制を強化するための協議会等を設立し、各専門職団体や各関係機関が自発的に協力する体制づくりを進める。
- さらに、専門職による専門的助言等の支援の確保や、協議会等の事務局など、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置に向けて取り組む。
- こうした取組は、市町村等が設置している「成年後見支援センター」や「権利擁護センター」などの既存の取組も活用しつつ、地域の実情に応じて進めていく。

(b) 担い手の育成

- 今後の成年後見制度の利用促進の取組も踏まえた需要に対応していくため、地域住民の中から後見人候補者を育成しその支援を図るとともに、法人後見の担い手を育成することなどにより、成年後見等の担い手を十分に確保する。

ウ) 不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。

(a) 不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの充実

- 不正事案の発生やそれに伴う損害の発生をできる限り少なくするためには、不正事案の発生を未然に抑止する仕組みの整備が重要である。このため、成年後見制度の利用者の利便性にも配慮しつつ、後見制度支援信託に並立・代替する預貯金の管理・運用方策の検討の促進等について検討を行う。
- 各後見人の後見業務が適正に行われているかの日常的な確認、監督の仕組みの充実については、専門職団体による自主的、積極的な取組に期待するとともに、法務省等は、最高裁判所と連携し、必要な検討を行う。

(b) 地域連携ネットワークの整備による不正防止効果

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおけるチームでの対応

等が、成年後見制度における不正を防ぐことにもつながることを踏まえ、各地域においては、地域連携ネットワークにおける支援を行う中で、不正の未然防止や早期発見への対応にも留意する。

エ) 成年被後見人等の権利制限に係る措置を見直す。

- 現在、成年被後見人・被保佐人・被補助人（以下「成年被後見人等」という。）の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘がある。
- 促進法第11条第2号において、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされていることを踏まえ、これらの見直しを速やかに進める。

## ②今後取り組むべきその他の重要施策

ア) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等

- 認知症高齢者、知的障害者その他医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにする支援の在り方については、厚生労働省において検討が進められているが、近年、医療や救急等の現場において、本人に代わって判断をする親族等がない場合に、必要な対応がなされないケースも生じているとの指摘がある。
- 成年被後見人等であって医療・介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な人が、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について、具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。

イ) 死後事務の範囲等

平成28年10月、新たに成年被後見人宛ての郵便物の成年後見人への転送等や、成年後見人による成年被後見人の遺体の火葬・埋葬

に関する契約の締結等を規定した成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律（平成28年法律第27号）が施行された。同法律の施行状況を踏まえ、成年後見の事務が適切に処理されるよう、必要な検討を行う。

### ③施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策については、随時、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。特に、基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

平成34年度以降の取組については、各施策の進捗状況を踏まえ、別途検討する。

## 3 成年後見制度の利用の促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

### (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 —制度開始時・開始後における身上保護の充実—

#### ①高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方

- 後見人は、本人の自己決定権の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行うことが求められており、後見人が本人に代理して法律行為をする場合にも、本人の意思決定支援の観点から、できる限り本人の意思を尊重し、法律行為の内容にそれを反映させることが求められる。

後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、今後とも意思決定の支援の在り方についての指針の策定に向けた検討等が進められるべきである。

- 平成25年4月に施行された地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の附則において、施行後3年を目途とする見直し事項に「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれたことを受け、厚生労働省の平成26年度の障害者総合福祉推進事業において、「意思決定支援ガイドライン（案）」が示されている。

今後とも、こうした検討を更に進めるとともに、検討の成果が後見

人の関係者に共有され、各生活場面での活用が促進されるべきである。

## ②後見人の選任における配慮

- 後見人は、本人の自己決定権を尊重するとともに、身上に配慮して後見事務を行うべき義務を負っているところ、後見人がこのような事務を円滑かつ適切に遂行するためには、本人はもとより、親族、福祉・医療・地域の関係者等の支援者とも円滑な関係を築き、本人の意思決定を支援していく体制の構築が重要である。
- このため、家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、地域連携ネットワークや中核機関が、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。
- 特に、制度利用が長期にわたることが見込まれる障害者については、本人と後見人との間の信頼関係の構築が極めて重要であり、家庭裁判所が本人の障害の特性を十分に踏まえた後見人を選任できるよう、適切な情報提供がなされることが望ましい。

## ③利用開始後における柔軟な対応

- 後見等が開始されると、本人の判断能力が回復しない限り、後見等が継続することになるが、相当期間が経過した後も、本人や本人を支える家族等と後見人との間に信頼関係が形成されていない場合においても、後見人に不正な行為、著しい不行跡その他後見等の任務に適しない事由がない限り、家庭裁判所が後見人を解任することはできないこととなっている。
- こうしたケースのうち、本人の権利擁護を十分に図ることができない場合については、今後、後見人の交代を柔軟に行うことを可能にする環境を整備するなどの方策を講ずる必要がある。
- 地域連携ネットワーク及び中核機関には、後見等の開始後、チームや関係機関と連携して後見人の事務の在り方についても必要な情報を把握し、本人やその支援者と後見人とが円滑な人間関係を構築できるよう支援する機能が期待される。

また、その関係の改善ができないことにより現在の後見人では本人の適切な権利擁護を図ることができない場合等については、本人を取り巻く支援の状況等を踏まえ、適格な後任者を推薦するなど、柔

軟な運用を可能とする方策を検討する。

④成年後見制度の利用開始の有無を判断する際に提出される診断書等の在り方

- 現行法は、家庭裁判所は、成年後見制度を利用しようとする人の精神の状況につき鑑定をしなければならないと定める一方で、明らかにその必要がないと認めるときは、この限りではない（家事事件手続法（平成23年法律第52号）第119条）としており、鑑定書に代えて、より簡易な診断書の提出も許されるものとされている。
- 診断書の提出を認める運用は、家庭裁判所における迅速な審判に資するものである反面、成年被後見人とされることにより行為能力が制限されるなど、その効果が大きいこと等に鑑みれば、後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が診断書等を作成するに当たっては、本人の身体及び精神の状態を的確に示すような本人の生活状況等に関する情報が適切に提供されることにより、十分な判断資料に基づく適切な医学的判断が行われるようにすることが望ましい。特に、障害者については、本人の障害の特性をよりの確に踏まえた判断がなされることが望ましい。
- そこで、迅速な審判を図りつつ、より実態に即した適切な判断を可能とするため、医師が診断書等を作成するに当たっては、福祉関係者等が有している本人の置かれた家庭的・社会的状況等に関する情報も考慮できるよう、診断書等の在り方についても検討するとともに、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。
- また、後述の地域連携ネットワークにおけるチームに医師も参加し、診断書等を作成した後の情報提供を受けることによって、継続的な本人支援に関わることができるよう配慮すべきである。

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

①地域連携ネットワークの三つの役割

上記2(2)①イ)の目標を達成するため、各地域において、以下の三つの役割を念頭に、従来の保健・医療・福祉の連携（医療・福祉につながる仕組み）だけでなく、新たに、司法も含めた連携の仕組み（権利

擁護支援の地域連携ネットワーク)を構築する必要がある。

ア) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援

地域において、権利擁護に関する支援の必要な人(財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など)の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付ける。

イ) 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見や保佐・補助類型といった選択肢を含め、成年後見制度の利用について住民が身近な地域で相談できるよう、窓口等の体制を整備する。

ウ) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用を可能とする地域の支援体制を構築する。

②地域連携ネットワークの基本的仕組み

地域連携ネットワークは、以下の二つの基本的仕組みを有するものとして構築が進められるべきである。

ア) 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

- 地域全体の見守り体制の中で、権利擁護支援が必要な人を地域において発見し、必要な支援へ結び付ける機能を強化する。
- 権利擁護支援が必要な人について、本人の状況に応じ、後見等開始前においては本人に身近な親族や福祉・医療・地域の関係者が、後見等開始後はこれに後見人が加わる形で「チーム」としてかわる体制づくりを進め、法的な権限を持つ後見人と地域の関係者等が協力して日常的に本人を見守り、本人の意思や状況をできる限り継続的に把握し対応する仕組みとする。

#### イ) 地域における「協議会」等の体制づくり

- 後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

#### ③地域連携ネットワークの中核となる機関の必要性

- 各地域において、上記のような地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要になると考えられる。
- 中核機関には、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役としての役割が期待される。

#### ④地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等

各地域における連携ネットワーク及び中核機関については、以下に掲げるア) 広報機能、イ) 相談機能、ウ) 成年後見制度利用促進機能、エ) 後見人支援機能の4つの機能について、段階的・計画的に整備されることが求められるとともに、オ) 不正防止効果にも配慮すべきである。

なお、中核機関自ら担うべき業務の範囲については、地域連携ネットワークの関係団体と分担するなど、各地域の実情に応じて調整されるものである。

また、市町村・都道府県において、成年後見制度に関する普及・啓発の活動、人材育成や「成年後見支援センター」等の運営等の取組が既に進められている地域もあるが、地域連携ネットワークや中核機関の機能については、こうした既存の取組の活用等を含め、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、既存の地域包括ケアや地域福祉のネットワーク、実績のある専門職団体等の既存資源も十分活用しながら整

備を進めていく必要がある。

#### ア) 広報機能

- 地域連携ネットワークに参加する司法、行政、福祉・医療・地域などの関係者は、成年後見制度が本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることの認識を共有し、利用する本人への啓発活動とともに、そうした声を挙げるができない人を発見し支援につなげることの重要性や、制度の活用が有効なケースなどを具体的に周知啓発していくよう努める。
- 中核機関は、地域における効果的な広報活動推進のため、広報を行う各団体・機関（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会、市役所・町村役場の各窓口、福祉事業者、医療機関、金融機関、民生委員、自治会等）と連携しながら、パンフレット作成・配布、研修会・セミナー企画等の広報活動が、地域において活発に行われるよう配慮する。
- その際には、任意後見、保佐・補助類型も含めた成年後見制度の早期利用も念頭においた活動となるよう留意する。

#### イ) 相談機能

- 中核機関は、成年後見制度の利用に関する相談に対応する体制を構築する。その際には、地域の専門職団体や法テラス等の協力を得ることも想定される。
- 以下のような関係者からの相談対応、後見等ニーズの精査、見守り体制の調整を行う。
  - ・ 市町村長申立てを含め権利擁護に関する支援が必要なケースについて、後見等ニーズに気付いた人、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者等の関係者からの相談に応じ、情報を集約するとともに、必要に応じて弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等の支援を得て、後見等ニーズの精査と、必要な見守り体制（必要な権利擁護に関する支援が図られる体制）に係る調整を行う。
  - ・ その際、本人の生活を守り、権利を擁護する観点から、地域包括支援センターや障害者相談支援事業者等とも連携し、後見類型だけではなく、保佐・補助類型の利用の可能性も考慮する。
- ※ 弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携確保は、市町村区域を超えた広域対応が必要となる場合もあり、市町村と都

道府県が連携し支援する必要がある。

※ 各地域の特性に応じ、民生委員協議会や自治会、税理士会、行政書士会等多様な主体との連携も図られるべきである。

#### ウ) 成年後見制度利用促進機能

##### (a) 受任者調整（マッチング）等の支援

###### ○ 親族後見人候補者の支援

- ・ 後見人になるにふさわしい親族がいる場合、本人の状況に応じ、当該親族等へのアドバイス、専門職へのつなぎ、当該親族等が後見人になった後も継続的に支援できる体制の調整等を行う。

###### ○ 市民後見人候補者等の支援

- ・ 市民後見人が後見を行うのがふさわしいケースについては、市民後見人候補者へのアドバイス、後見人になった後の継続的な支援体制の調整等を行う。

###### ○ 受任者調整（マッチング）等

- ・ 専門職団体（弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等）は、あらかじめ、後見人候補者名簿を整備し、各会において円滑に人選を行えるようにしておくことが望ましい。
- ・ 中核機関は、市民後見人候補者名簿に加え、法人後見を行える法人の候補者名簿等を整備することが望ましい。
- ・ 家庭裁判所が後見人を選任するに際し、中核機関が後見人候補者を推薦するに当たっては、本人の状況等に応じ、適切な後見人候補者の選定のみならず、必要なチーム体制やその支援体制を検討する。

###### ○ 家庭裁判所との連携

- ・ 中核機関は、後見人候補者の的確な推薦や後見人への支援を行うことができるよう、日頃から各地域の家庭裁判所との連携体制を整えることが必要である。

##### (b) 担い手の育成・活動の促進

###### ○ 市民後見人の研修・育成・活用

- ・ 市民後見人の育成については、これまでも都道府県や市町村において行っているが、各地域で市民後見人の積極的な活用が可能となるよう、市町村・都道府県と地域連携ネットワークが連携しながら取り組むことにより、より育成・活用が進むことが考えられる。

- ・ さらに、市民後見人がより活用されるための取組として、市民後見人研修の修了者について、法人後見を担う機関における法人後見業務や社会福祉協議会における見守り業務など、後見人となるための実務経験を重ねる取組も考えられる。
- 法人後見の担い手の育成・活動支援
  - ・ 後見人の受任者調整を円滑に行うためには、専門職との連携、市民後見人育成に加え、法人後見の担い手の確保が必要となる。
  - ・ 担い手の候補としては、社会福祉協議会や、市民後見人研修修了者・親の会等を母体とする NPO 法人等が考えられ、市町村においては、引き続きそうした主体の活動支援（育成）を積極的に行うものとする。
  - ・ 若年期からの制度利用が想定され、その特性も多様である障害者の場合、継続性や専門性の観点から、法人後見の活用が有用である場合もあり、後見監督等による利益相反等への対応を含めた透明性の確保を前提に、その活用を図っていくことが考えられる。

#### (c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

- 日常生活自立支援事業は、判断能力が十分でない人が福祉サービスの利用手続や金銭管理において支援を受けるサービスであり、利用開始に当たり医学的判断が求められないこと、生活支援員等による見守り機能を生かし、本人に寄り添った支援が可能であることなどの特徴を有している。
- 今後、地域連携ネットワークが構築される中で、日常生活自立支援事業等の関連制度と成年後見制度との連携が強化されるべきであり、特に、日常生活自立支援事業の対象者のうち保佐・補助類型の利用や後見類型への転換が望ましいケースについては、成年後見制度へのスムーズな移行等が進められるべきである。
- 生活保護受給者を含む低所得者等で、成年後見制度の利用が必要である高齢者・障害者についても、成年後見制度利用支援事業の更なる活用も図りつつ、後見等開始の審判の請求が適切に行われるべきである。

#### エ) 後見人支援機能

- 中核機関は、親族後見人や市民後見人等の日常的な相談に応じるとともに、必要なケースについて、
  - ・ 法的な権限を持つ後見人と、本人に身近な親族、福祉・医療・地

域等の関係者がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の状況を継続的に把握し適切に対応する体制を作ること。

- ・ 専門的知見が必要であると判断された場合において法律・福祉の専門職が本人を支援することができるよう、専門職団体の協力を得られる仕組みを作ること（ケース会議開催等）。

など、意思決定支援・身上保護を重視した後見活動が円滑に行われるよう、支援する。

※ 上記チームに加わる関係者として、例えば、ケアマネジャー、相談支援専門員、生活保護ケースワーカー、保健師、精神保健福祉士、入所先社会福祉施設、入院先医療機関、認知症初期集中支援チーム、認知症疾患医療センター、介護サービス事業所、障害福祉サービス事業所、訪問看護ステーション、民生委員、市町村窓口などが考えられるが、必要に応じて、これに専門職も加わることも考えられる。

- 中核機関は、必要に応じて家庭裁判所と情報を共有し、後見人による事務が本人の意思を尊重し、その身上に配慮して行われるよう、後見人を支援する。

特に、本人の福祉・生活の質の向上の観点から、本人と後見人との関係がうまくいなくなっている場合や他の支援体制への切替えが望ましいと考えられる場合等において、本人の権利擁護を図るために、新たな後見人候補者を推薦するなどの方法による後見人の交代等に迅速・柔軟に対応できるよう、家庭裁判所との連絡調整を行う。

- 地域連携ネットワークでのチームによる見守りにおいては、移行型任意後見契約が締結されているケースのうち、本人の判断能力が十分でなくなり、さらにはそれを欠く等の状況に至っても任意後見監督人選任の申立てがなされず、本人の権利擁護が適切に行われない状態が継続しているようなケースがないか等にも留意し、チームにおける支援の中でそうしたケースを発見した場合には、速やかに本人の権利擁護につなげることとする。

#### オ) 不正防止効果

- 成年後見制度における不正事案は、親族後見人等の理解不足・知識不足から生じるケースが多くなっているところ、地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制が整備されていけ

ば、不正の発生を未然に防ぐ効果が期待される。

- このようなチームの整備等により、本人や親族後見人等を見守る体制が構築されれば、仮に親族後見人等が本人に対する経済的虐待や横領等の不正行為に及んだとしても、その兆候を早期に把握することが可能となり、その時点において、家庭裁判所等と連携して適切な対応をとることにより、被害を最小限に食い止めることも期待される。
- 上記のような体制が整備されることにより、これまでは、後見人において、財産の保全を最優先に硬直的な運用が行われていたケースについても、本人の生活の状況等に応じ、必要な範囲で本人の財産を積極的に活用しやすくなるなど、より適切・柔軟な運用が広がるものと期待される。
- 家庭裁判所への報告や家庭裁判所による監督を補完する形で、後見人による不正の機会を生じさせない仕組みや監督などを行う機能を家庭裁判所の外でもどのように充実させていくかについては、法務省等において、最高裁判所や専門職団体、金融機関等とも連携し、地域連携ネットワーク及び中核機関の整備による不正防止効果も視野に入れつつ、実効的な方策を検討する。

## ⑤中核機関の設置・運営形態

### ア) 設置の区域

- 中核機関の設置の区域は、住民に身近な地域である市町村の単位を基本とすることが考えられる。
- ただし、地域の実情に応じ、都道府県の支援も受け、複数の市町村にまたがる区域で設置するなどの柔軟な実施体制が検討されるべきである。

### イ) 設置の主体

- 設置の主体については、中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報等を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んだ連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい。
- その際には、下記ウ) に記述するように、例えば、地域連携ネットワークの中核の役割を担うことが適当と考えられる機関に委託

すること（複数の市町村にまたがる区域で中核機関が設置される場合には、当該複数市町村による共同委託）や、既に「成年後見支援センター」等を設置している地域においてはそうした枠組みを活用すること等を含め、地域の実情に応じた形で柔軟に設置できるよう検討されるべきである。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援等を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。
- 地域連携ネットワークや中核機関の業務については、専門的・広域的な対応が必要な内容も多く含まれていることから、都道府県は、各都道府県の実情に応じ、促進法第5条の規定にのっとり、自主的かつ主体的に、広域的に対応することが必要な地域における地域連携ネットワーク・中核機関の整備の支援及び人材養成や専門職団体との連携確保等広域的な対応が必要となる業務等につき、市町村と協議を行い、必要な支援を行うものとする。

#### ウ) 運営の主体

- 地域の実情に応じた適切な運営が可能となるよう、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。
- 市町村が委託する場合等の中核機関の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、NPO法人、公益法人等）を市町村が適切に選定するものとする。
- また、市町村の判断により、地域における取組実績等を踏まえ、一つの機関ではなく、複数の機関に役割を分担して委託等を行うことも考えられる。

#### エ) 設置・運営に向けた関係機関の協力

- 協議会等の構成メンバーとなる関係者のうち、特に、専門職団体（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会等）は、市町村と協力し、協議会等の設立準備会に参画するとともに、地域連携ネットワークの活動の中心的な担い手として、中核機関の設立及びその円滑な業務運営等に積極的に協力することが期待される。

## ⑥優先して整備すべき機能等

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにするという観点から、まずは、上記④ア) 広報機能やイ) 相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきである。
- また、促進法成立時の参議院内閣委員会附帯決議において、障害者の権利に関する条約第12条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の自己決定権が最大限尊重されるような社会環境の整備を行う旨の決議がなされたことを踏まえ、保佐・補助の活用を含め、早期の段階から、本人に身近な地域において成年後見制度の利用の相談ができるよう、市町村においては、特に、各地域の相談機能(④イ)の機能)の整備に優先して取り組むよう努めるべきである。
- ④ウ) 成年後見制度利用促進機能とエ) 後見人支援機能についても、今後の認知症高齢者の増加にも対応し、市町村長申立ての適切な実施や、「親亡き後」の障害者の長期にわたる後見等を意思決定支援・身上保護を重視した運用に変えていく支援体制を早期に整備していく観点等からは、早期の整備が期待される場所であるが、まずは、各種専門職の参加を得るために必要な協議会等について、必要に応じ都道府県の支援を得つつ、早期に設置し、各地域における関係者の具体的な役割分担と連携体制の整備に努めるべきである。
- 地域連携ネットワークにおけるチーム及び専門職団体による支援体制などの整備に当たっては、各地域における地域ケア会議、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく協議会、あるいは地域福祉計画に基づき地域活動を行う各種機関・協議会等、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、これらと有機的な連携を図りつつ進める。
- なお、成年後見制度を利用している高齢者・障害者やその後見人の相談対応等の支援も、意思決定支援や身上保護を重視した運用の充実を図る観点から重要であり、既存の資源や仕組み、特に専門職団体を活用するなどにより対応し、見守り体制の強化など支援の必要なケースへの対応等に努めるべきである。

## (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 ー安心して利用できる環境整備ー

- 成年後見制度が利用者にとって、安心かつ安全な制度となるためには、監督機能の更なる充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関においては、不正事案の発生を未然に抑止するための仕組みについて、今後の積極的な取組が期待される。
- 特に、地域における金融機関の役割については、本人が成年後見制度を利用するに当たって、自己名義の預貯金口座を維持することを希望した場合には、後見人において、これを適切に管理・行使することができるような、後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策を金融関係団体や各金融機関において積極的に検討することが期待される。

#### ①金融機関による新たな取組

- 金融機関は、本人名義の預貯金口座について、後見人による不正な引出しを防止するため、元本領収についての後見監督人等の関与を可能とする仕組みを導入するなど、不正事案の発生を未然に抑止するための適切な管理・払戻方法について、最高裁判所や法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。
- こうした取組により、後見人の財産管理の事務の負担が軽減されることになれば、後見人が身上保護に関する事務により取り組むことが可能となる。

#### ②親族後見人の成年後見制度への理解促進による不正行為の防止

- 本人の意思を尊重しつつ、後見人による不正防止等を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするため、支援機能を担う法律専門職団体は、支援機能の一環として、後見人に対し、積極的に指導・助言を行うものとする。
- 上記の法律専門職団体は、後見人の後見等の事務について、不適切な点を発見した場合には、家庭裁判所と連携し適切に対応する。

#### ③家庭裁判所と専門職団体等との連携

- 法務省等は、最高裁判所と連携し、地域の金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

#### ④移行型任意後見契約における不正防止

- 移行型任意後見契約については、上記2(2)④エ)において述べた地域連携ネットワークのチームによる見守りにおける不適切なケースの発見・支援とともに、不正防止に向けた実務的な対応策について幅広い検討が行われるべきである。

#### (4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

##### ①任意後見等の利用促進

- 行政、専門職団体、関係機関、各地域の相談窓口等において、任意後見契約のメリット等を広く周知するほか、各地域において、任意後見等を含め、本人の権利擁護の観点から相談などの対応が必要な場合の取組を進める。

##### ②制度の利用に係る費用等に係る助成

- 全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、地域支援事業及び地域生活支援事業として各市町村で行われている成年後見制度利用支援事業の活用について、以下の視点から、各市町村において検討が行われることが望ましい。
  - ・ 成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村においては、その実施を検討すること。
  - ・ 地域支援事業実施要綱において、成年後見制度利用支援事業が市町村長申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等を契機とする場合をも対象とすることができること、及び後見類型のみならず保佐・補助類型についても助成対象とされることが明らかにされていることを踏まえた取扱いを検討すること。
- 専門職団体が独自に行っている公益信託を活用した助成制度の例に鑑み、成年後見制度の利用促進の観点からの寄付を活用した助成制度の創設・拡充などの取組が促進されることが望まれる。

##### ③市町村による成年後見制度利用促進基本計画（市町村計画）の策定

- 促進法第23条第1項において、市町村は、国の基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとされている。
- 市町村計画を定めるに当たっては、以下の点につき、具体的に盛り込むことが望ましい。
  - ・ 上記（2）①の地域連携ネットワークの三つの役割を各地域において効果的に実現させる観点から、具体的な施策等を定めるものであること。
  - ・ 上記（2）②のチームや協議会等といった地域連携ネットワークの基本的仕組みを具体化させるものであること。
  - ・ 上記（2）④、⑤及び⑥を踏まえ、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営、並びにそれらの機能の段階的・計画的整備について定めるものであること。
  - ・ 既存の地域福祉・地域包括ケア・司法のネットワークといった地域資源の活用や、地域福祉計画など既存の施策との横断的・有機的連携に配慮した内容とすること。
  - ・ 成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと。

#### （5）国、地方公共団体、関係団体等の役割

##### ①市町村

- 市町村は、上記のとおり、地域連携ネットワークの中核機関の設置等において積極的な役割を果たすとともに、地域の専門職団体等の関係者の協力を得て、地域連携ネットワーク（協議会等）の設立と円滑な運営においても積極的な役割を果たす。
- 市町村は、上記（2）④に掲げた地域連携ネットワーク・中核機関に期待される機能の段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めるよう努める。
- また、市町村は、促進法第23条第2項において、条例で定めるところにより、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する基本的な事項を調査審議させる審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとされている。
 

市町村は、当該合議制の機関を活用し、市町村計画の検討・策定を進めるほか、当該地域におけるネットワークの取組状況について調査

審議し、例えば、当該地域において成年後見制度の利用が必要な人を発見し制度利用につなげる支援ができていないか等、地域における取組状況の点検、評価等を継続的に行うことが望ましい。

- なお、先述のとおり、地域における体制整備は、地域福祉や地域包括ケア等の既存の資源・仕組みを活用しつつ、地域福祉計画など既存の施策と有機的な連携を図りつつ進める。

## ②都道府県

- 促進法第24条において、都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、後見人となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされている。
- また、促進法第5条では、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するとされており、家庭裁判所が都道府県を基本単位とする機関であることや、専門性の高い司法に関する施策や司法関係機関との連携はハードルが高いと感じる市町村も多いこと等を踏まえると、都道府県は、都道府県全体の施策の推進や、国との連携確保等において、主導的役割を果たすことが期待される。
- 具体的には、都道府県においては、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが期待される。
  - ・ 各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する。

その際、家庭裁判所（本庁・支部・出張所）との連携や、法律専門職団体との連携等を効果的・効率的に行う観点に留意する。
  - ・ 特に後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等については、都道府県レベルで取り組むべき課題は多いと考えられる。

都道府県は、国の事業を活用しつつ、市町村と連携をとって施策の推進に努め、どの地域に住んでいても制度の利用が必要な人に対し、身近なところで適切な後見人が確保できるよう積極的な支援を行うことが期待される。
  - ・ 各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する

地域についても、広域的な観点から、家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等との連携面など、必要な支援を行う。

- さらに、地域において重層的な支援体制を構築していく観点から、上記の市町村単位の機関に対し更に広域的・専門的支援を行う、都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置についても、積極的に検討されるべきである。

### ③国

- 国においては、都道府県・市町村からの相談に積極的に応じ、財源を確保しつつ、国の予算事業の積極的活用などを促すとともに、各地域における効果的・効率的な連携の仕組みの具体的な検討に資するため、各地域の取組例を収集し、先進的な取組例の紹介や、連携強化に向けての試行的な取組への支援等に取り組む。
  - また、国は、都道府県等を通じ、国の基本計画を踏まえた全国における取組状況を把握し、地域における取組状況に格差が生じていないか等を継続的に確認し、必要な助言等を行うとともに、取組の進捗状況等を勘案し、必要な支援策について検討していくこととする。
  - 保佐・補助を含めた成年後見制度の利用の促進による事件数の増加に対応できるよう、裁判所の必要な体制整備が望まれる。
- ※ なお、地域において、既存の資源を活用しつつ、横断的で効率的な連携の仕組み構築が可能となるよう、国・都道府県・市町村においては、既存の制度の弾力的な活用等に配慮する。

### ④関係団体

弁護士会・司法書士会・社会福祉士会等といった法律専門職団体や福祉関係者団体等は、地域における協議会等に積極的に参加し、地域連携ネットワークにおける相談対応、チームの支援等の活動などにおいて積極的な役割が期待される。

#### ア) 福祉関係者団体

- 今後、成年後見制度において本人の意思決定支援・身上保護を重視した運用を進める上で、社会福祉士会など福祉関係団体は、以下のような役割が一層期待されることとなる。

- ・ ソーシャルワーク<sup>※6</sup>の理念や技術などに基づく本人の意思決定の支援
  - ・ 福祉に関する相談の一環として行われる成年後見制度の利用相談、制度や適切な関係機関の紹介
  - ・ 社会福祉士等の後見人候補者名簿を整備し、福祉的対応を重視すべき案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
  - ・ 地域の協議会等における、日常的な見守りにおけるチームの支援や、後見の運用方針における専門的な助言等の活動
  - ・ 必要に応じ、地域包括支援センター、障害者相談支援事業者、市役所・町村役場等との情報共有、連絡調整（権利擁護支援が必要な人の発見等）
- 社会福祉法人においては、地域の様々なニーズを把握し、これらのニーズに対応していく中で、地域における公益的な取組の一つとして、低所得の高齢者・障害者に対して自ら成年後見等を実施することも含め、その普及に向けた取組を実施することが期待される。

#### イ) 法律関係者団体

- 今後も、複雑困難な後見等の事案や、財産管理が重視される事案、本人と後見人との間に利害の対立が生じている事案等においては、法律関係団体の関与が必要不可欠であり、以下のような役割が期待される。
- ・ 法的観点からの後見等ニーズの精査や成年後見制度の利用の必要性、類型該当性等を見極める場面での助言や指導、ケース会議等への参加
  - ・ 弁護士及び司法書士等の後見人候補者名簿を整備し、多額の金銭等財産の授受や遺産分割協議等の高度な法的対応が必要となる案件等について、適切な後見人及び成年後見監督人等の候補者を推薦
  - ・ 親族後見人、市民後見人等の選任後において、知識不足や理解不足から生じる不正事案発生等を未然に防止するため、支援機能の一環として、後見人に対する指導や助言、必要に応じて成年後見監督人等として関与

※6 専門的な知識を用いて行われる社会福祉援助活動や、社会福祉援助活動で用いられる専門的な技術などの総称。

- ・ 本人と後見人との利害が対立した場合の調整に加え、地域の協議会等における専門的な指導、助言等の活動

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討

① 経緯等

- 医療や介護等の現場において、成年被後見人等に代わって判断をする親族等がない場合であっても、円滑に必要な医療・介護等を受けられるようにするための支援の在り方と、その中における成年後見人等の事務の範囲について具体的な検討を進め、必要な措置が講じられる必要がある。
- 厚生労働省の平成27年度「認知症の人の意思決定能力を踏まえた支援のあり方に関する研究事業」においては、認知症の人の意思決定支援に関する倫理的・法的な観点からの論点の整理及び医療・介護等の観点からの注意点が取りまとめられた。
- 平成28年度の同研究事業においては、成年後見人等の医療同意権も含め、成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の在り方等の検討が進められ、平成28年12月2日、その検討状況が促進委員会に中間報告された。

② 中間報告の内容

- 同中間報告では、成年後見人等に医療同意権を与えるかどうか（合法性）の観点のみならず、意思決定支援の視点から、適格性（支援に必要な資質と力量）及び適切性（権限行使が適切に行使される条件等）の確保の観点も踏まえ、以下のような考えが示された。
  - ・ 成年後見人等には、本人の意思決定支援者の一員としての役割（情報提供や、意思疎通・判断・意思形成の支援等）があり、本人の意思を推定する場合にも、より詳細に本人の意思を反映できるよう多職種の協議に参加したり、家族間の意見を調整するなどして、貢献できる場合がある。
  - ・ 今後、臨床現場の意思決定支援の質の向上の観点から成年後見人等の役割の拡充を考える場合には、意思決定支援等の認識向上や意思決定支援の質の確保のための手順・運用プロセスの明示といった一般的な施策と併せて、後見人の意思決定支援者としての役割を明示すると

もに、教育及び運用の質を確保することが重要である。

- ・ 特に、本人の意思決定が困難な場合においては、成年後見人等が身上監護面で十分な役割を果たし本人の置かれた状況やそれに伴う意思の経過等を熟知する必要がある、まずそうした環境整備が重要である。
- ・ そのためには、上記のような事例をまず共有しつつ、今後も、医療・介護等の現場における合意形成等、必要な対応を検討していく必要がある。

### ③ 今後の方向性

- まずは、医療の処置が講じられる機会に立ち会う成年後見人等が医師など医療関係者から意見を求められた場合等においては、成年後見人等が、他の職種や本人の家族などと相談し、十分な専門的助言に恵まれる環境が整えられることが重要であり、その上で、所見を述べ、又は反対に所見を控えるという態度をとるといったことが社会的に受け入れられるような合意形成が必要と考えられる。

- 今後、政府においては、このような考え方を基本として、
  - ・ 人生の最終段階における医療に係る意思確認の方法や医療内容の決定手続きを示した「人生の最終段階における医療の決定プロセスに関するガイドライン」等の内容や、
  - ・ 人生の最終段階における医療や療養について患者・家族と医療従事者があらかじめ話し合う自発的なプロセス（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方

も参考に、医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討を進めるべきである。

### (7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

- 成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）については、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つであると指摘されている。
- また、促進法第11条第2号においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由

に不当に差別されないよう、今後、政府においては、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。

#### (8) 死後事務の範囲等

- 促進法第11条第4号においては、成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこととされている。
- 成年被後見人等宛ての郵便物の成年後見人への転送や、成年後見人による死後事務(遺体の火葬・埋葬に関する契約の締結等)等については、成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が平成28年10月13日から施行されており、政府においては、その施行状況を踏まえつつ、これら成年後見人による事務が適切に行われるよう、必要に応じて検討を行う。

#### 4 その他

促進法附則第3条において、促進法施行の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日に内閣府に置かれた成年後見制度利用促進会議及び促進委員会を廃止するとともに、新たに厚生労働省においてその庶務を処理する成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議を設けることが規定されている。

円滑な事務の引継ぎを行い、基本計画の推進に支障を来すことがないように、内閣府及び厚生労働省において緊密に連携を図り、関係省庁の協力を得て所要の準備を進める。

# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

|   | 29年度 | 30年度 | 31年度※  | 32年度 | 33年度  |
|---|------|------|--|------|---|
| I 制度の周知   |      |      | パンフレット、ポスターなどによる制度周知                           |      |   |
| II 市町村計画の策定   |      |      | 国の計画の周知、市町村計画の策定動きかけ、策定状況のフォローアップ              |      |   |
| III 利用者がメリットを実感できる制度の運用<br>・適切な後見人等の選任のための検討の促進<br>・診断書の在り方等の検討<br>・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等 |      |      | 適切な後見人等の選任のための検討の促進                            |      | 新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ                              |
|   |      |      | 診断書の在り方等の検討                                    |      |   |
| IV 地域連携ネットワークづくり<br>・市町村による中核機関の設置<br>・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進   |      |      | 意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等                |      |   |
|   |      |      | 中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備                       |      | 相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築                            |
| V 不正防止の徹底と利用しやすさの調和<br>・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等<br>・取組の検討状況等を踏まえたとより効率的な不正防止の在り方の検討                     |      |      | 相談体制・地域連携ネットワーク構築支援（各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等） |      |   |
|   |      |      | 金融機関における自主的な取組のための検討の促進<br>専門職団体等による自主的な取組の促進  |      | 取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたとより効率的な不正防止の在り方の検討 |
| VI 成年後見人等の医療・介護に係る意思決定が困難な人への支援等の検討   |      |      | 医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理            |      | 参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善                             |
| VII 成年後見人等の権利制限の措置の見直し  |      |      | 成年後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等<br>（目途：平成31年6月まで）    |      |   |

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

# 成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間に念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 <別紙1参照> ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

## (1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 <別紙2参照>

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

## (2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり <別紙3参照>

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

## (3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 <別紙4参照>

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討  
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1:福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2:福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

# 成年後見制度利用促進基本計画の概要

## 基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
  - (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
  - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。  
〈別紙1参照〉

## 基本的な考え方及び目標等

### (1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

### (2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
  - ② 全国の地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
  - ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
  - ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。
- ### (3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善  
 一 制度開始時・開始後における身上保護の充実  
 <別紙2参照>

- 高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。
- 本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。
- 本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。
- 後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。

### ○ 以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。

- ・ 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
  - ・ 早期の段階からの相談・対応体制の整備
  - ・ 意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築
- 地域連携ネットワークの基本的仕組み
- ・ 「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備)
  - ・ 「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備)
- ▶ 地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。
- ◎ 地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等
- ・ 広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
  - ・ 相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
  - ・ 利用促進(マッチング)機能
  - ・ 後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
  - ・ 不正防止効果

### ◎ 中核機関の設置・運営形態

- ・ 設置の区域: 市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討)
  - ・ 設置の主体: 市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置)
  - ・ 運営の主体: 市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意)
- ※ 専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり  
 <別紙3参照>

## 総合的かつ計画的に講ずべき施策

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和  
 一安心して利用できる環境整備一  
 <別紙4参照>

(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項

(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割

(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討

(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し

(8) 死後事務の範囲等

- 現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)を検討する。
- 今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。
- 移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。
- 任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。
- 成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い)
- 市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。
- 市町村の役割: 中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等
- 都道府県の役割: 広域的地域からの市町村の支援等
- 国の役割: 財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など  
 ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要
- 医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。
- 成年後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
- 平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

# 成年後見制度利用促進基本計画の工程表

<別紙1>

|     | 29年度  | 30年度 | 31年度※  | 32年度 | 33年度  |
|-----|---|------|--|------|---|
| I   | 制度の周知   |      | パンフレット、ポスターなどによる制度周知                               |      |   |
| II  | 市町村計画の策定  |      | 国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ                  |      |   |
| III | 利用者がメリットを実感できる制度の運用<br>・適切な後見人等の選任のための検討の促進<br>・診断書の在り方等の検討<br>・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等 |      | 適切な後見人等の選任のための検討の促進                                |      | 新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ                              |
|     |   |      | 診断書の在り方等の検討  |      |   |
|     |   |      | 意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等                    |      |   |
| IV  | 地域連携ネットワークづくり<br>・市町村による中核機関の設置<br>・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進  |      | 中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備                           |      |   |
|     |   |      | 相談体制・地域連携ネットワーク構築支援<br>(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等) |      | 相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築                            |
| V   | 不正防止の徹底と利用しやすさの調和<br>・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等<br>・取組の検討状況等を踏まえ、たより効率的な不正防止の在り方の検討                   |      | 金融機関における自主的な取組のための検討の促進                            |      | 取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえ、たより効率的な不正防止の在り方の検討 |
|     |   |      | 専門団体等による自主的な取組の促進                                  |      |   |
| VI  | 成年後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討   |      | 医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理                |      | 参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善                             |
| VII | 成年後見人等の権利制限の措置の見直し  |      | 成年後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等<br>目途：平成31年5月まで          |      |   |

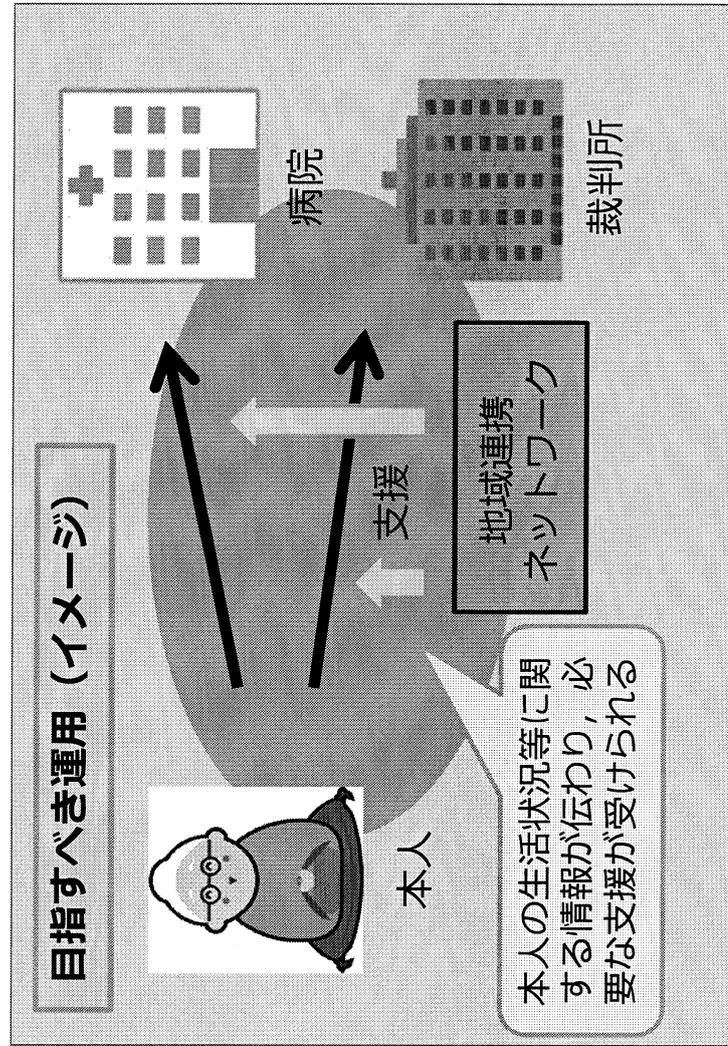
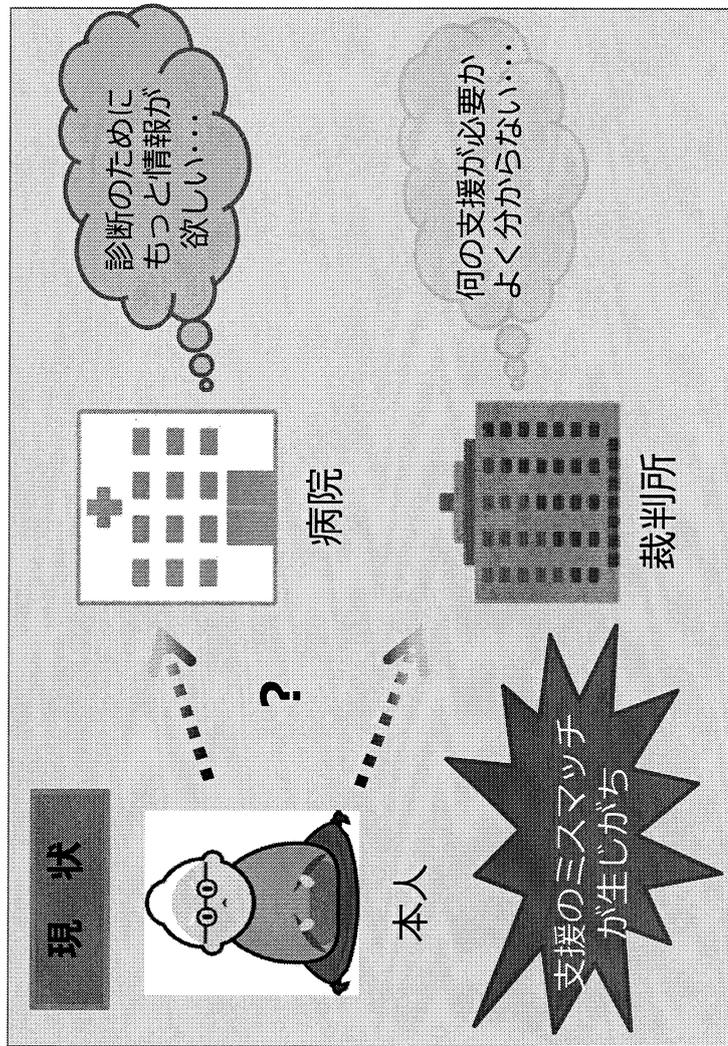
施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。  
※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

# 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

<別紙2>

## 利用促進委員会での御指摘

- 医師や裁判所には、本人の生活状況をきちんと理解した上で本人の能力について判断してほしい。
- 認知症や知的障害の特性を理解し、本人の意思を十分に汲み取ることのできる支援者が必要である。

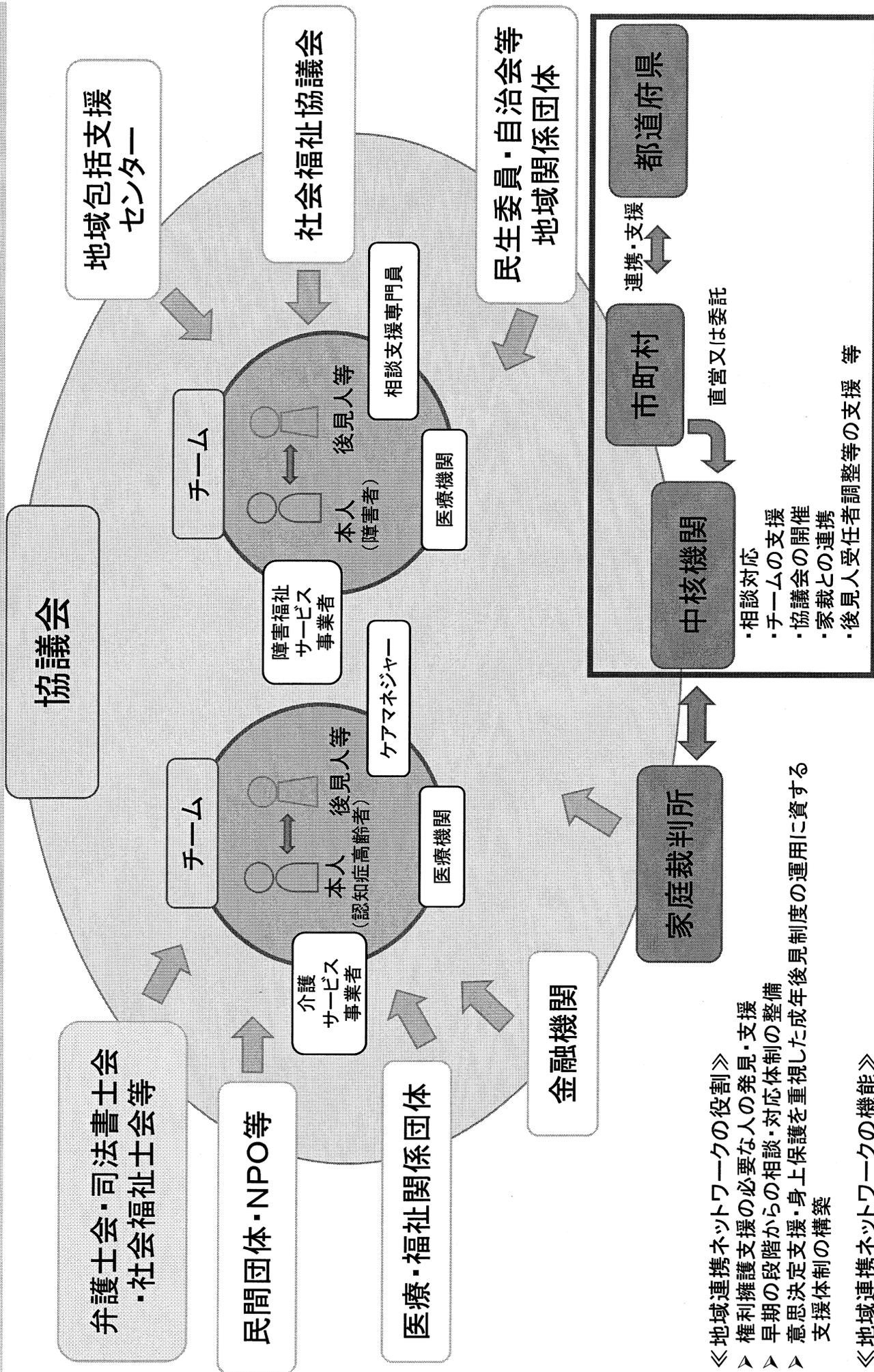


## 今後の検討課題

- 本人の生活状況等に関する情報が、医師・裁判所に伝わるよう関係機関による支援の在り方の検討
- 本人の生活状況等を踏まえた診断内容について分かりやすく記載できる診断書の在り方の検討

# 地域連携ネットワークのイメージ

<別紙3>



《地域連携ネットワークの役割》

- 権利擁護支援の必要な人の発見・支援
- 早期の段階からの相談・対応体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

《地域連携ネットワークの機能》

- ・広報機能、相談機能、利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果

※チーム：本人に身近な親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制

## 委員会の意見の概要等

- 後見制度支援信託に並立・代替する預貯金等の管理の在り方については、金融機関における自主的な取組に期待。(全国銀行協会、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、全国信用金庫協会、全国信用組合中央協会、ゆうちょ銀行、農林中央金庫に要請。)
- 今後、最高裁判所・法務省等とも連携しつつ、積極的な検討を進めることが期待される。

### 預貯金等の管理の在り方のイメージ(案)

- ・成年被後見人名義の預貯金について
  1. 口座の分別管理
    - ①小口預金口座(日常的に使用する生活費等の管理)
    - ②大口預金口座(通常使用しない多額の預貯金等の管理)
  2. 払戻し
    - ①小口預金口座
      - ・後見人のみの判断で払戻しが可能
    - ②大口預金口座
      - ・後見人に加え、後見監督人等の同意(関与)が必要
  3. 自動送金等

生活費等の継続的な確保のための定期的な自動送金

    - ②大口預金口座 → ①小口預金口座

成年後見制度の利用の促進に関する法律

目次

第一章 総則（第一条―第十条）

第二章 基本方針（第十一条）

第三章 成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）

第四章 成年後見制度利用促進会議（第十三条・第十四条）

第五章 成年後見制度利用促進委員会（第十五条―第二十二条）

第六章 地方公共団体の講ずる措置（第二十三条・第二十四条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実

現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

- 一 成年後見人及び成年後見監督人
  - 二 保佐人及び保佐監督人
  - 三 補助人及び補助監督人
  - 四 任意後見人及び任意後見監督人
- 2 この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 成年被後見人

二 被保佐人

三 被補助人

四 任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

3 この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

4 この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の

理念を踏まえて行われるものとする。

2 成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

3 成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連

携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係者の努力)

第六条 成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係機関等の相互の連携)

第八条 国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

2 地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在す

る成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第十条 政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に

掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二 成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三 成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年被後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四 成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年被後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五 成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために

必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六 成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七 成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八 地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実に必要な措置を講ずること。

九 前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十 成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能

を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一 家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

### 第三章 成年後見制度利用促進基本計画

第十二条 政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

2 成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 成年後見制度の利用の促進に関する目標
- 二 成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進する

ために必要な事項

3 内閣総理大臣は、成年後見制度利用促進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 前二項の規定は、成年後見制度利用促進基本計画の変更について準用する。

#### 第四章 成年後見制度利用促進会議

(設置及び所掌事務)

第十三条 内閣府に、特別の機関として、成年後見制度利用促進会議(以下この章において「会議」という。)を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成すること。

二 成年後見制度の利用の促進に関する施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する基本的事項の企画に関して審議する

とともに、成年後見制度の利用を促進するための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視すること。

- 3 会議は、次に掲げる場合には、成年後見制度利用促進委員会の意見を聴かなければならない。
  - 一 成年後見制度利用促進基本計画の案を作成しようとするとき。
  - 二 前項第三号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

(組織等)

第十四条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官

二 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

三 法務大臣

四 厚生労働大臣

五 総務大臣

六 前各号に掲げる者のほか、関係行政機関の長のうちから内閣総理大臣が指定する者

4 前三項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 成年後見制度利用促進委員会

(設置)

第十五条 内閣府に、成年後見制度利用促進委員会（以下この章において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 次に掲げる重要事項に関し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を内閣総理大臣又は関係各大臣に建議すること。

イ 成年後見制度の利用の促進に関する基本的な政策に関する重要事項

ロ 成年後見制度の利用の促進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策に関する重要事項

二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、前号に規定する重要事項に関し、調査審議すること。

(資料の提出要求等)

第十六条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができるほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(組織)

第十七条 委員会は、委員十人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第十八条 委員及び臨時委員は、成年後見制度に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。  
(委員の任期等)

第十九条 委員の任期は、附則第一条ただし書の政令で定める日の前日までとする。

2 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(委員長)

第二十条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第二十一条 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌理する。

(政令への委任)

第二十二条 第十五条から前条までに定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 地方公共団体の講ずる措置

(市町村の講ずる措置)

第二十三条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

(都道府県の講ずる措置)

第二十四条 都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

## 附 則

一六

### (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

### (検討)

第二条 認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

### (成年後見制度の利用の促進に関する法律の一部改正)

第三条 成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第十四条」を削り、  
「第五章 成年後見制度利用促進委員会（第十五条―第二十二条）」を

第六章 地方公共団体の講ずる措置（第二十三条・第二十四条）」

「第五章 地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）」に改める。

第一条中「とともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置する」を削る。

第十二条第三項中「内閣総理大臣」を「法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするとき」に改め、「成年後見制度利用促進基本計画」の下に「の変更」を加え、同条第四項中「内閣総理大臣」を「法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣」に改め、「遅滞なく、」の下に「変更後の」を加え、同条第五項を削る。

第十三条を次のように改める。

第十三条 政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

2 関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

3 成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第十四条及び第五章を削る。

第六章中第二十三条を第十四条とし、第二十四条を第十五条とし、同章を第五章とする。

(内閣府設置法の一部改正)

第四条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の二の次に次の一号を加える。

四十六の三 成年後見制度利用促進基本計画（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年

法律第二十九号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

第三十七条第三項の表中

アルコール健康障害対策関係者会議

アルコール健康障害対策基本法

|                  |                    |
|------------------|--------------------|
| アルコール健康障害対策関係者会議 | アルコール健康障害対策基本法     |
| 成年後見制度利用促進委員会    | 成年後見制度の利用の促進に関する法律 |

に改める。

第四十条第三項の表中

子どもの貧困対策会議

子どもの貧困対策の推進に関する法律

を

|              |                    |
|--------------|--------------------|
| 子どもの貧困対策会議   | 子どもの貧困対策の推進に関する法律  |
| 成年後見制度利用促進会議 | 成年後見制度の利用の促進に関する法律 |

に改める。

第五条 内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第四条第三項第四十六号の三を削る。

第三十七条第三項の表成年後見制度利用促進委員会の項を削る。

第四十条第三項の表成年後見制度利用促進会議の項を削る。

(内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定)

第六条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日がアルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法

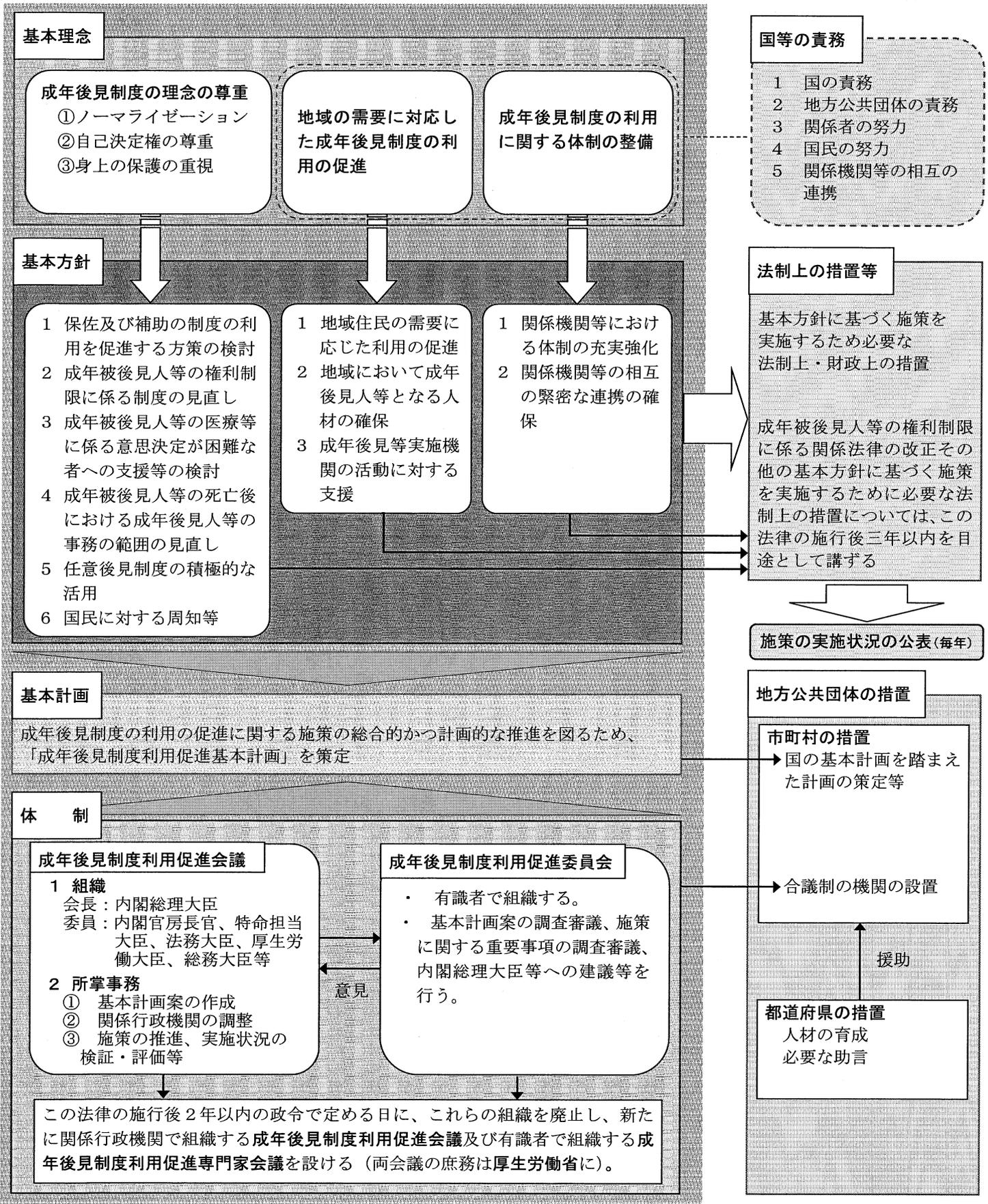
律第百九号)附則第一条第一項ただし書に規定する規定の施行の日後である場合には、前条のうち内閣府

設置法第四条第三項第四十六号の三を削る改正規定中「第四条第三項第四十六号の三」とあるのは「第四

条第三項第四十六号の二」と、アルコール健康障害対策基本法附則第六条のうち内閣府設置法第四条第三

項第四十六号の二を削る改正規定中「削る」とあるのは「削り、同項第四十六号の三を同項第四十六号の二とする」とする。

# 成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



## 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

公益社団法人 日本社会福祉士会

### 【調査目的】

- ・成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）に基づき、地域の成年後見制度利用促進の体制整備を中心となって推進する主体となる中核機関の職員を育成するための研修プログラムの開発、支援ツールやガイドラインの作成を目的に、中核機関の機能の一部を担っていると思われる権利擁護センター等の実務実施状況について、調査を行うものです。

### 【調査対象】

- ・全国社会福祉協議会が実施した「平成 29 年度成年後見制度にかかる取り組み状況調査」により「権利擁護センター等を設置している」と回答した社会福祉協議会、中核機関が担う実務に取り組まれている NPO 法人、平成 29 年度末時点の自治体直営の中核機関等（設置予定含む）

### 【ご記入に際して】

- ・特に断りのない場合は、平成 30 年 7 月 1 日時点での回答をお願いします。
- ・お忙しいところ誠に恐縮ですが、ご回答いただいた調査票は、**8月31日（金）まで**に、同封の返信用封筒にてご返送頂くか、下記「調査票の提出先」まで FAX にてご返信ください。（調査票の電子ファイルをダウンロードしてご回答・ご返送いただくことも可能です。詳細は以下「調査票のダウンロード」をご確認ください。）  
※ダウンロードした電子ファイル（ワードファイル）に直接入力する場合には、レイアウトが崩れたり、ページが増えたりしても気にせず入力してください。
- ・同封の別紙「自治体回答用紙」については、お手数ですが、自治体担当者（広域設置の場合は、貴センター等の所在地の自治体）に依頼してご回答いただき、本調査票の回答と併せて上記期日までにご返送下さいますようお願いいたします。（FAX、データ添付による E メールでのご返送も可能です）

**【調査に関する問い合わせ先】** ※公益社団法人日本社会福祉士会より調査実施業務の一部を委託しております。  
一般社団法人北海道総合研究調査会（略称：HIT）東京事務所（担当：辻、鈴木）  
TEL03-5472-7337（9：30～17：30 ※土日祝を除く）

### 【調査票の提出先】

一般社団法人北海道総合研究調査会 医療介護研究部（成年後見アンケート調査担当）  
〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 毎日札幌会館 3 階  
FAX：011-222-4105 E-mail: seinen-kouken@hit-north.or.jp

### 【調査票のダウンロード】

ご郵送した調査票（アンケート用紙）の電子ファイルを以下よりダウンロード可能です。  
ダウンロードした調査票ファイルにより回答いただく際は、プリントアウトして郵送・FAX、または上記「調査票の提出先」に記載したメールアドレス宛にファイルを添付してご返送ください。

<http://www.hit-north.or.jp/webdata/01.html>

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

|        |  |         |  |
|--------|--|---------|--|
| 都道府県   |  | 自治体名(※) |  |
| センター名  |  | 記入者役職   |  |
| 記入者氏名  |  | 電話番号    |  |
| E-mail |  | FAX     |  |

(※)所在地の市区町村をご記入ください

# 1. 貴センター等の運営体制

問1 貴センター等の基本情報について下記の項目にお答えください。

| ①設置時期  | 平成（ ）年（ ）月   |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|--|--|---|------------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----|---|----|----|---|----|----|---|----|----|---|------|------|---|
| ②設置方法  | <input type="checkbox"/> 1. 1つの市区町村で単独設置<br><input type="checkbox"/> 2. 複数市区町村で広域設置  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | 広域対応している市区町村名  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| ③運営方法  | <input type="checkbox"/> 1. 行政直営 <input type="checkbox"/> 2. 委託<br><input type="checkbox"/> 3. 事業補助<br><input type="checkbox"/> 4. その他（ ）  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | ※運営主体<br>(「2」「3」「4」を選択した場合)  | <input type="checkbox"/> 1. 社会福祉法人(社協以外) <input type="checkbox"/> 2. 社会福祉協議会<br><input type="checkbox"/> 3. 医療法人 <input type="checkbox"/> 4. 社団法人・財団法人<br><input type="checkbox"/> 5. NPO法人 <input type="checkbox"/> 6. 株式会社等<br><input type="checkbox"/> 7. その他（ ） |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| ④運営費(平成30年度予算額)  | 全 体  | 金額(千円未満切捨)  | 備考               |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | 行政からの委託  | 円   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | 行政からの補助  | 円   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | 後見報酬   | 円   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | 自主財源   | 円   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | その他( )   | 円   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| ⑤実施している事業<br>(複数回答可)   | <input type="checkbox"/> 1. 成年後見制度に関する相談<br><input type="checkbox"/> 2. 成年後見申立てにおける支援 →ア) 申立て支援件数(平成29年度実績)  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | <input type="checkbox"/> 3. 法人後見の受任  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | <input type="checkbox"/> 4. 市民後見人の養成   |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | <input type="checkbox"/> 5. 後見監督人の受任   |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | <input type="checkbox"/> 6. 虐待に関する相談   |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | <input type="checkbox"/> 7. 日常生活自立支援事業   |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | <input type="checkbox"/> 8. 生活困窮者自立相談支援事業  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | <input type="checkbox"/> 9. その他 ( )  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | 工) 後見監督人の受任件数 ←  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
|  | <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年<br/>7月1日現在</th> <th>過去の受任<br/>実績(累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合 計</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>後見</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>保佐</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>任意後見</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> |   |                  |                 | 平成30年<br>7月1日現在 | 過去の受任<br>実績(累計) | 合 計 | 件 | 件  | 後見 | 件 | 件  | 保佐 | 件 | 件  | 補助 | 件 | 件    | 任意後見 | 件 |
|  | 平成30年<br>7月1日現在  | 過去の受任<br>実績(累計)   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 合 計  | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 後見   | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 保佐   | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 補助   | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 任意後見   | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| →イ) 法人後見の受任件数  |  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年<br/>7月1日現在</th> <th>過去の受任<br/>実績(累計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合 計</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>後見</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>保佐</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>補助</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> <tr> <td>任意後見</td> <td>件</td> <td>件</td> </tr> </tbody> </table> |  |   |                  | 平成30年<br>7月1日現在 | 過去の受任<br>実績(累計) | 合 計             | 件   | 件 | 後見 | 件  | 件 | 保佐 | 件  | 件 | 補助 | 件  | 件 | 任意後見 | 件    | 件 |
|  | 平成30年<br>7月1日現在  | 過去の受任<br>実績(累計)   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 合 計  | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 後見   | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 保佐   | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 補助   | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 任意後見   | 件  | 件   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| →ウ) 市民後見人の養成人数実績   |  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| <table border="1"> <thead> <tr> <th>養成人数実績(平成29年度合計)</th> <th>人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>活動者数(平成29年度)</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>  |  |   | 養成人数実績(平成29年度合計) | 人               | 活動者数(平成29年度)    | 人               |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 養成人数実績(平成29年度合計)   | 人  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |
| 活動者数(平成29年度)   | 人  |   |                  |                 |                 |                 |     |   |    |    |   |    |    |   |    |    |   |      |      |   |

## 2. 職員体制

問2 貴センター等の業務に関わる職員の勤務形態・資格等について、ご記入・選択してください  
(平成30年7月1日時点)。欄が不足する場合は、お手数ですが追加してご記入願います。

|      | 雇用形態    |            |             | 業務状況    |             |                          | 保有資格       |              |              |          |               |              |            |                 |          |            |                             |                          |
|------|---------|------------|-------------|---------|-------------|--------------------------|------------|--------------|--------------|----------|---------------|--------------|------------|-----------------|----------|------------|-----------------------------|--------------------------|
|      | 1<br>正規 | 2<br>非正規常勤 | 3<br>非正規非常勤 | 1<br>専従 | 2<br>他業務と兼務 | 「2」のうち、日常生活自立支援事業と兼務の場合○ | 1<br>社会福祉士 | 2<br>精神保健福祉士 | 3<br>介護支援専門員 | 4<br>保健師 | 5<br>看護師・准看護師 | 6<br>相談支援専門員 | 7<br>臨床心理士 | 8<br>社会福祉主事任用資格 | 9<br>弁護士 | 10<br>司法書士 | 11<br>その他(※欄外に資格名を記入してください) | 12<br>相談支援に関する資格を所有していない |
| 記入例  | ①       | 2          | 3           | ①       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | ④        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員1  | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員2  | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員3  | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員4  | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員5  | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員6  | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員7  | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員8  | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員9  | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員10 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員11 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員12 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員13 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員14 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員15 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員16 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員17 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員18 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員19 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |
| 職員20 | 1       | 2          | 3           | 1       | 2           |                          | 1          | 2            | 3            | 4        | 5             | 6            | 7          | 8               | 9        | 10         | 11                          | 12                       |

問3 中核機関の機能を担うためには、どのような職員体制(従事する職員に必要な能力・業務スキル、職員の配置等)が必要と考えますか。(自由記入)

### 3. 職員への支援

問4 貴センター等では、人材育成のために研修を受講する体制がありますか。(あてはまるものすべてに○)

- 1. 外部研修に参加している
- 2. 外部講師による職場内研修を行っている
- 3. 内部職員による職場内研修を行っている
- 4. 職場内・外研修ともに受講機会を確保していない
- 5. 未定
- 6. その他 ( )

問5 上記で1～3と回答した方へおうかがいします。職員に対して、これまでどのような研修(講義・演習)を実施して(受講させて)いますか。(あてはまるものすべてに○)

#### 【1 相談援助の基本】

- 1. 相談援助の基本
- 2. 権利擁護支援を必要とする人についての理解
- 3. アドボカシーとエンパワメント
- 4. 意思決定支援
- 5. 権利擁護支援のアセスメント
- 6. スーパービジョン
- 7. ファシリテーション
- 8. 事例検討

#### 【2 成年後見制度の理解】

- 9. 成年後見制度の概要と成年後見人等の業務
- 10. 成年後見制度の申立手続き
- 11. 市区町村長申立
- 12. 法人後見・法人監督
- 13. 市民後見人の養成と支援
- 14. 親族後見人への支援
- 15. 事務管理・緊急事務管理
- 16. 死後の事務
- 17. 相続、遺言
- 18. 任意後見制度

#### 【3 成年後見制度の利用促進】

- 19. 成年後見制度利用促進と基本計画
- 20. 中核機関の役割
- 21. 関係機関との地域連携ネットワーク構築
- 22. 家庭裁判所との連携
- 23. 後見支援信託、後見支援預金
- 24. 医療行為における同意

#### 【4 関係施策】

- 25. 日常生活自立支援事業
- 26. 高齢者虐待防止、障害者虐待防止
- 27. 身元保証
- 28. 消費者被害
- 29. セルフ・ネグレクト

#### 【5 その他】

- 30. その他 ( )

問6 中核機関の人材育成にあたって、必要だと思う研修（講義・演習）はどのようなものですか。  
 （あてはまるものすべてに○）

|   |   |
|---|---|
| <p><b>【1 相談援助の基本】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 1. 相談援助の基本</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 権利擁護支援を必要とする人についての理解</p> <p><input type="checkbox"/> 3. アドボカシーとエンパワメント</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 意思決定支援</p> <p><input type="checkbox"/> 5. 権利擁護支援のアセスメント</p> <p><input type="checkbox"/> 6. スーパービジョン</p> <p><input type="checkbox"/> 7. ファシリテーション</p> <p><input type="checkbox"/> 8. 事例検討</p> <p><b>【2 成年後見制度の理解】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 9. 成年後見制度の概要と成年後見人等の業務</p> <p><input type="checkbox"/> 10. 成年後見制度の申立手続き</p> <p><input type="checkbox"/> 11. 市区町村長申立</p> <p><input type="checkbox"/> 12. 法人後見・法人監督</p> <p><input type="checkbox"/> 13. 市民後見人の養成と支援</p> <p><input type="checkbox"/> 14. 親族後見人への支援</p> <p><input type="checkbox"/> 15. 事務管理・緊急事務管理</p> <p><input type="checkbox"/> 16. 死後の事務</p> <p><input type="checkbox"/> 17. 相続、遺言</p> <p><input type="checkbox"/> 18. 任意後見制度</p> | <p><b>【3 成年後見制度の利用促進】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 19. 成年後見制度利用促進と基本計画</p> <p><input type="checkbox"/> 20. 中核機関の役割</p> <p><input type="checkbox"/> 21. 関係機関との地域連携ネットワーク構築</p> <p><input type="checkbox"/> 22. 家庭裁判所との連携</p> <p><input type="checkbox"/> 23. 後見支援信託、後見支援預金</p> <p><input type="checkbox"/> 24. 医療行為における同意</p> <p><b>【4 関係施策】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 25. 日常生活自立支援事業</p> <p><input type="checkbox"/> 26. 高齢者虐待防止、障害者虐待防止</p> <p><input type="checkbox"/> 27. 身元保証</p> <p><input type="checkbox"/> 28. 消費者被害</p> <p><input type="checkbox"/> 29. セルフ・ネグレクト</p> <p><b>【5 その他】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 30. その他<br/>                 ( )</p> |
|---|---|

問7 貴センター等では、職員が相談できる体制を整えていますか。（あてはまるものすべてに○）

|  |
|--|
| <p><input type="checkbox"/> 1. <u>職員が、組織内の他の職員や上司に相談できる体制をとっている</u></p> <p><input type="checkbox"/> 2. <u>職員が、外部の機関、専門職に相談できる体制がある</u></p> <p><input type="checkbox"/> 3. 特に相談できる体制はない</p> <p><input type="checkbox"/> 4. <u>その他</u></p> |
|--|

→ 「1」・「2」・「4」を選択した方

|                                |  |
|--------------------------------|--|
| 具体的な<br>相談体制に<br>ついて<br>（自由記入） |  |
|--------------------------------|--|

問8 貴センター等では、職員が業務で使用しているマニュアルや支援の流れに関するフロー図等がありますか。(1つだけ○)

- |                                     |
|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. ある      |
| <input type="checkbox"/> 2. 作成中     |
| <input type="checkbox"/> 3. ない      |
| <input type="checkbox"/> 4. その他 ( ) |

→ ○「1. ある」「2. 作成中」を選択した方は、お手数ですが、アンケートの返信用封筒に同封して御送付願います。

問9 貴センター等では、職員が業務で使用している書式（申立書類を除く）や帳票類等がありますか。(1つだけ○)

- |                                     |
|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1. ある      |
| <input type="checkbox"/> 2. 作成中     |
| <input type="checkbox"/> 3. ない      |
| <input type="checkbox"/> 4. その他 ( ) |

→ ○「1. ある」「2. 作成中」を選択した方は、お手数ですが、アンケートの返信用封筒に同封して御送付願います。

※また、下記に具体的に使用する場面についてご記入ください。

|                              |  |
|------------------------------|--|
| 具体的に<br>使用する<br>場面<br>(自由記入) |  |
|------------------------------|--|

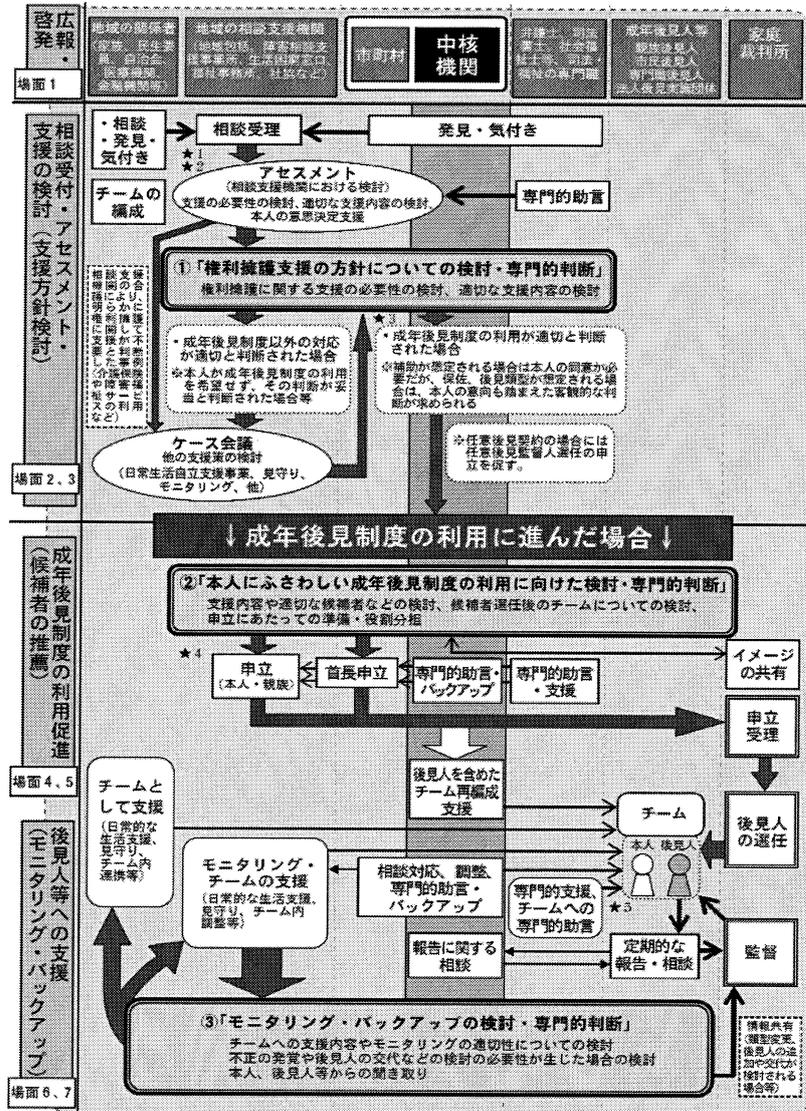
## 4. 成年後見制度の利用支援の各段階における役割・機能に関する取り組み状況

成年後見制度の利用支援の流れとして想定される下記のフロー図（※）に基づき、お聞きします。

（※）「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」（平成30年3月）P19より

[https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/taisei\\_seibi\\_tebiki\\_1.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12000000-Shakaiengokyoku-Shakai/taisei_seibi_tebiki_1.pdf)

図 中核機関の役割と支援の流れ、各主体に期待される役割（フロー図）



※ ★1～5は、何らかの要因で機能不全が起きやすい、または機能が未整備の自治体が多いと想定される過程です。

◎次ページ以降では、上記フロー図に基づき、「Ⅰ. 広報・啓発」、「Ⅱ. 相談受付・アセスメント・支援の検討（支援方針検討）」、「Ⅲ. 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦等）」、「Ⅳ. 後見人等への支援（モニタリング・バックアップ）」及び、「Ⅴ. Ⅰ～Ⅳの各段階に共通して」の支援段階ごとにおうかがいします。貴センター等の取り組み状況としてあてはまるものに○をつけ、「1. 実施している」「2. 実施を検討中」を選んだ方は、その具体的な内容も併せてご記入ください。（※項目の一部では、「1. 実施している」「2. 実施を検討中」以外の複数回答による選択肢もあります）

◎また、Ⅰ～Ⅳの各支援段階及びⅤにおいて、①成年後見制度の利用を進めるにあたって課題と感ずること、②役割を担うために必要だと思う研修内容について、具体的にご記入ください。（自由記入）

**【I. 広報・啓発】**

問10 貴センター等の業務に関する相談窓口の設置について、どのような取り組みを行っていますか。

|                                    | 実施状況（1つだけ○）   | 具体的な取組内容 |
|------------------------------------|---|----------|
| 1. 研修・講演会等による<br>周知・広報             | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない |          |
| 2. 住民に成年後見制度の相談を受けつけていることがわかるような工夫 | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない |          |

■上記1・2の他に取り組んでいることがあれば、具体的にご記入ください。（自由記入）

問11 【I. 広報・啓発】において、特に課題と感ずるのはどのようなことですか。また、取り組みを進める上で職員に必要と思う研修内容について具体的にご記入ください。（自由記入）

|                |  |
|----------------|--|
| ①課題            |  |
| ②必要と思う<br>研修内容 |  |

**【II. 相談受付・アセスメント・支援の検討（支援方針検討）】**

問 12 早期の段階から権利擁護支援の検討開始に向けた利用者ニーズを見極め、適切な支援につなげるために、どのような仕組みがありますか。

|  | 実施状況（1つだけ○）<br>※一部複数回答   | 具体的な取組内容 |
|--|--|----------|
| 1. 定期的な見守りなど、権利擁護に関する支援の必要性を早期にキャッチするための取り組み           | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない  |          |
| 2. 成年後見制度の利用者ニーズの見極めのための取り組み<br>(※選択肢3・4には障がいの相談が含まれる) | <b>※複数選択可</b><br><input type="checkbox"/> 1. 総合相談窓口において実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 日常生活自立支援事業の利用者について実施している<br><input type="checkbox"/> 3. 生活困窮者自立支援事業等の利用者について実施している<br><input type="checkbox"/> 4. 地域包括支援センター等の利用者について実施している<br><input type="checkbox"/> 5. その他<br><input type="checkbox"/> 6. 実施していない |          |
| 3. 検討のための会議への専門職（法律・福祉・医療など）の派遣の仕組み                    | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない  |          |
| 4. 市区町村長申立ての判断のための検討会議                                 | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない  |          |
| 5. 任意後見契約を締結している利用者の監督人選任のタイミングに関する助言、サポート             | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない  |          |

■上記1～5の他に取り組んでいることがあれば、具体的にご記入ください。(自由記入)

|  |
|--|
|  |
|--|

問 13 [Ⅱ. 相談受付・アセスメント・支援の検討(支援方針検討)]において、特に課題と感  
じるのはどのようなことですか。また、取り組みを進める上で職員に必要と思う研修内容につ  
いて具体的にご記入ください。(自由記入)

|                |  |
|----------------|--|
| ①課題            |  |
| ②必要と思う<br>研修内容 |  |

**【Ⅲ. 成年後見制度の利用促進（候補者の推薦等）】**

問 14 成年後見制度の利用に向けて、適切な候補者の検討など、後見開始に向けた本格調整及び申立の実施について、どのような仕組みがありますか。

|                                     | 実施状況<br>(1つだけ○)   | 具体的な取組内容  |
|-------------------------------------|---|---|
| 1. 申立に関わる相談・支援                      | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない   |   |
| 2. 診断書作成の支援                         | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない   |   |
| 3. 申立前に、適切な候補者を推薦するための検討会議（受任調整会議等） | <input type="checkbox"/> 1. 市区町村長申立のみ実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 市区町村長申立のみ実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 市区町村長申立以外も実施している<br><input type="checkbox"/> 4. 市区町村長申立以外も実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 5. 実施していない | <p>主な内容（複数回答可）</p> <input type="checkbox"/> 1. 自センターが法人後見を受任するかどうか検討するための会議<br><input type="checkbox"/> 2. 市民後見人を推薦するための検討会議<br><input type="checkbox"/> 3. 専門職後見人の選任について検討・決定するための会議<br><input type="checkbox"/> 4. 親族後見人の選任について検討・決定するための会議<br><input type="checkbox"/> 5. その他<br>( ) |
|                                     |   | <p><b>「1」「2」「3」「4」を選択した方：</b></p> <p>①会議の開催・運営方法（1つだけ○）</p> <input type="checkbox"/> 1. 1つの会議体で実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 個別の会議体で実施している<br><input type="checkbox"/> 3. その他   |
|                                     |   | <p>②具体的に（自由記入）</p>  |
| 4. 専門職能団体から適切な候補者の推薦を受ける仕組み         | <input type="checkbox"/> 1. 整っている<br><input type="checkbox"/> 2. 検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 整っていない  |   |

|                     |   |  |
|---------------------|---|--|
| 5. 市民後見人の育成・活動支援    | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない |  |
| 6. 法人後見の担い手の育成・活動支援 | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない |  |

■上記1～6の他に取り組んでいることがあれば、具体的にご記入ください。(自由記入)

問 15 [Ⅲ. 成年後見制度の利用促進(候補者の推薦等)]において、特に課題と感ずるのはどのようなことですか。また、取り組みを進める上で職員に必要と思う研修内容について具体的にご記入ください。(自由記入)

|            |  |
|------------|--|
| ①課題        |  |
| ②必要と思う研修内容 |  |

**【Ⅳ. 後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ）】**

問 16 後見開始後の継続的な支援のための仕組みがありますか。

|  | 実施状況<br>（1つだけ○）<br>※一部複数回答  | 具体的な取組内容 |
|--|---|----------|
| 1. 後見人等と支援関係者の調整やコーディネート（支援会議、顔合わせ等）                     | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない   |          |
| 2. 後見人等からの相談受付   | ※複数選択可<br><input type="checkbox"/> 1. 市民後見人に対して実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 親族後見人に対して実施している<br><input type="checkbox"/> 3. 専門職後見人に対して実施している<br><input type="checkbox"/> 4. 支援関係者や家族に対して実施している<br><input type="checkbox"/> 5. 専門職団体等に対して実施している<br><input type="checkbox"/> 6. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 7. 実施していない |          |
| 3. 本人の状況の変化等に応じた家庭裁判所との連絡調整（必要と判断された場合、類型変更や後見人の交代等の検討へ） | <input type="checkbox"/> 1. 実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 3. 実施していない   |          |
| 4. 親族や市民後見人に対して家庭裁判所への提出書類について相談・助言                      | ※複数選択可<br><input type="checkbox"/> 1. 市民後見人に対して実施している<br><input type="checkbox"/> 2. 親族後見人に対して実施している<br><input type="checkbox"/> 3. 実施を検討中<br><input type="checkbox"/> 4. 実施していない   |          |

|   |   |  |
|---|---|--|
| <p>5. 後見人同士の関係構築を支援するために定期的に集まる場（連絡会等）の開催</p> | <p><b>※複数選択可</b></p> <p><input type="checkbox"/> 1. 市民後見人に対して実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 2. 親族後見人に対して実施している</p> <p><input type="checkbox"/> 3. 実施を検討中</p> <p><input type="checkbox"/> 4. 実施していない</p> |  |
|---|---|--|

■上記 1～5 の他に取り組んでいることがあれば、具体的にご記入ください。（自由記入）

問 17 [Ⅳ. 後見人等への支援段階（モニタリング・バックアップ）]において、特に課題と感ずるのはどのようなことですか。また、取り組みを進める上で職員に必要と思う研修内容について具体的にご記入ください。（自由記入）

|                   |  |
|-------------------|--|
| <p>①課題</p>        |  |
| <p>②必要と思う研修内容</p> |  |

**【V. 上記Ⅰ～Ⅳの各段階に共通して】**

問 18 各支援の段階（場面）において、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人の意思決定に必要な支援を行うために取り組んでいること等があれば、具体的にご記入ください。

（自由記入）

- （例）
- ・ 申立てが予定される前から、後見制度利用を意識したフォーマル・インフォーマルな支援ネットワークの構築・活用
  - ・ 支援に関わる人がチームとして役割分担し、本人意思を引き出すための環境整備
  - ・ 本人の意思実現の適切な代理権行使のあり方等に関する研鑽機会の確保 等

## 5. 地域の関係機関等との連携について

問 19 成年後見制度の利用を進めるにあたり、下記機関・団体等とどのような連携を行っていますか。また、連携の具体的な内容や効果、課題について記入してください。(自由記入)

| ○ 連携している<br>機関・団体等に |                      | 連携の具体的な内容・効果 | 連携上の課題 |
|---------------------|----------------------|--------------|--------|
|                     | ①都道府県                |              |        |
|                     | ②市区町村                |              |        |
|                     | ③家庭裁判所               |              |        |
|                     | ④専門職団体               |              |        |
|                     | ⑤地域包括支援<br>センター      |              |        |
|                     | ⑥障害者相談支援事業<br>所等     |              |        |
|                     | ⑦都道府県社会福祉<br>協議会     |              |        |
|                     | ⑧市区町村社会福祉<br>協議会     |              |        |
|                     | ⑨民生委員・自治会等<br>地域関係団体 |              |        |
|                     | ⑩医療機関                |              |        |
|                     | ⑪医師会                 |              |        |
|                     | ⑫法テラス                |              |        |
|                     | ⑬介護・福祉サービス<br>事業者等   |              |        |
|                     | ⑭金融機関                |              |        |
|                     | ⑮その他<br>( )          |              |        |





平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける  
 支援機能のあり方に関する調査研究事業」  
 既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査

**別紙（自治体回答用紙）**

◆調査票の内容について確認させていただく場合がありますので、連絡先をご記入下さい。

|        |  |       |  |
|--------|--|-------|--|
| 都道府県   |  | 自治体名  |  |
| 部・課    |  | 記入者役職 |  |
| 記入者氏名  |  | 電話番号  |  |
| E-mail |  | FAX   |  |

**中核機関の設置についておたずねします**

問 1 貴自治体では、中核機関を設置・検討していますか。(1つに✓)

- 1. すでに設置 →設置した年度：平成〔 〕年度
- 2. 現在、あり方の協議中（または協議予定）
- 3. 協議等未実施 →問4へ
- 4. その他（ ）

→「2. 現在、あり方の協議中（または協議予定）」を選択した方  
 設置予定時期についてお答えください。(1つに✓)

- 1. 今年度中に設置
- 2. 31年度中に設置
- 3. 32年度中に設置
- 4. 33年度中に設置
- 5. 協議中だが設置時期は未定

問 2 中核機関を設置・検討中の場合、運営形態についてお答えください(予定含む)。(1つに✓)

- 1. 既存の権利擁護センター等に中核機関を委託している(しようと思っている)
- 2. 既存の権利擁護センター等に中核機関の一部業務を委託している(しようと思っている)
- 3. 既存の権利擁護センター等以外に、中核機関を委託している(することを検討中)
- 4. すべて直営
- 5. 現在、あり方の協議中（または協議予定）
- 6. その他（ ）

問 3 中核機関を設置・検討中の場合、設置圏域についてお答えください(予定含む)。(1つに✓)

- 1. 貴自治体単独設置
- 2. 広域自治体との協働設置
- 3. 現在、あり方の協議中（または協議予定）
- 4. その他（ ）

問 4 平成 29 年厚生労働省 老人保健事業推進費等補助金における「地域における成年後見制度  
 利用促進に向けた体制整備のための手引き」を参考にしていますか。(1つに✓)

- 1. 参考にしている
- 2. 参考にしていない
- 3. 知らなかった
- 4. その他（ ）

**質問は以上です。ご協力ありがとうございました。**

大変恐縮ですが、**8月31日(金)までに**、権利擁護センター等でご回答いただく調査票と併せて同封いた  
 だくか、データの場合は下記メールアドレス宛にファイルを添付してご返送いただけますと幸いです。

E-mail: seinen-kouken@hit-north.or.jp

# 成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける 支援機能のあり方に関する調査研究事業

成年後見制度利用促進支援機能検討委員会  
(事務局 公益社団法人 日本社会福祉士会)

## 事業目的

・中核機関が地域連携ネットワークの要として機能し、支援機能を発揮するための要件を明らかにするため、支援機能に関する調査研究を行い、中核機関に配置する人材の育成のための研修プログラム、支援ツール等を開発する。

## 事業内容

### 中核機関の支援機能の展開にむけた調査研究と、人材の育成のための研修プログラム等の開発 (中核機関支援)

- ・既存の権利擁護センター等における実務実施状況に関するアンケート調査(390ヶ所を対象に2018年8月に実施)
- ・ヒアリング調査(7箇所を対象に、2018年8月～11月に実施)



- ①自治体・中核機関職員のための支援の実務において参考となる事例や支援ツール等の開発  
→「成年後見制度利用促進に向けた実務のための手引き(仮称)」の開発
- ②「市町村職員・中核機関職員のための研修プログラム(基礎研修・応用研修)」の開発
- ③「2018年度成年後見制度利用促進フォーラム～中核機関の支援機能を担う人材育成に向けて～」の開催

## 事業実施体制

本委員会(委員10名)の設置(4回)

ワーキング・グループ委員会(委員11名)を設置(7回)

**平成 30 年度 社会福祉推進事業**  
**「成年後見制度利用促進に向けた地域連携ネットワークにおける**  
**支援機能のあり方に関する調査研究事業」委員・オブザーバー名簿**

**本委員会 委員（委員は五十音順）**

|    | 氏名（敬称略） | 所属・団体                   | 備考  |
|----|---------|-------------------------|-----|
| 1  | 新井 誠    | 中央大学 法学部                | 委員長 |
| 2  | 青木 佳史   | 日本弁護士連合会                |     |
| 3  | 五十嵐 禎人  | 千葉大学                    |     |
| 4  | 小佐波 幹雄  | 品川成年後見支援センター            |     |
| 5  | 齋藤 敏靖   | 公益社団法人 日本精神保健福祉士協会      |     |
| 6  | 高橋 良太   | 全国社会福祉協議会 地域福祉部         |     |
| 7  | 星野 美子   | 公益社団法人 日本社会福祉士会         |     |
| 8  | 牧野 奈津美  | 静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課      |     |
| 9  | 矢頭 範之   | 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート |     |
| 10 | 山崎 智美   | 公益社団法人 日本社会福祉士会         |     |

**ワーキング・グループ 委員（委員は五十音順）**

|    | 氏名（敬称略） | 所属・団体                    | 備考  |
|----|---------|--------------------------|-----|
| 1  | 山口 光治   | 淑徳大学 総合福祉学部社会福祉学科        | 委員長 |
| 2  | 安藤 亨    | 豊田市福祉部福祉総合相談課            |     |
| 3  | 小川 幸裕   | 弘前学院大学                   |     |
| 4  | 鹿嶋 隆志   | 公益社団法人 日本社会福祉士会          |     |
| 5  | 白土 典子   | いわき市内郷・好間・三和地区保健福祉センター   |     |
| 6  | 住田 敦子   | 尾張東部成年後見センター             |     |
| 7  | 田邊 寿    | 社会福祉法人 伊賀市社会福祉協議会        |     |
| 8  | 西川 浩之   | 公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート |     |
| 9  | 星野 美子   | 公益社団法人 日本社会福祉士会          |     |
| 10 | 水島 俊彦   | 日本弁護士連合会                 |     |
| 11 | 矢澤 秀樹   | 社会福祉法人 伊那市社会福祉協議会        |     |

**オブザーバー**

|   | 所属・団体                                   |  |
|---|---|--|
| 1 | 厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室          |  |
| 2 | 厚生労働省 老健局 総務課 認知症施策推進室                  |  |
| 3 | 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課<br>地域生活支援推進室 |  |
| 4 | 厚生労働省 老健局 高齢者支援課                        |  |
| 5 | 法務省 民事局                                 |  |
| 6 | 最高裁判所 事務総局 家庭局                          |  |





**公益社団法人 日本社会福祉士会**

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-13 カタオカビル2F  
TEL 03-3355-6541 FAX 03-3355-6543

※無断で複写・転載することを禁じます。